

和光市都市計画マスタープラン 改訂版 (素案)

— 新旧対応 —

凡例

- 〇〇〇： 現行都市計画マスタープランからの変更部分
- 〇〇〇： 第3回和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会でいただいた意見による変更部分

はじめに

見直しの背景

都市計画マスタープランの策定から 12 年余りが経過し、その間に社会情勢の変化や新たな都市基盤の整備により土地利用が変化しています。更に和光市では、平成 23 年度より新たに第四次和光市総合振興計画がスタートしており、埼玉県で定める和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についても見直しが行われました。

また、都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法のいわゆるまちづくり三法の改正や新たに景観法が施行され和光市が景観行政団体になるなどの制度面の変化、少子高齢化の進展や安全・安心への関心の高まり、コンパクトな都市づくりに向けた対応など、まちづくりを取り巻く状況も大きく変化し、対応すべき新たな課題が生じています。

これらの課題に対応し、時代のニーズにあった実効性のある都市計画マスタープランとするため、今回見直しを行いました。

見直しの方針

本計画の見直しに当たっては、社会情勢の変化、現行の法令、条例及び都市計画の変更による経年変化への対応を図るとともに、都市計画基礎調査の結果を反映することとしました。

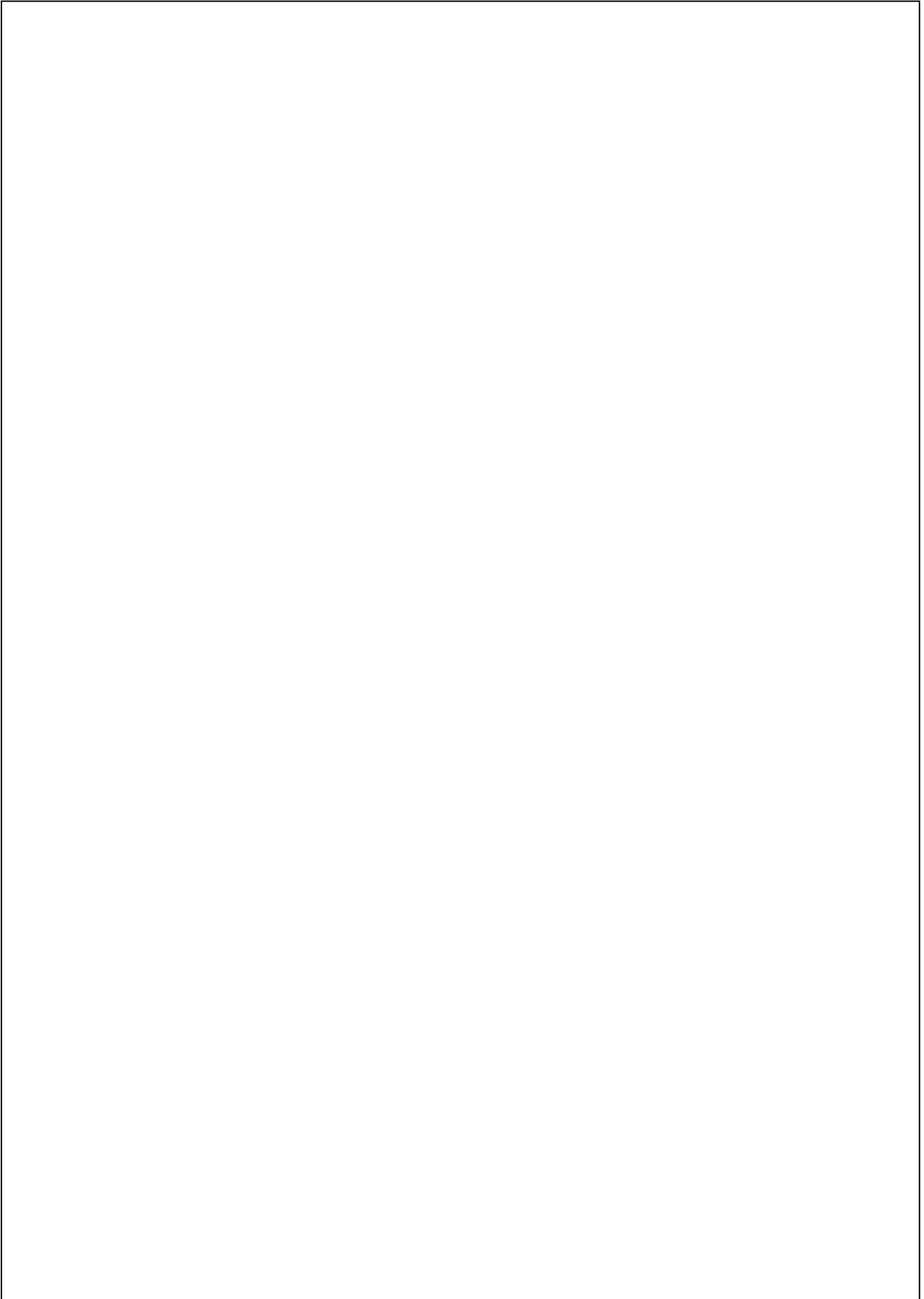
また、第四次和光市総合振興計画や埼玉県で定める和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に位置づけられた施策との整合を図ることとしました。

見直しに向けた取り組みの流れ

本計画の見直しに当たっては、市民意向調査を実施し広く市民の意向を収集するとともに、市民参加による「検討市民委員会」を組織して課題や方針の検討を行いました。

また、パブリック・コメントによる意見募集を行い、市民の意見を反映させるとともに和光市都市計画審議会に諮るなど、広く市民の参加を得て見直しを行いました。

(旧)



目 次

はじめに

1 都市計画マスタープランの目的と位置づけ

- 1－1 都市計画マスタープラン策定の目的
- 1－2 都市計画マスタープランの位置づけ
- 1－3 都市計画マスタープランの計画期間
- 1－4 都市計画マスタープラン策定の流れ

2 和光市の現況と課題

- 2－1 和光市の概況
- 2－2 上位計画の概要
- 2－3 市民意向調査
- 2－4 まちづくりの課題

3 都市像の確立

- 3－1 基本理念
- 3－2 将来都市像
- 3－3 都市の基本構造
- 3－4 都市フレームの設定

4 将来の全体都市構想

- 4－1 全体都市構成
- 4－2 土地利用方針
- 4－3 都市施設整備方針
- 4－4 都市環境形成方針
- 4－5 都市景観形成方針
- 4－6 都市防災化方針

5 地区別構想

- 5－1 A地区
- 5－2 B地区
- 5－3 C地区
- 5－4 D地区
- 5－5 E地区

6 まちづくりの実現に向けて

- 6－1 基本的な考え方
- 6－2 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進
- 6－3 総合的なまちづくり施策の展開

目 次

1. 都市計画マスタープランの目的と位置づけ

- 1－1 都市計画マスタープラン策定の目的
- 1－2 都市計画マスタープランの位置づけ
- 1－3 都市計画マスタープランの計画期間
- 1－4 都市計画マスタープラン策定の流れ

2. 和光市の現況と課題

- 2－1 和光市の概況
- 2－2 上位計画の概要
- 2－3 住民意向調査
- 2－4 和光市の現況のまとめ
- 2－5 都市の問題・課題

3. 都市像の確立

- 3－1 基本理念
- 3－2 将来都市像
- 3－3 都市の基本構造
- 3－4 都市フレームの設定

4. 将来の全体都市構想

- 4－1 全体都市構成
- 4－2 土地利用方針
- 4－3 都市施設整備方針
- 4－4 都市環境形成方針
- 4－5 都市景観形成方針
- 4－6 都市防災化方針

5. 地区別構想

- 5－1 A地区
- 5－2 B地区
- 5－3 C地区
- 5－4 D地区
- 5－5 E地区

6. まちづくりの実現に向けて

- 6－1 総合的なまちづくり施策の展開
- 6－2 市民・行政のパートナーシップによるまちづくりの推進
- 6－3 先駆的な事業の展開

1 都市計画マスタープランの目的と位置づけ

1-1 都市計画マスタープラン策定の目的

(1) 目的

平成4年6月の都市計画法改正によって、市民に最も身近な自治体である市町村が、都市計画法第18条の2の規定に基づいて、「市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)」を定めることとなりました。

和光市では、平成13年12月に和光市の都市計画に関する将来ビジョン及び地区別のあるべき市街地像を示すことを目的として、平成32年を目標年次とする「和光市都市計画マスタープラン」を策定しました。

本計画は、市民・行政が一体となって、地域に根ざした都市づくりを進めていくための基本的な方針を定めるものであり、次の点を主な目的としています。

●市民参加型のまちづくりの推進

これからのまちづくりは、まちの主役である市民の主体的な**取組**を基本とし、地域により身近な立場から進めていくことが重要となります。

本計画では、懇談会などを通じた市民参加を得て、市民ニーズの反映を図るとともに、市民による自主的なまちづくりを育むひとつの契機となることを目指します。

●総合的かつ体系的なまちづくり施策の展開

まちづくりには、市民、**事業者**、行政などの様々な主体や土地利用、都市施設など多岐にわたる計画・事業が関わってきます。それらの主体や施策を共通の方向に束ね、総合的かつ体系的に展開するため、「将来目指すべき望ましいまちの姿(将来都市像)」を明らかにします。

●地域性を生かしたまちづくりの推進

まちへの愛着や誇りを育むためには、そのまちならではの特色を**生かし**、地域性豊かなまちづくりに**取り組む**必要があります。まちの各地区に蓄積された固有の歴史や自然などの状況を十分に踏まえ、地区ごとの特色を生かした方針として、まちのあるべき姿を明らかにします。

1. 都市計画マスタープランの目的と位置づけ

1-1 都市計画マスタープラン策定の目的

都市化の進展や社会・産業構造の急速な変化、また価値観の多様化など、近年の社会動向を踏まえた新たな都市づくりに対応するものとして、平成4年6月に都市計画法が改正され、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の策定が創設されました。

「和光市都市計画マスタープラン」は、同法に基づき、市民・行政が一体となって、地域に根ざした都市づくりを進めていくための基本的な方針を定めるものであり、次の点を主な目的としています。

●市民参加型のまちづくりの推進

これからのまちづくりは、まちの主役である市民の主体的な取り組みを基本とし、地域により身近な立場から進めていくことが重要となります。

本計画では、懇談会などを通じた市民参加を得て、計画への市民ニーズの反映を図るとともに、市民による自主的なまちづくりを育むひとつの契機となることを目指します。

●総合的かつ体系的なまちづくり施策の展開

まちづくりには、市民、企業、行政などの様々な主体や土地利用、都市施設など多岐にわたる計画・事業が関わってきます。それら主体や施策を共通の方向に束ね、総合的かつ体系的に展開するため、「将来目指すべき望ましいまちの姿（将来都市像）」を明らかにします。

●地域性を生かしたまちづくりの推進

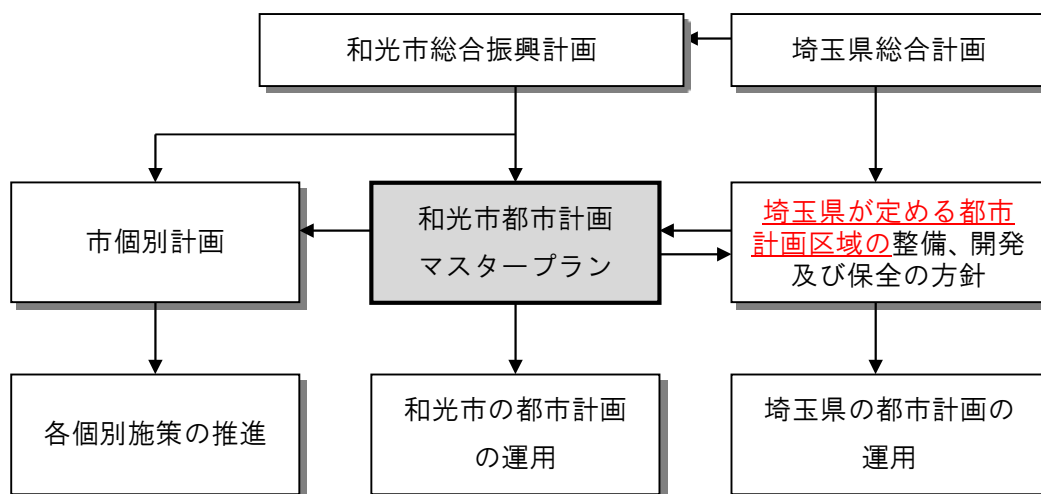
まちへの愛着や誇りを育むためには、そのまちならではの特色がにじむ、地域性豊かなまちづくりを図っていく必要があります。まちの各地区に蓄積された固有の歴史や自然などの状況を十分に踏まえ、地区ごとの特色を生かした方針として、まちのあべき姿を明らかにします。

(新)

1-2 都市計画マスタープランの位置づけ

和光市都市計画マスタープランは、**埼玉県**の総合計画との整合を図るとともに、**埼玉県**の策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、和光市の基本構想である「和光市総合振興計画」などに即するものとして位置づけられます。

このような位置づけの下、本計画が担う役割は以下のように整理されます。



1-3 都市計画マスタープランの計画期間

本計画は、長期的なまちづくりの取組を見据え、また、将来の社会動向の変化に際しての対応を考慮し、おおむね 20 年間を計画期間とし、平成 32 年を目標年次としています。

1-4 都市計画マスタープラン策定の流れ

都市計画マスタープラン策定の流れは、次頁図に示すとおりとなっています。

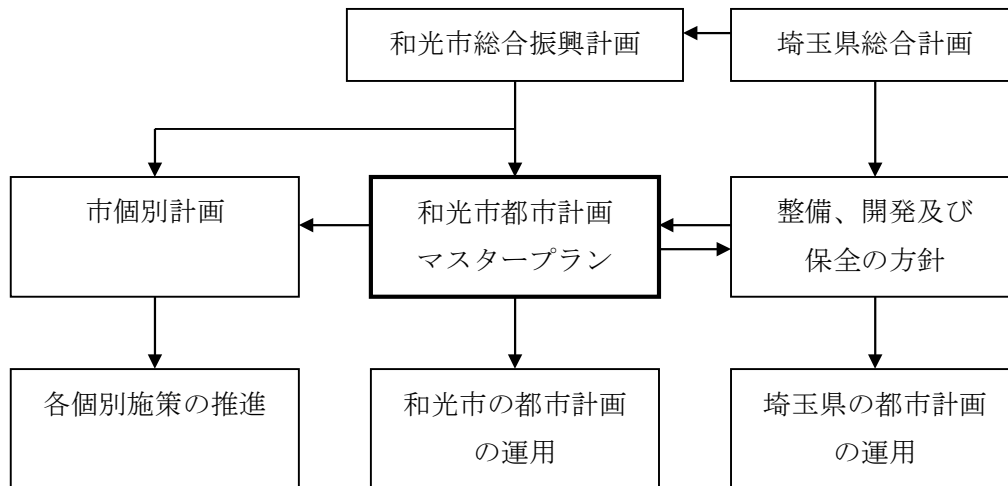
計画の策定にあたっては、**市民**意向調査の実施や地域別懇談会の開催を通じ、まちづくりに関して、地域住民と意見交換を**行い**ながら、計画を策定しました。

(旧)

1-2 都市計画マスタープランの位置づけ

「和光市都市計画マスタープラン」は、「和光市総合振興計画」を踏まえ、また、上位計画である「埼玉県総合計画」を踏まえて、市が目指すべきまちづくりの基本的な方針を定めるものです。

市が今後、計画・実施する都市計画やまちづくり事業に際し、共通の目標に即した体系的な施策の展開が図れるよう、本計画をまちづくりの総合的な指針として位置づけていくものとします。



1-3 都市計画マスタープランの計画期間

本計画は、長期的なまちづくりの取り組みを見据え、また、将来の社会動向の変化に際しての対応を考慮し、おおむね 20 年間を計画期間とし、平成 32 年を目標年次としています。

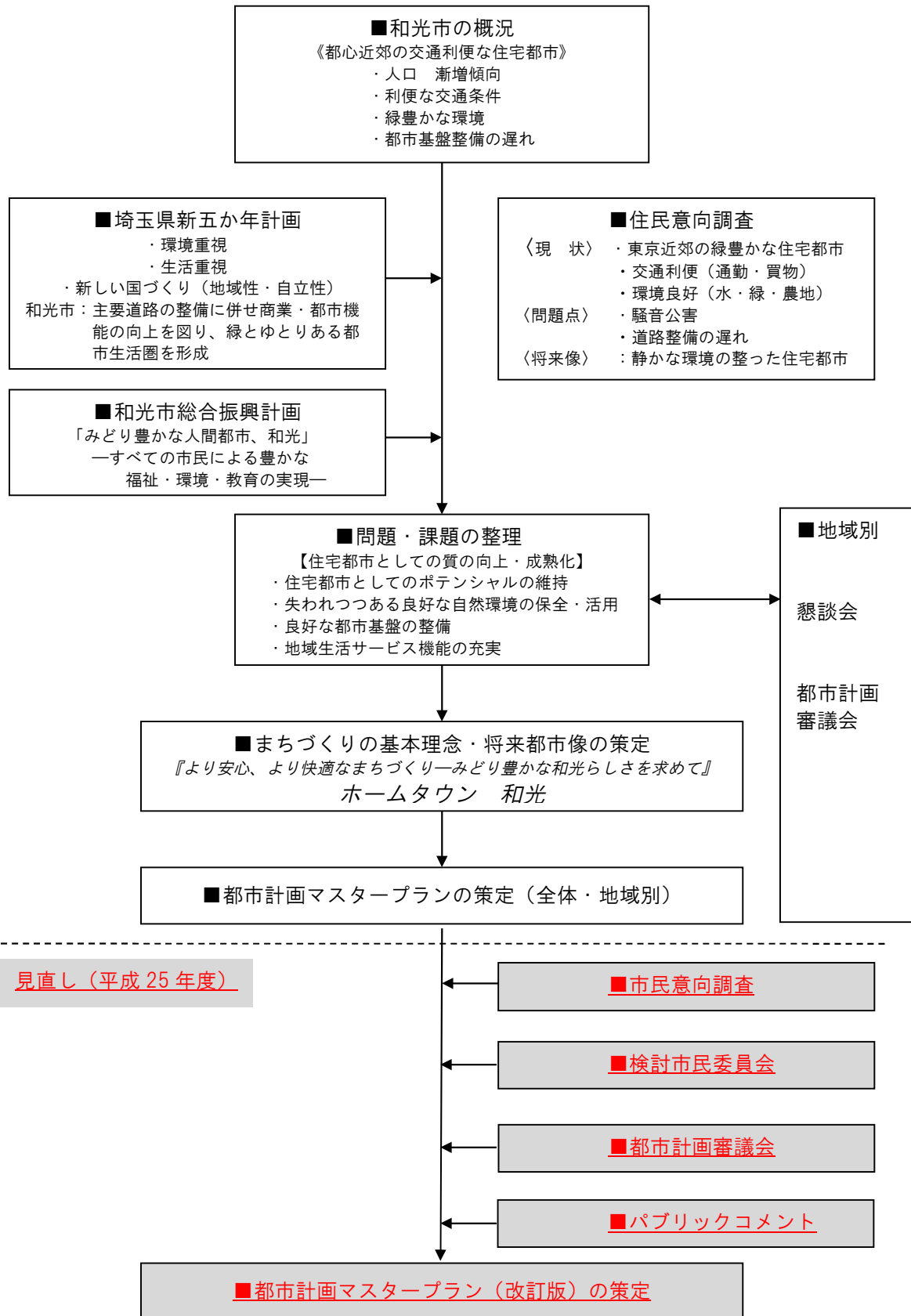
1-4 都市計画マスタープラン策定の流れ

都市計画マスタープラン策定の流れは、次頁図に示すとおりとなっています。

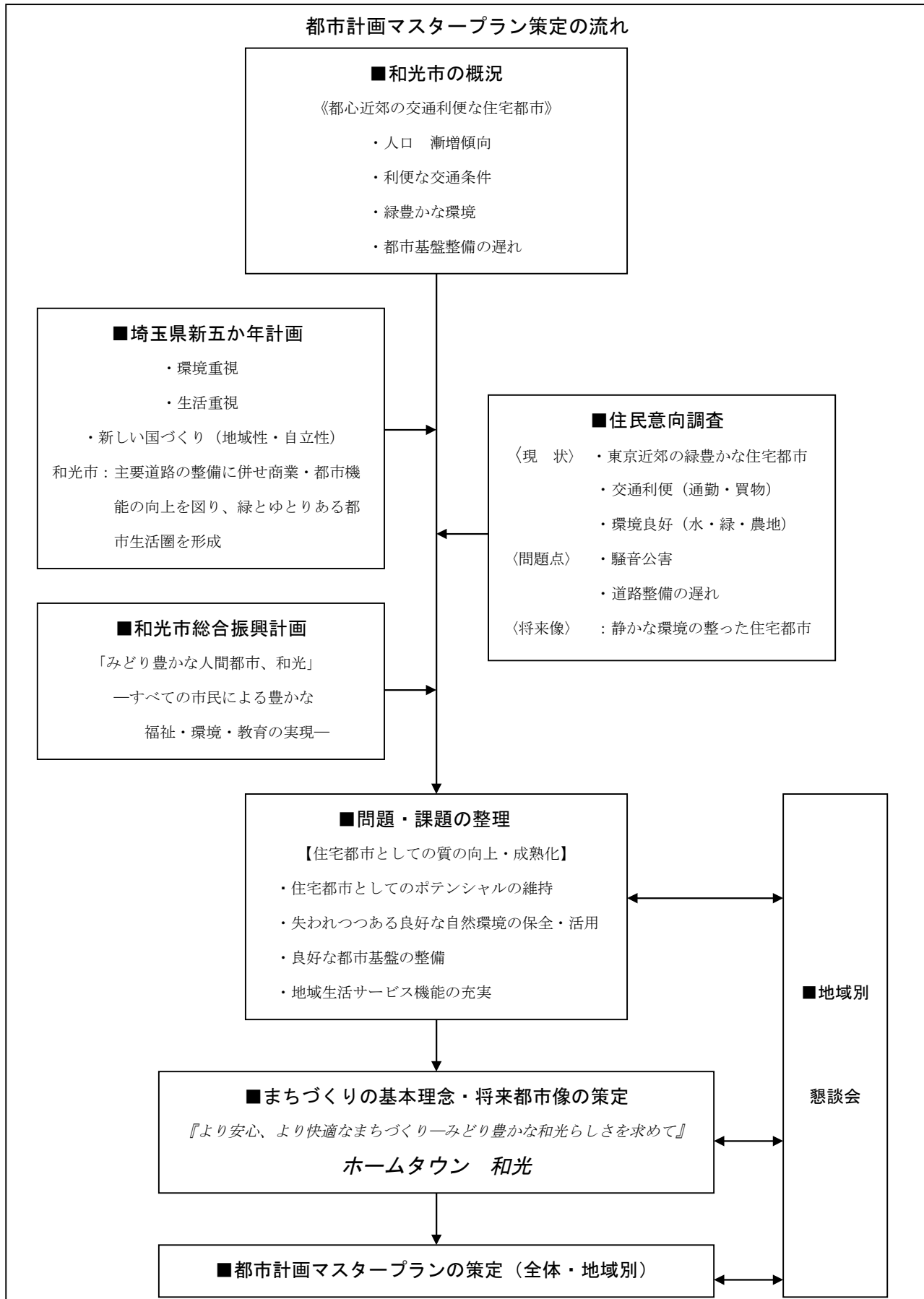
計画の策定にあたっては、住民意向調査の実施や地域別懇談会の開催を通じ、まちづくりに関して、地域住民との意見・提言の交換を図りながら、計画の策定を進めています。

(新)

都市計画マスタープラン策定の流れ



(旧)



2 和光市の現況と課題

2-1 和光市の概況

(1) 和光市の位置

和光市は埼玉県の最南端、東寄りに位置し、東京都心から北西に約 19km の場所に位置しています。

東西約 2.5km、南北約 4.9km で、面積は 11.04 km² となっており、東は東京都板橋区、南は東京都練馬区、西は朝霞市、北は戸田市に隣接しています。



位置図

(2) 和光市の沿革

昭和 9(1934)年に東武東上線新倉駅（現和光市駅）が開設され、軍需会社の進出により小軍都としての性格が加わり、戦後には、米軍のキャンプ朝霞が置かれ、基地のまちとして発展してきました。

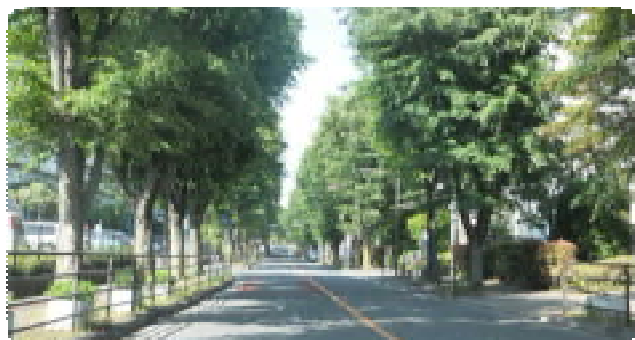
昭和 28(1953)年の本田技研工業の進出を機に、工場誘致や市街化が進み、東京オリンピック開催にともなう周辺道路の整備や西大和団地の完成によって、都市化が一挙に進展し、今日の市の姿が形づくられました。現在では、米軍基地の一部が返還され、跡地には国の機関などの立地が進みました。

昭和 62(1987)年の東京メトロ有楽町線の開通、和光市駅南口周辺の土地区画整理事業の進展により、本市から都内へ通勤・通学する市民が増加し、都市近郊の住宅都市として発展してきました。

更に、平成 20(2008)年の東京メトロ副都心線の開通により、本市の交通利便性が向上し、従来からある東京外かく環状道路と併せ、首都圏有数の交通の要衝となりました。

(3) 和光市の地勢

和光市は低地と台地に大きく区分され、市の北側には、市域の3分の1を占める低地が広がっています。台地部は市の南側に広がり、標高が20~40mの入り組んだ地形を形成しています。



2. 和光市の現況と課題

2-1 和光市の概況

(1) 位置・沿革

和光市は埼玉県の最南端東部に位置し、東は東京都板橋区、南は東京都練馬区、西は朝霞市、北は戸田市に接しています。

市域は、東西約 2.5 km、南北約 4.9 km で、面積 11.04 km² となっています。

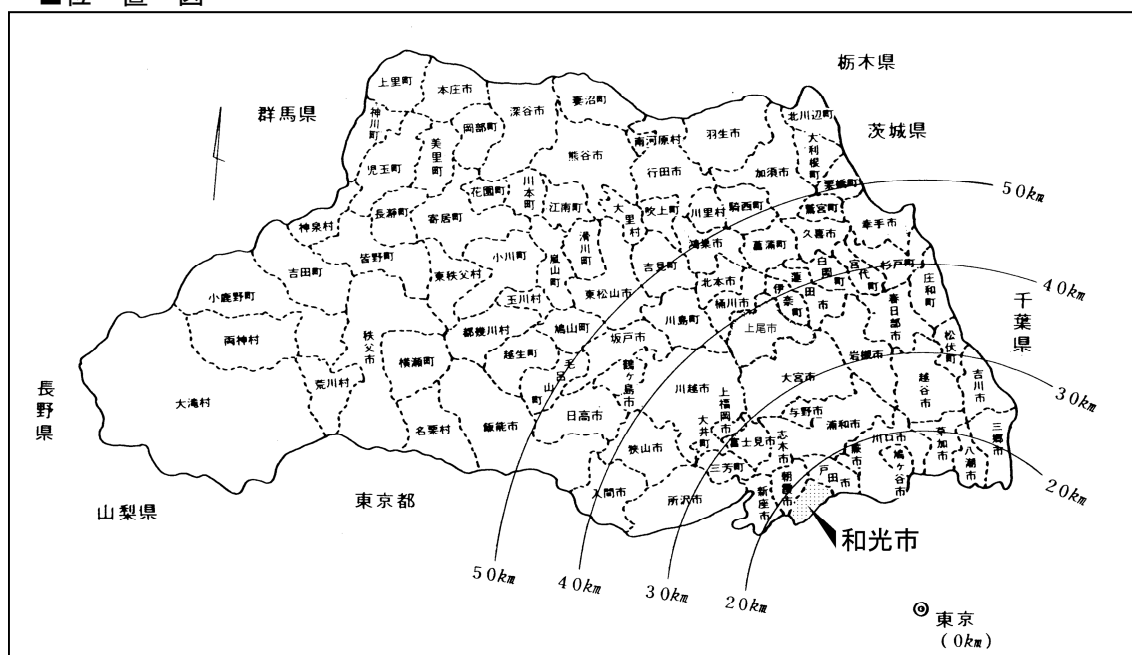
本市は東京都心から北西に約 19 km の距離にあり、東京外かく環状道路が南北に、国道 254 号が東西に走っています。また、東武東上線・営団有楽町線の和光市駅が市のほぼ中央部にあり、池袋駅へは約 20 分、有楽町駅へは約 40 分ほどで結ばれています。

荒川低地を望む台地部より成る本市は、縄文時代より人の定住の跡がみられます。中世を経て、江戸期には新河岸川の舟運や川越街道の陸運により、河岸や宿場が開かれ、また、江戸を控えた畑作地帯として農地の開発が進みました。

大正 3 (1914) 年には東武東上線が開通し、昭和 9 (1934) 年に新倉駅（現和光市駅）が開設されると、軍需会社の進出により小軍都としての性格が加わり、戦後には、米軍のキャンプ朝霞が置かれ、基地のまちとして発展してきました。

昭和 28 (1953) 年の本田技研工場の進出を機に、工場誘致や市街化が進み、東京オリンピック開催にともなう周辺道路の整備や西大和団地の完成によって、都市化が一挙に進展し、今日の市の姿が形づくられました。現在では、米軍基地も返還され、跡地には国の機関などの立地が進みつつあります。

■位 置 図



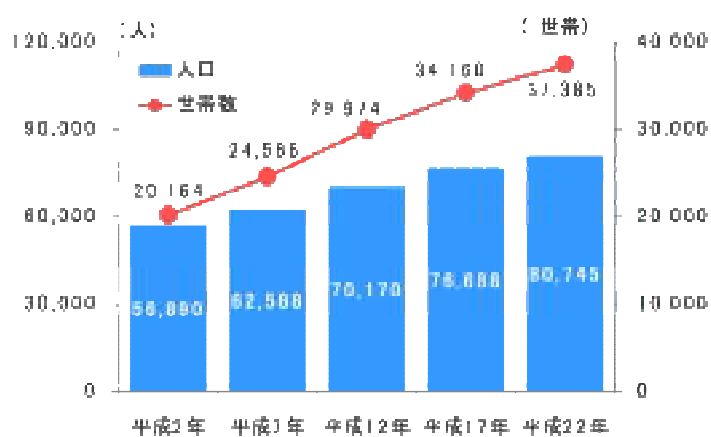
(新)

(4) 人口

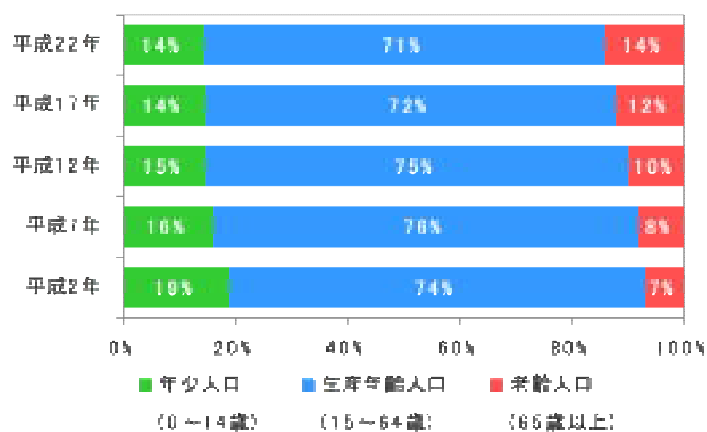
本市は東京に隣接しているため、首都圏に就業の場を求める人々、東京方面から持ち家を求めてくる人々により、急速に都市化が進んできました。平成25年3月、東京メトロ副都心線と東急東横線の相互直通運転により本市の利便性が更に高まり、平成22年の人口は80,745人、世帯数は37,385世帯と増加を続けています。

人口割合は、年少人口と高齢人口がそれぞれ14%、生産年齢人口が71%となっており、老年人口の割合は低いですが、少子高齢化は進んでいます。

平均年齢は、39.6歳と県内第1位（県平均年齢43.6歳）となっています。



人口・世帯数の推移（国勢調査）



年齢3階級別人口の推移（国勢調査）

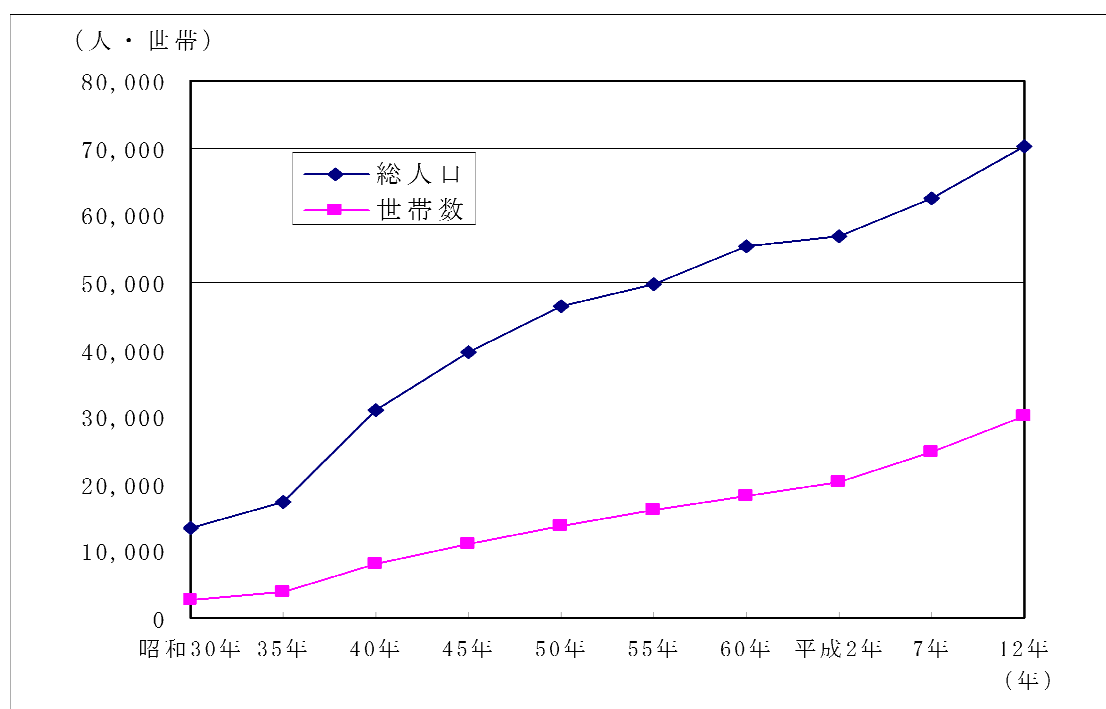
(旧)

(2) 人 口

本市の平成13年1月1日現在の総人口（住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計）は68,095人、世帯数は29,528世帯となっています。また、荒川低地を除く市域の約70.7%が人口集中地区（D I D地区）となっており、人口の98%が居住しています。

本市は、首都東京に隣接しているため、首都圏に就業の場を求める人々、東京方面から持ち家を求めてくる人々により、急速に都市化が進んできました。特に、昭和35年から40年にかけては急激な人口増があり、その後は増加の速度が鈍り、落ち着きを見せてはいるものの、増増状態は続いています。

■人口及び世帯数の推移（資料：国勢調査）



	人 口			世帯数
	総人口	男	女	
昭和30年	13,325	6,554	6,771	2,753
昭和35年	17,242	8,573	8,669	3,918
昭和40年	31,034	16,164	14,870	8,154
昭和45年	39,512	20,283	19,229	11,056
昭和50年	46,505	24,021	22,484	13,785
昭和55年	49,713	25,697	24,016	16,143
昭和60年	55,212	28,312	26,900	18,187
平成2年	56,890	29,350	27,540	20,164
平成7年	62,588	32,407	30,181	24,566
平成12年	70,170	36,986	33,184	29,974

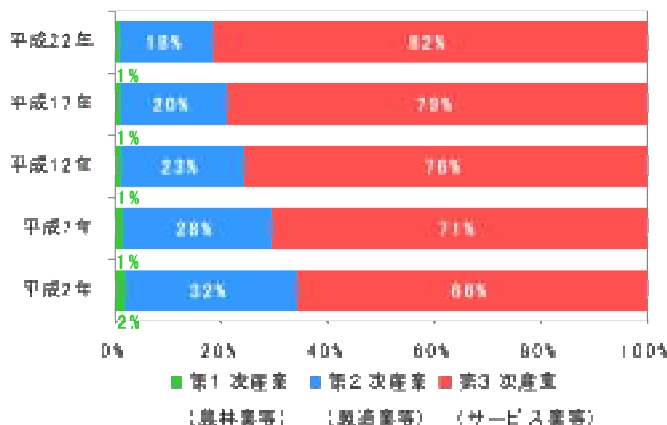
(新)

(5) 産業

① 産業構造

本市の産業は、昭和 20 年代後半まで農業を主体としていましたが、昭和 28 年の本田技研工場の進出をきっかけとする工場誘致策や昭和 35 年頃に始まる人口の急増を背景に第 2 次、第 3 次産業を主体とした就業構造へと移行してきました。

近年では、第 2 次産業人口の減少と第 3 次産業人口の増加が顕著です。産業別就業者の構成比は、平成 22 年現在で、第 1 次産業 1%、第 2 次産業 18%、第 3 次産業 82%となっており、埼玉県平均（第 1 次産業 1%、第 2 次産業 19%、第 3 次産業 80%）と同様の産業構造となっています。



※分類不能を除く
産業3区分別の就業者数の推移（平成 22 年国勢調査）

② 工業

本市の工業事業所は、昭和 30 年代後半から高度経済成長期に増加した後、昭和 47 年を境に減少に転じ、平成 22 年現在 88 事業所（従業員 4 人以上）と減少傾向となっています。

従業者数は、平成 16 年以降、増加傾向にありましたが、平成 22 年には 1,527 人と減少しています。

製造品出荷額等は近年停滞傾向にあり、平成 22 年現在で約 291 億円となっています。

本市の工業は、自動車関連の大企業が極めて大きな位置を占める一方で、住宅地内に点在する零細な中小工場が徐々に移転や廃業等により減少しつつある状況となっています。



(3) 産 業

① 産業構造

和光市の産業は、昭和 20 年代後半まで農業を主体としていましたが、昭和 28 年の本田技研工場の進出をきっかけとする工場誘致策や昭和 35 年頃に始まる人口の急増を背景に第 2 次、第 3 次産業を主体とした就業構造へと移行してきました。近年では、第 2 次産業の伸びは停滞し、第 3 次産業の占める割合が特に高いものとなっており、産業別就業者の構成比は、平成 7 年現在で、第 1 次産業 1.4%、第 2 次産業 27.9%、第 3 次産業 70.3%となっています。

本市在住の就業者数は、平成 7 年現在で 32,896 人となっており、そのうち市内通勤者は 9,423 人、市外への通勤者は 23,473 人で、就業者全体の約 7 割が市外へと通勤する状況となっています。市外の通勤先としては、東京都が 82.0%と最も多く、県内の他市町村への通勤者 15.7%を大きく上回っています。

② 工 業

工業事業所は、昭和 30 年代後半から高度経済成長期に増加した後、昭和 47 年を境に減少に転じ、平成 9 年現在 131 事業所（従業員 4 人以上）となっています。事業所規模では、従業者 29 人以下の中小事業所が全体の 88.5%を占めています。

従業者数は、昭和 55 年以降、約 5 千人台で横ばいで推移していましたが、平成 4 年から社会情勢の影響で減少に転じ、平成 9 年は 3,433 人となっています。

製造品出荷額等は、近年停滞傾向にあり、平成 9 年現在で、約 2,278 億円となっており、業種別では、自動車関連の工場による輸送機械出荷額が全体の約 8 割と特化しており、東京から移転した出版・印刷事業所の出荷額も上位を占めています。

このように本市の工業は、自動車関連の大企業が極めて大きな位置を占める一方で、住宅地内に点在する零細な中小工場が徐々に移転や廃業等により減少しつつある状況となっています。

(新)

③ 農業

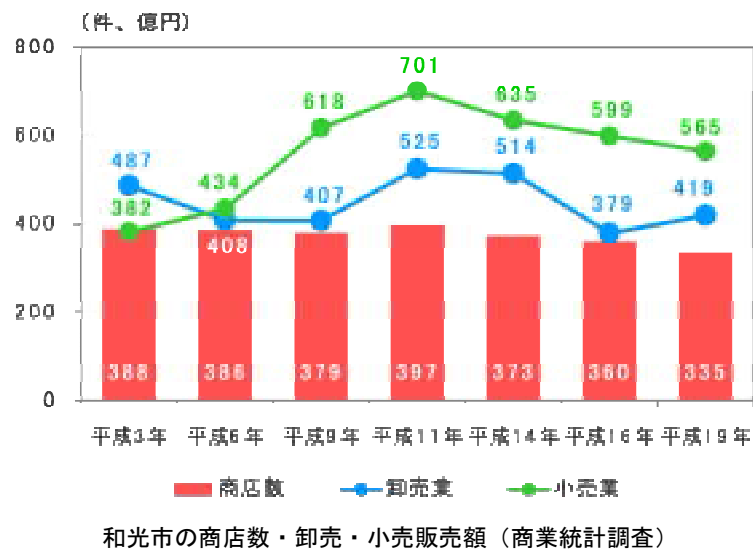
本市の農業は、農地とともに農家数、農家人口ともに減少を続けており、営農環境は厳しい状況にあります。平成22年、農家数130戸、農家人口593人となっており、平成17年に比べ約2/3と大きく減少しています。



④ 商業

本市の商業は、昭和40年以降の都市化の進展により、商店数・従業者数・年間販売額ともに増加してきましたが、近年では、卸売業、小売業とも平成11年をピークに減少傾向にあり、平成22年卸売業419億円、小売業565億円、商店数335店となっています。

市内の商店分布は、現在、和光市駅周辺に大規模小売店舗9店及び本町通り商店街があり、白子地区には生活に密着した近隣型商業地が形成されていますが、いずれも商業集積度は低い状況です。



③ 農 業

本市の農業は、年とともに農家数（平成 2 年 283 戸、平成 7 年 252 戸）、経営耕地面積（平成 2 年 203ha、平成 7 年 159ha）とも減少を続け営農環境は厳しい状況にあり、遊休農地（耕作放棄地）の増加が進んでいます。また、田から畑への転用が進み、市域南部の武蔵野台地上の畑地は優良な野菜産地となっています。

経営規模の主体は約 0.5～1.0 ha／戸と小規模で、農業従業者の高齢化、後継者の不足、農業所得の伸び悩みなどの問題を抱えています。

生産緑地は、指定当初の平成 4 年度は 36.81 ha を指定し、その後減少傾向が続き、平成 9 年度の追加指定により 37.98 ha と増加しましたが、再び減少に転じ、平成 12 年度末現在では 37.11 ha となっています。

④ 商 業

本市の商業は、昭和 40 年以降の都市化の進展により、商店数・従業者数・年間販売額ともに増加してきましたが、近年では、年間販売額は増加傾向（平成 6 年 842 億円、平成 9 年 1,025 億円）にあるものの、商店数（平成 6 年 386 店、平成 9 年 379 店）と従業者数（平成 6 年 3,143 人、平成 9 年 2,983 人）は横這いとなっており、商業活動はやや停滞状況にあります。

平成 9 年現在の人口千人当たりの商店数は、6.1 店であり、県平均（9.7 店）や周辺他市（新座市 7.9 店、朝霞市 7.6 店）に比べて商業集積が低い状況となっています。反対に、大型店の売場面積シェアが高いことが本市の特徴となっており、小規模小売店の立地の停滞がうかがえます。

市内の商店分布は、現在、和光市駅周辺に大型店 4 店（第一種 2 店、第二種 2 店）及び本町通り商店街があり、白子地区と南地区には生活に密着した近隣型商業地が形成されていますが、いずれも商業集積度は低い状況です。近年、駅前通りを中心に新設店舗の増加や改装が進んでおり、幹線道路沿いに郊外型店舗も増加するなど新たな動きもみられます。

(新)

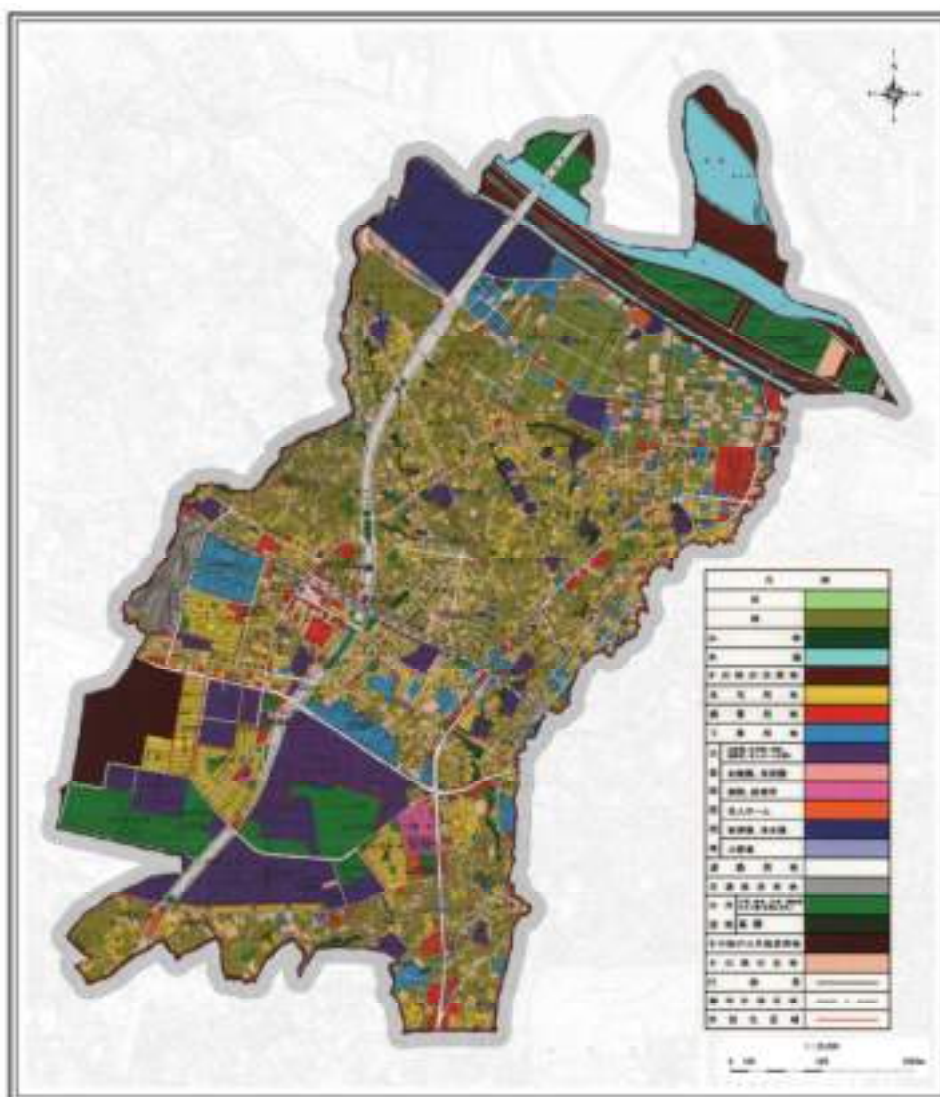
(6) 土地利用

本市の土地利用は、宅地が和光市駅周辺を中心に分布しており市の約半数（46％）を占めています。次いで畑が約1割（11％）を占めており、東武東上線北側の地区や市街化調整区域等に多く見られます。

近隣3市（朝霞市、志木市、新座市）における地目別土地面積は、宅地42％、田畑16％となっており、本市は近隣市に比べて宅地率が高く、田畑率が低くなっています。



平成 22 年度 地目別土地面積（課税課）



平成 24 年度 土地利用現況図（都市計画基礎調査）

(4) 土地利用

本市は、市域全体の 1,104 ha に都市計画区域を定めています。現在、このうち 62%にあたる 684 ha が市街化区域で、残り 420 ha が市街化調整区域です。用途地域指定区域の面積についてみると、第一種中高層住居専用地域が約 40%を占め最も多く、低層住居専用地域は指定されていません。

面的な市街地整備状況としては、和光市駅の周辺部及び北側低地部の一部が土地区画整理事業区域に指定されており、このうち和光市駅南側の丸山台地区及び北側低地部の松ノ木島地区が完了し、また、和光市駅北側の中央第二谷中地区及び北東部の野川地区が施行中となっています。

地目別土地面積では、平成 11 年現在、宅地が 51.8%と半分を占めているのに対し、自然的土地利用（田、畑など）は市域全体の約 26.1%であり、特に山林は 1.1%と非常に少なく、減少傾向にあります。

(新)

(7) 交通

本市の道路は、首都圏を連絡する高速道路として東京外かく環状道路及び首都高速5号線、本市と周辺都市を結ぶ主要幹線道路として国道298号、国道254号、国道254号バイパス、国道17号、その他、市内の骨格的な道路として、県道練馬川口線、県道新倉蔵線などがあります。

鉄道は、市の中央部を東西方向に東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線が通り、市域の中心部に和光市駅があり、東京都心への利便性に優れた立地となっています。平成25年3月、東京メトロ副都心線と東急東横線の相互直通運転が行われ、本市の利便性は更に高まっています。



鉄道および道路網図

(5) 交 通

①道 路

市内の主要な道路網は東西軸として国道 254 号、南北軸として外かく環状道路、主要地方道練馬・川口線によって骨格が形成されています。これらの広域幹線道路の交通量は多く、本線だけでなく接続する生活道路までも交通渋滞が発生しています。

市道は、幅員 6 m 未満の狭隘な道路が多く、交通安全、防災上の問題を抱えています。

和光市駅北側では都市計画道路の未整備路線が多く、街路事業、土地区画整理事業等により、計画的に整備していくことが必要となっています。

②鉄 道

鉄道は、市の中央部を東西方向に東武東上線・営団地下鉄有楽町線が走り、市域のほぼ中心部に和光市駅があり、東京都心への利便性に優れた立地となっています。

(新)

(8) 公園・緑地

本市には、和光樹林公園をはじめ5か所の都市計画公園あり、アーバンアクア公園（荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センターの上部利用）は、開園にむけて整備が進んでいます。この他、都市公園法に位置づけられた公園が9か所、その他の公園が37か所（うち市有地23、借地14）あります。

また、午王山特別緑地保全地区や5か所の市民緑地（ふれあいの森）があり、湧水・緑地の保全・育成に努めています。



公園の分布

(6) 公園・緑地

都市計画公園としては総合公園が1カ所20.20 ha、街区公園が3カ所1.08 haであり、都市計画未決定公園としては街区公園が3カ所0.63 ha、荒川河川敷の近郊緑地保全区域に都市緑地として荒川河川敷運動公園8.64 haがあります。市民1人当たりの公園・緑地等の面積は、平成10年現在でおよそ4.8 m²/人となっており、県平均7.1 m²/人に比べ、低い整備水準となっています。

また、都市化の進展にともない、斜面林や屋敷林、社寺林などの緑は減少傾向にあり、かつての「武蔵野の雑木林」の面影は、失われつつあります。

大規模なオープンスペースとしては、荒川河川敷運動公園、広沢地区の和光樹林公園等があります。

(新)

(9) 都市計画の概要

① 区域区分

平成 24 年度末の都市計画区域面積 1,104ha（市域の 100%）のうち、市街化区域面積 66%、市街化調整区域 34%となっています。

都市計画区域の指定状況

	区域区分 区域面積	市街化 区域面積	市街化調整 区域面積	最終区域区分 変更年月日
面積(ha)	1,104	733	371	H21.11.20
構成比(%)	100.0	66.4	33.6	

② 用途地域

和光都市計画区域には住居系用途地域を中心に以下の 9 種類の用途地域が指定されています。

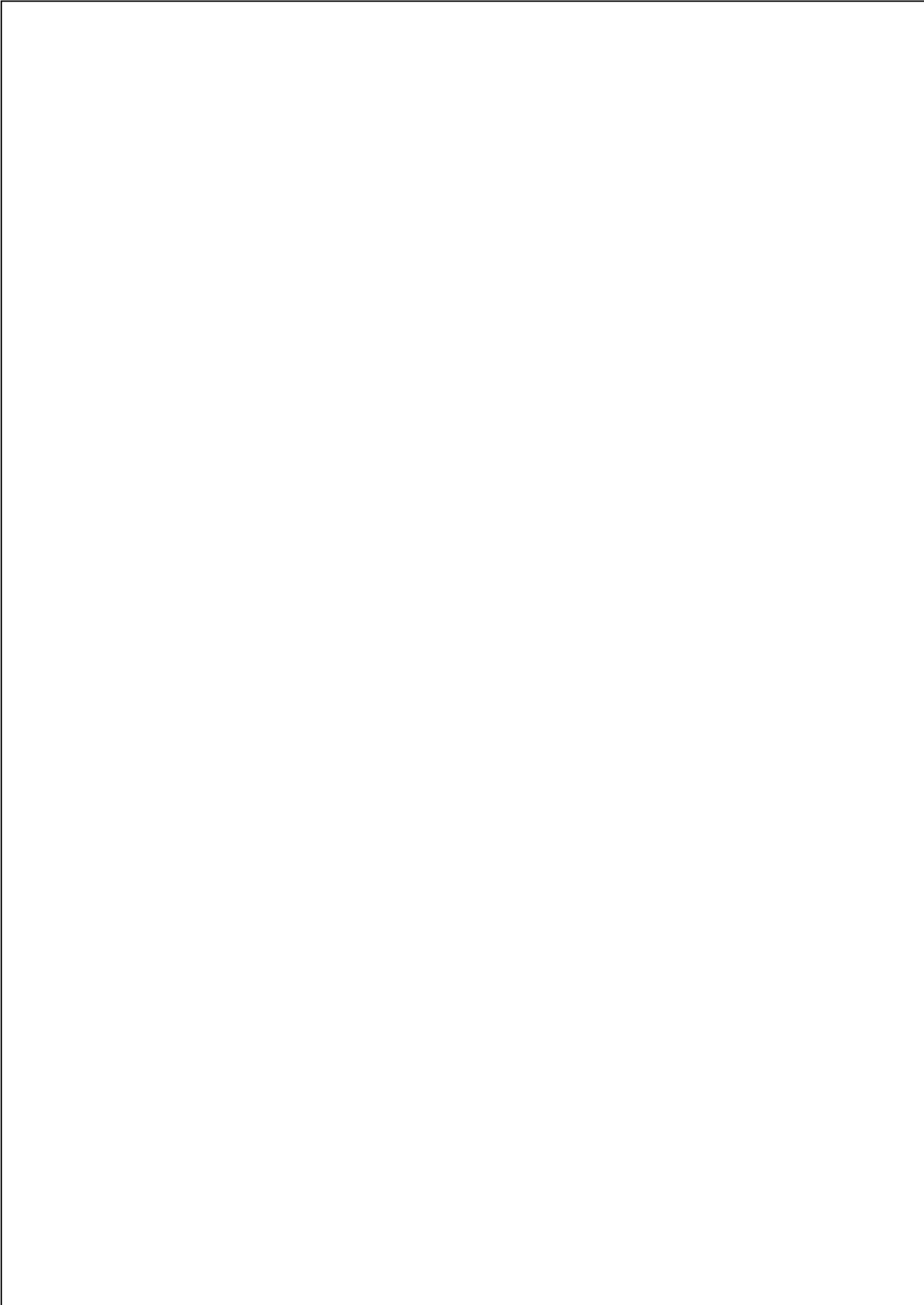
昭和 42 年 9 月の当初指定以降、11 回の変更が行われています。

用途地域の指定状況

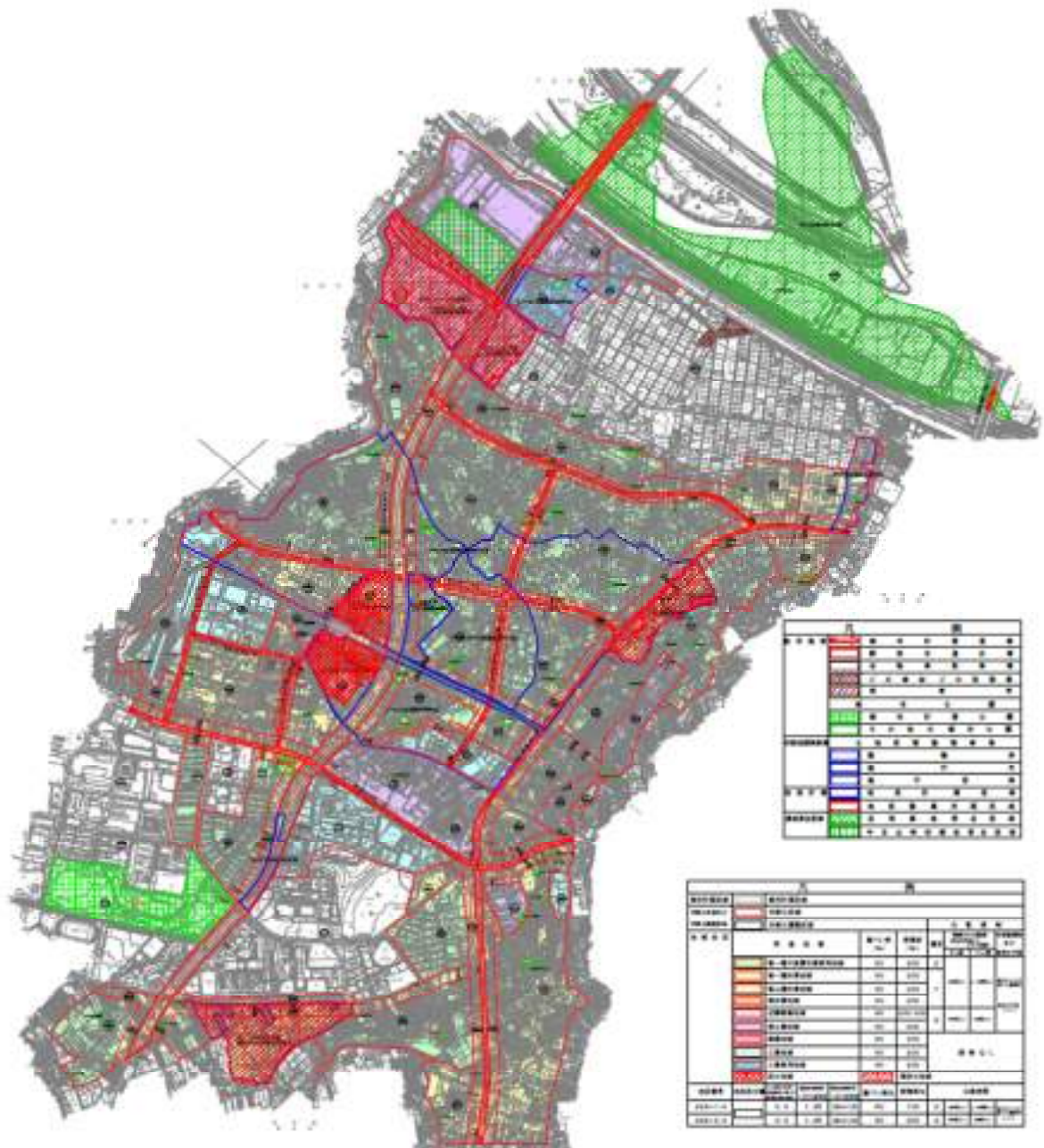
	住居系				商業系		工業系			合計
	第一種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	近隣商 業地域	商業地 域	準工業 地域	工業地 域	工業専 用地域	
面積 (ha)	268.4	206.1	8.9	56.7	5.3	14.6	98.2	60.9	13.8	732.9
構成比 (%)	36.6	28.1	1.2	7.8	0.7	2.0	13.4	8.3	1.9	100

※平成 25 年 6 月現在

(旧)



(新)

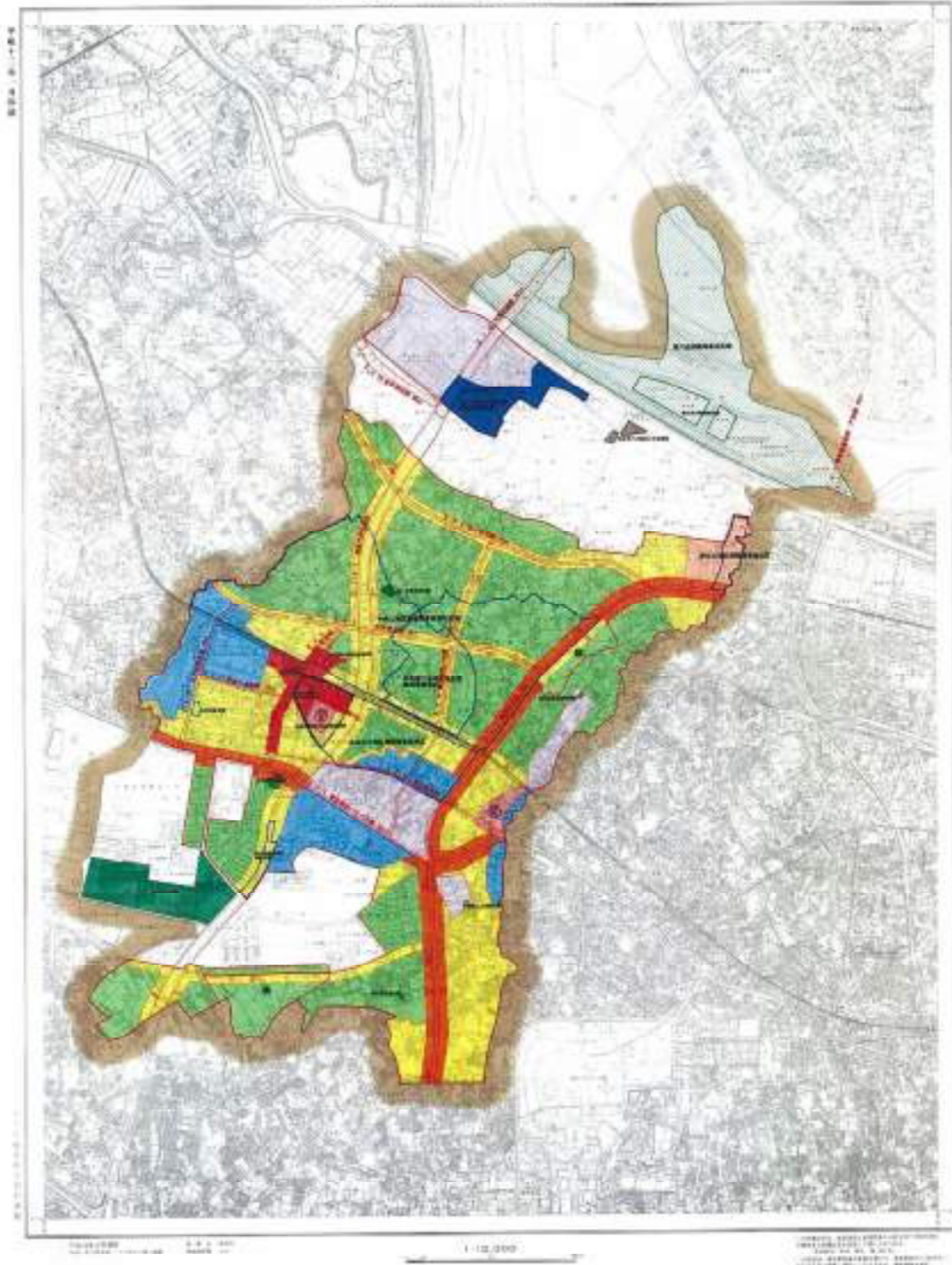


都市計画図

注) 平成 25 年 6 月現在

(旧)

和光都市計画図

[illegible]

2-2 上位計画の概要

(1) まちづくり埼玉プラン（平成 20 年 3 月策定）

埼玉県の人口は、平成 22 年前後から緩やかな減少期に移行することが見込まれます。

人口減少・超高齢社会の同時進行、経済のグローバル化など、都市を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした社会経済情勢の変化に的確に対応した都市計画が求められています。

まちづくり埼玉プランは、埼玉県 5 か年計画である「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」、埼玉県都市計画審議会から提言のあった「時代の潮流を見据えた『埼玉の都市計画の基本方向』」を踏まえ、これからの都市計画の指針となるものです。

① 目標年次

まちづくりの目標：今後 20 年間（平成 40 年 3 月）

② 埼玉の将来都市像

『みどり輝く 生きがい創造都市』 ～暮らし続けるふるさと埼玉～

- (1) 暮らしやすく、ふるさととして愛着のもてる都市（まち）
- (2) 誰もがいきいきと働いている元気な都市（まち）
- (3) 地域の営みが未来につながる都市（まち）

③ まちづくりの目標

- 1 将来都市像を実現していくため、「安心・安全」「環境」を前提として、3つのまちづくりの目標が設定されている。
 - ・コンパクトなまちの実現
 - ・地域の個性ある発展
 - ・都市と自然・田園との共生
- 2 社会の変化に対応する、5つの戦略施策を示す。
 - ・駅から始まるまちづくり
 - ・プラス1のまちづくり
 - ・みどりと川のまちづくり
 - ・環境と調和した産業基盤づくり
 - ・地域ぐるみの防災まちづくり

2-2 上位計画の概要

(1) 埼玉県総合計画

埼玉県総合計画は、「埼玉県長期ビジョン」と「埼玉県新5か年計画」で体系化されています。

長期ビジョンは長期的展望に立ったさいたまの将来像と、これを実現するための基本方向を示す県政運営の長期的指針であり、5か年計画は、長期ビジョンを基に、当面する県政の課題を解決していくための施策展開の方向と重点施策を示す、県政運営の中期的指針として位置付けられています。

① 目標年次

おおむね平成22(2010)年

② 県政の基本理念

■ 環境優先

県内の豊かで多彩な自然を次世代に引き継ぐ大切な財産と考え、環境優先を基調として、水と緑を生かした彩り豊かな埼玉づくりを推進します。

■ 生活重視

県民の生活者の視点を重視し、県民生活に直結する様々なサービスの充実に努め、特色のある質の高い生活空間の整備を図ります。

■ 埼玉の新しいくにつくり

県と市町村が緊密に連携協働しながら、業務管理、教育、文化、研究開発などの高次の都市機能の集積を進めるとともに、地域の人材、産業、文化などの資源を有機的に結びつけ、自然環境や生活の質を重視した、県内各地域の特色を生かした自立性の高い個性ある地域づくりを進めます。また、真の地方自治を確立するために、地方分権の一層の推進と市町村重視の県政の展開を進めます。

③ 西部複合都市圏の整備方向

地域整備を進めるにあたって、県内を5つの圏域に分け、和光市は西部複合都市圏に位置づけられています。

西部複合都市圏は、川越市、所沢市を圏域の核として、新しい文化と産業の発展する都市圏の形成を目指しており、この中で、和光市周辺は、東京外かく環状道路などの整備にあわせ、商業・都市機能を向上させるとともに、緑とゆとりある都市生活圏を目指しています。

(新)

(2) 和光市第四次総合振興計画（平成23年3月策定）

市民との協働によるまちづくりを進めていくこと、自然環境と都市機能との調和がとれた住環境を形成しているという魅力を受け継ぎ、誰もが安心して住み続けることができるようなまち、「快適環境都市」を目指すこととしています。

① 期間

基本構想

平成23～32(2011～2020)年度

② 将来都市像 【みんなでつくる 快適環境都市 わこう】

4つの基本目標

- | | |
|-----|------------------------------------|
| I | <u>快適で暮らしやすいまち（都市基盤）</u> |
| II | <u>自ら学び心豊かに創造性を育むまち（教育・文化・交流）</u> |
| III | <u>健やかに暮らしみんなで支え合うまち（保健・福祉・医療）</u> |
| IV | <u>安らぎと賑わいある美しいまち（生活・環境・産業）</u> |

(2) 和光市総合振興計画

和光市総合振興計画は、21 世紀における和光市の進むべき方向を明らかにするため、市民と行政の共通の目標とする将来都市像を掲げるとともに、その実現のために必要な施策の大綱を総合的、体系的に定めています。

① 期間

平成 13 (2001) 年度～ 平成 22 (2010) 年度

② 都市づくりの理念

地域性を大切にしながら、都市としての豊かさ、市民生活の豊かさ、人々の心の豊かさの向上を図るため、**(1)**人間を尊重し、**(2)**みどりを愛し、**(3)**すべての市民によるまちづくりを実践していくことを都市づくりの理念としています。

③ 将来都市像

「みどり豊かな人間都市、和光

すべての市民による豊かな福祉・環境・教育の実現」

④ 施策の大綱

- ・ 便利で心地よい和光の実現〔都市基盤〕
- ・ 元気で明るい和光の実現〔教育・文化〕
- ・ 健やかで優しい和光の実現〔福祉・保健・医療〕
- ・ 安全で美しい和光の実現〔市民生活〕
- ・ 創造的で力強い和光の実現〔産業〕

(新)

2-3 市民意向調査

「和光市都市計画マスタープラン」の見直しに向けて、地域の現状や今後のまちづくりについて市民意向調査を実施しました。

実施期間	平成 25 年 6 月 10 日発送 ～ 24 日
配布・回収方法	郵送
調査対象	20 歳以上の市民の中から無作為に抽出した 2,000 人
回収状況	806 人（回収率 40.3%）

参考）前回調査：和光市都市計画マスタープラン（平成 13 年度）策定のため、平成 9 年度に住民意向調査を実施

（1）市のイメージ

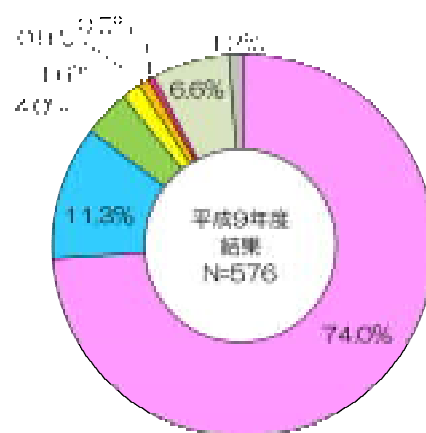
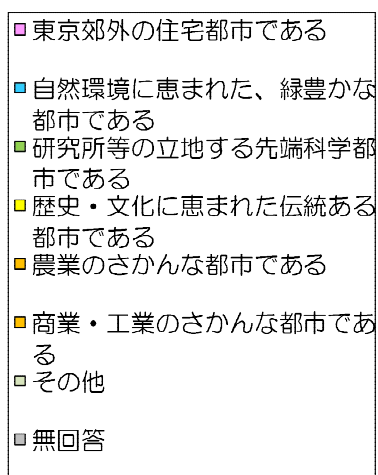
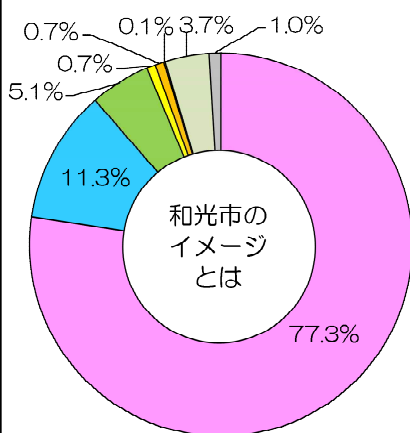
前回結果と同様に「東京郊外の住宅都市」のイメージが高くなっています。次いで「自然環境に恵まれた、緑豊かな都市」が高くなっています。

前回に比べて「先端科学都市」のイメージが向上し、「農業」のイメージは低下しています。



©和光市

⇒和光市は、市民にとって「東京に近いまち・緑豊かなまち」というイメージ。



2-3 住民意向調査

住民意向調査として、平成9年8月にアンケート調査を行いました。

配布数 1,526 通に対し、回答数 576 通で、回収率は 37.7%でした。

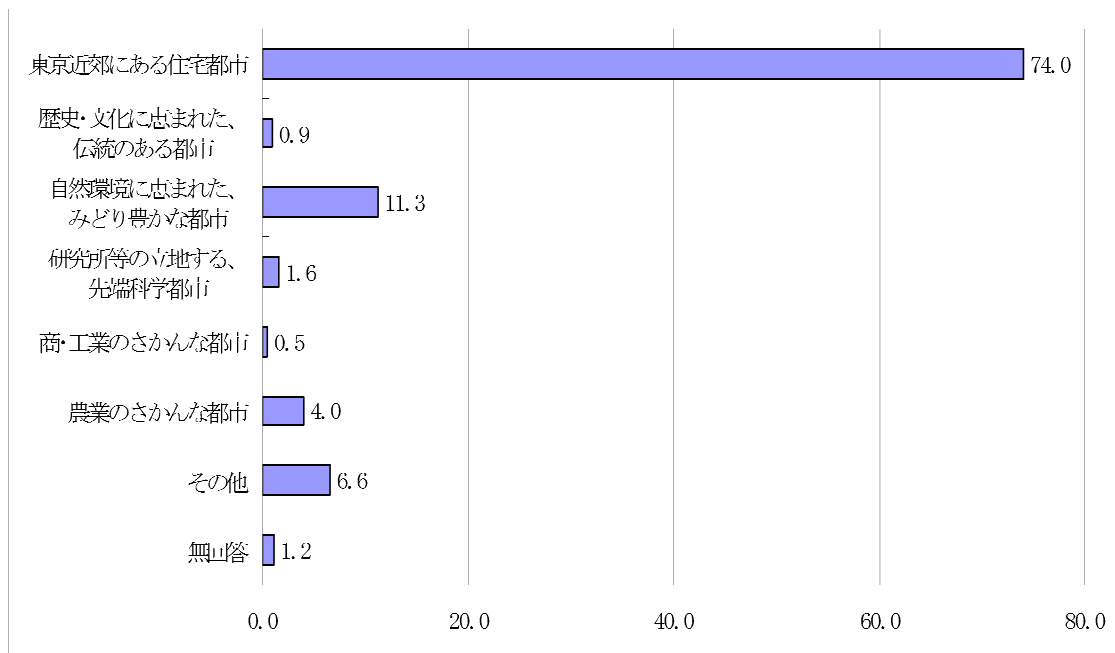
(1) 市のイメージ

和光市のイメージとしては、「東京近郊にある住宅都市」が 74.0%と圧倒的に多く、首都圏から 20km 圏という和光市の地理的条件、都内への通勤・通学者の多い都心近郊都市としての性格が強く意識されています。

その他のイメージとしては、「自然環境に恵まれた都市」11.3%、「農業のさかんな都市」4.0%と、自然や田園環境の豊かさに対する認識がやや目立っており、都心近郊にありながら田園的な環境を残す本市の特色が評価されているものと思われます。

商・工業都市としてイメージは低くなっており、本市の産業面での停滞、自立性の低さが表れています。また、歴史・文化的なイメージも低く、白子宿や旧街道、社寺などの本市の歴史的資源は、地域住民にあまり意識されていないようです。

■和光市のイメージ



(新)

(2) 市の魅力

約半数が「通勤・通学・買い物等が便利」と回答しており、その割合は前回に比べて大幅に増加しています。次いで高いものが「水と緑に恵まれている」です。「良好な住宅地であり住みやすい」が前回に比べて大幅に増加しています。

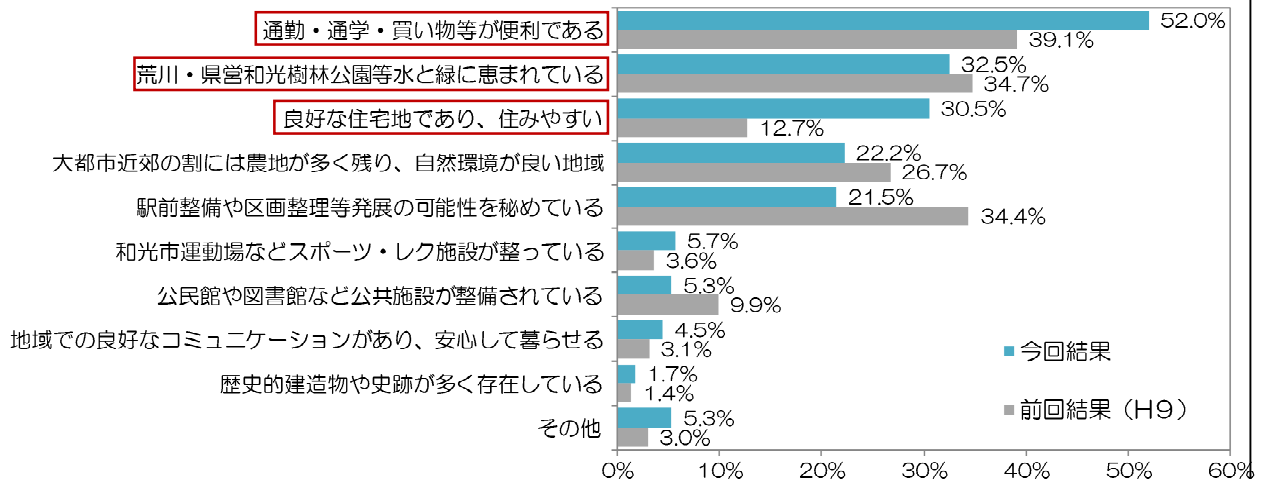
年代別では若い年代で「通勤・通学・買い物等が便利」の割合が高く、逆に「水と緑に恵まれている」は年代が上がるごとに増加傾向にあります。



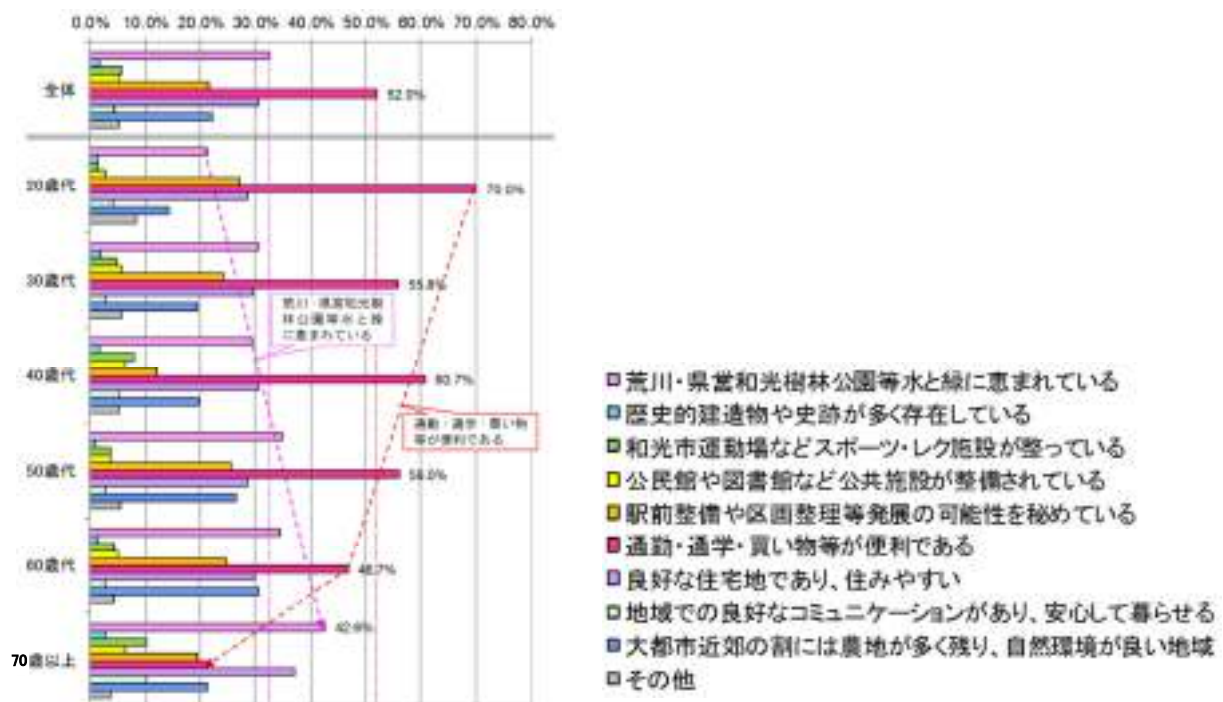
⇒市の魅力は、東京に近く通勤通学に便利でありながら自然環境に恵まれている。

⇒「住みやすい良好な住宅地」であることを魅力とを感じる方が増加。

和光市の魅力とは



(年代別)

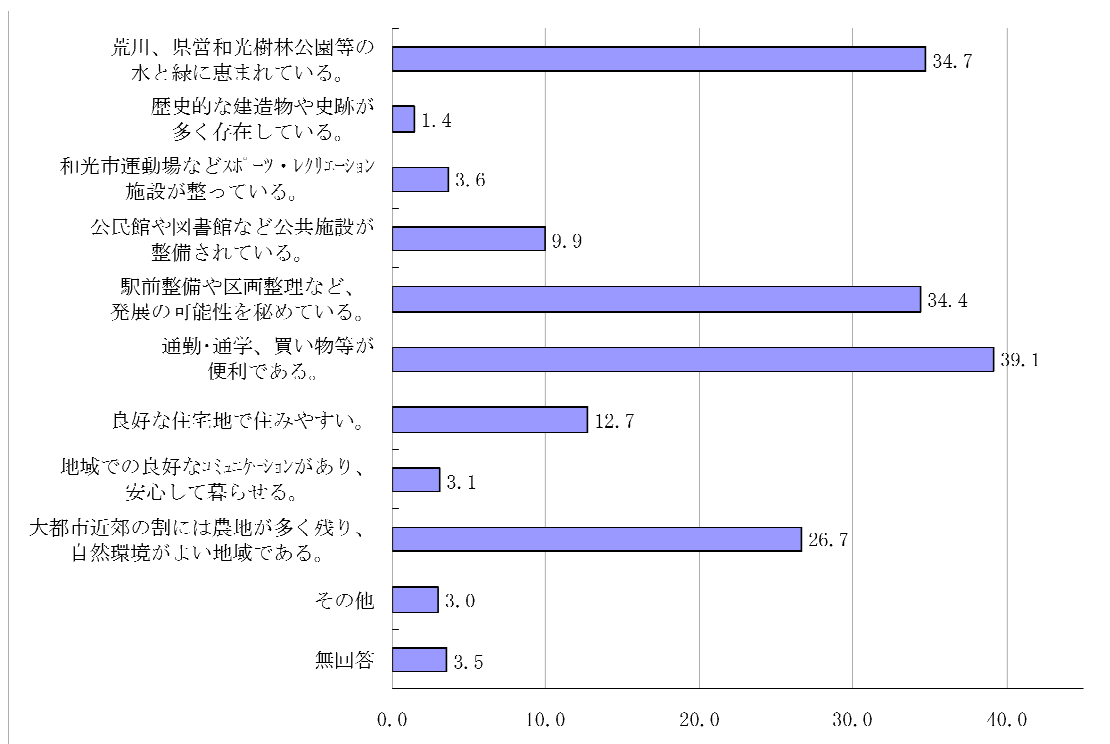


(2) 市の魅力

市の魅力として最も多かったのが、「通勤・通学、買い物等が便利である」39.1%となっており、「市のイメージ」と同様、都心への利便性に優れる本市の地理的な特性が、市の一番の「魅力」として認識されています。

次いで、「荒川、県営和光樹林公園等の水と緑に恵まれている」34.7%、「駅前整備や区画整理など、発展の可能性を秘めている」34.4%となっており、自然環境の豊かさや利便性を背景とする発展への期待が、高いポイントを示しています。

■和光市の魅力（2つ以内で選択）



(新)

(3) 市の将来の都市像

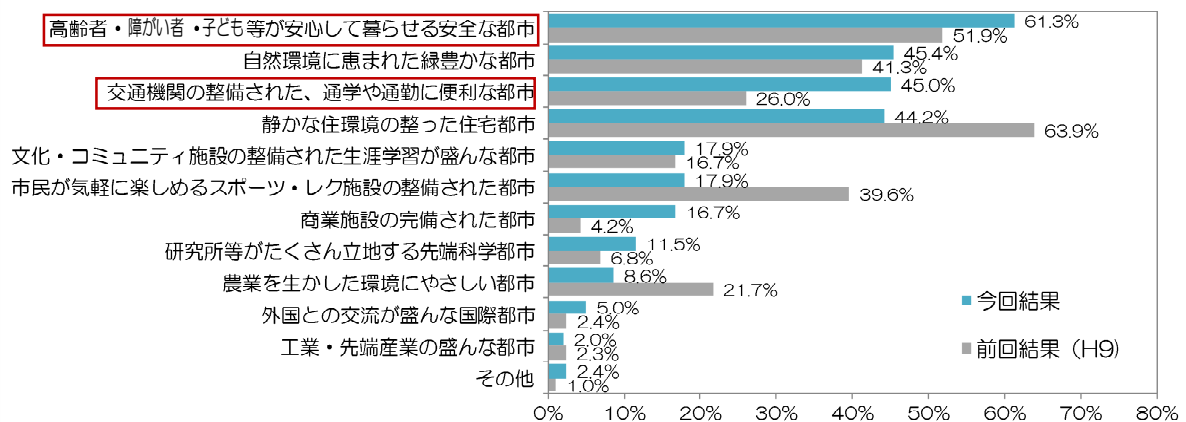
「高齢者・障がい者・子ども等が安心して暮らせる安全な都市」が最も多くなっています。前回結果に比べてもこの割合は高くなっています。また、「交通機関の整備された、通学や通勤に便利な都市」も大幅に増加しています。

一方で、「静かな住環境の整った住宅都市」、「スポーツ・レク施設の整備された都市」が、前回（約6割）に比べて低くなっています。



⇒最も多い将来像は、誰もが安心して暮らせる、誰もが暮らしやすいまちづくり。

将来の和光市とは



(4) 力を入れるべき分野

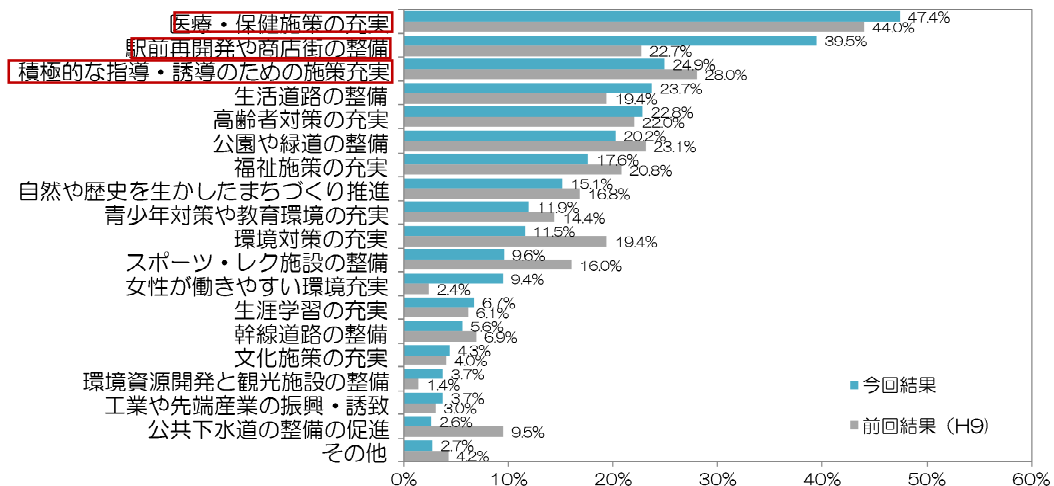
前回と同様に「医療・保健施策の充実」が求められています。

「駅前再開発や商店街の整備」を求める意見が前回よりも大幅に高くなっています。次いで、「積極的な指導・誘導のための施策充実」が高くなっています。



⇒医療分野や駅前の拠点性向上など、将来的に想定される高齢化に向けた暮らしやすさの向上が求められる。

イメージする市の実現のため、力を入れるべき分野

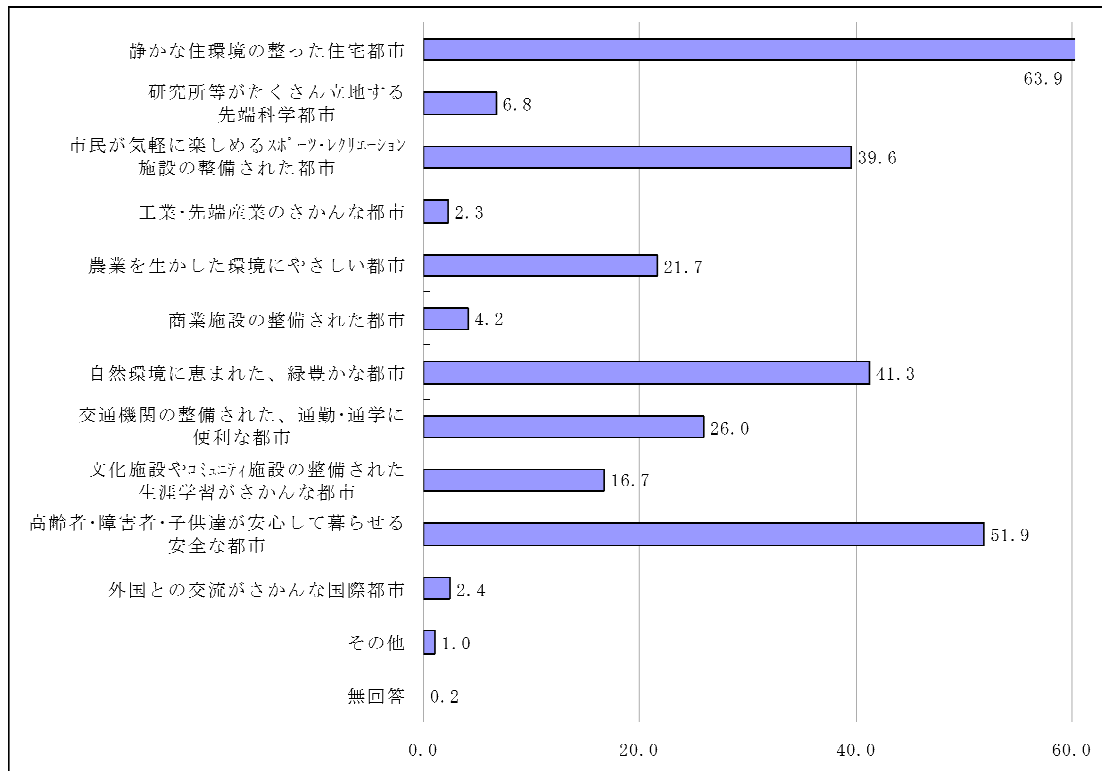


(旧)

(3) 市の将来の都市像

市の将来都市像としては、「静かな住環境の整った住宅都市」が63.9%と最も高く、「高齢者・障害者・子供達が安心して暮らせる安全な都市」が51.9%となっており、全般的に安心、快適な住環境が望まれています。

■和光市の将来の都市像（3つ以内で選択）



(新)

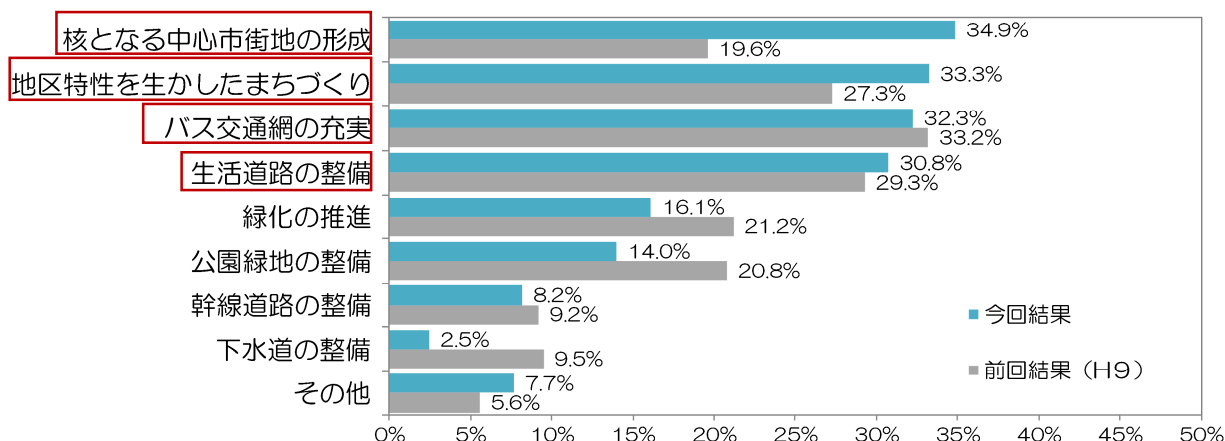
(5) まちづくりに重要なもの

「核となる中心市街地の形成」、「地区特性を生かしたまちづくり」、「バス交通網の充実」、「生活道路の整備」がそれぞれ同程度となっています。



⇒多様化する市民ニーズに対応したまちづくりを進めるため、市民と行政のパートナーシップによる推進が重要。

まちづくりで重要なもの

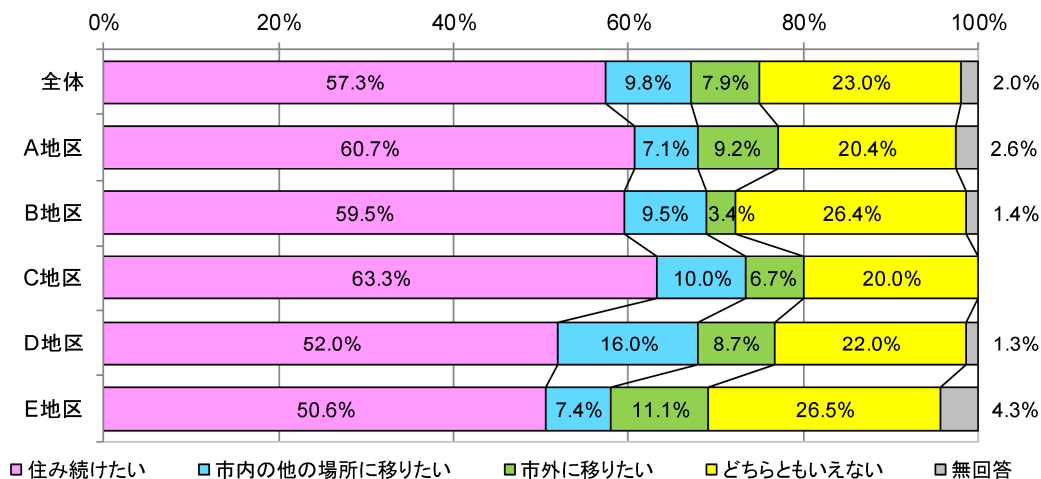


(6) 年代別の定住意向

各年代で「住み続けたい」が高くなっており、年代が上がるごとに増加傾向にあります。また、「市外に移りたい」は20代が最も多く、年代が上がるごとに減少しています。「市外に移りたい」主な理由は「買い物が不便である」となっています。



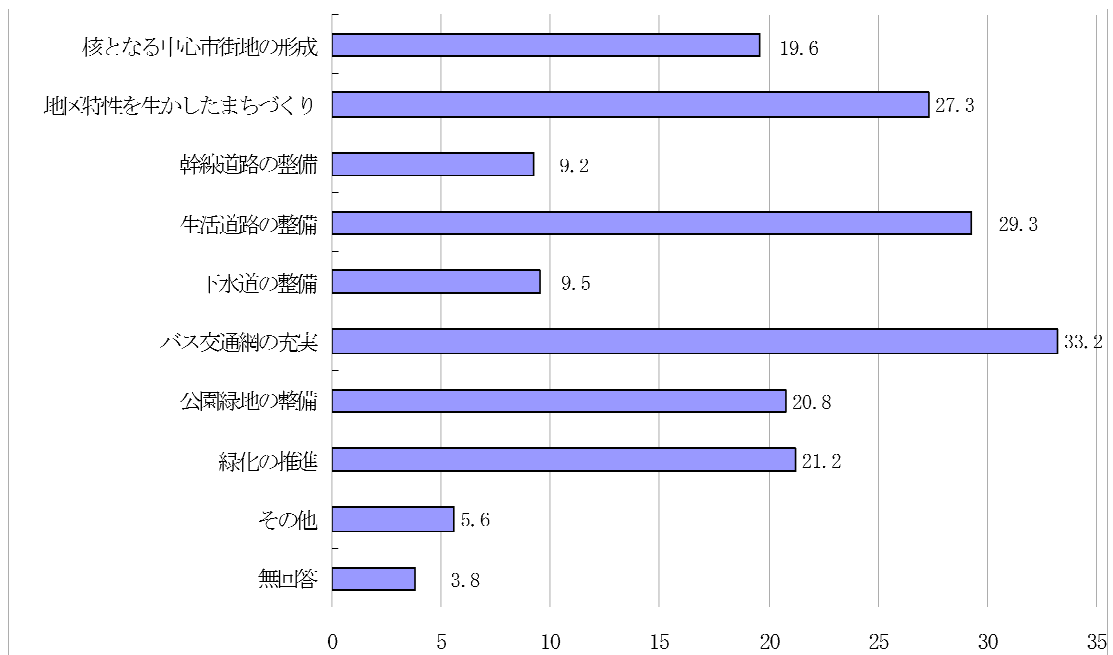
⇒各年代で「住み続けたい」が高い。「市外に移りたい」は20代が最も多い。



(5) まちづくりに重要なもの

今後のまちづくりに重要なものとしては、「バス交通網の充実」が33.2%、次いで「生活道路の整備」29.3%など地域内の利便性を高めることと、「地区特性を生かしたまちづくり」27.3%、「緑化の推進」21.2%、「公園緑地の整備」20.8%など快適環境の充実が続き、「核となる中心市街地の形成」19.6%がこれに続いています。以上のことから、核となる地域づくりを進める中で、交通網の整備を中心とした、個性ある緑豊かなまちづくりが重要であると考えている人が多いと考えられます。

■まちづくりに重要なもの（2つ以内で選択）



(新)

(7) 生活環境

前回結果に比べて、全体的に満足（非常に良い・やや良い）とを感じる人が増え、不満（非常に悪い・やや悪い）とを感じる人が減っています。

「①交通の便」については、約6割の人が満足と感じています。また、「④通勤・通学の便」、「⑪通風・日当たり」、「⑰公園・緑地」、「⑱自然環境」に対して満足とを感じる人が多くなっています。

一方、他の項目に比べて「②道路の整備状況」、「③買い物の便」、「⑤医療施設の状況」、「⑫騒音等の公害」については、満足とを感じる人が少なくなっています。

「⑫騒音等の公害」については、前回最も不満が多い項目でしたが、今回の結果では、不満とを感じる人は減り、満足とを感じる人が増えています。



⇒「交通利便性の高さ」と「自然環境の良さ」が和光市の魅力。

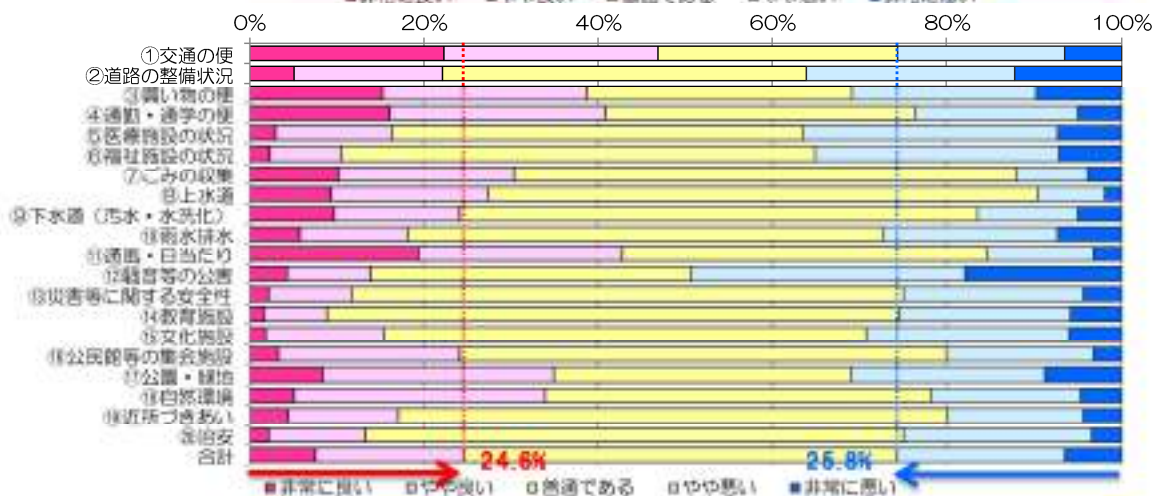
⇒買い物・医療・道路環境整備が和光市の課題。

⇒騒音等の公害は改善傾向であるものの更なる対策が求められる。

地域の環境に対する満足度



前回結果（H9）

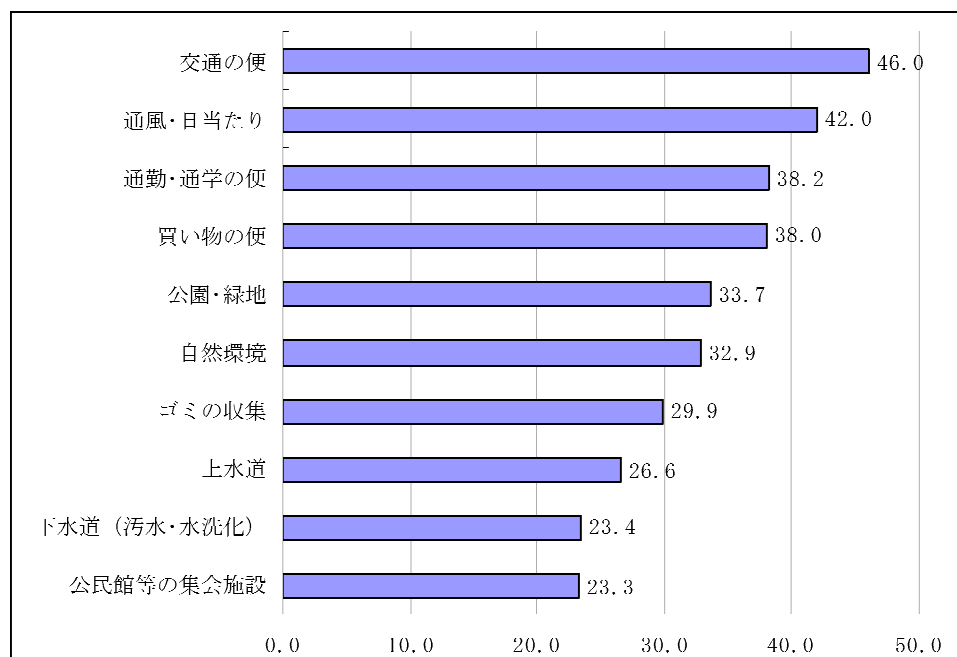


注) 赤の点線 : 満足（非常に良い・やや良いの合計）とを感じる人の平均値
青の点線 : 不満（非常に悪い・やや悪いの合計）とを感じる人の平均値

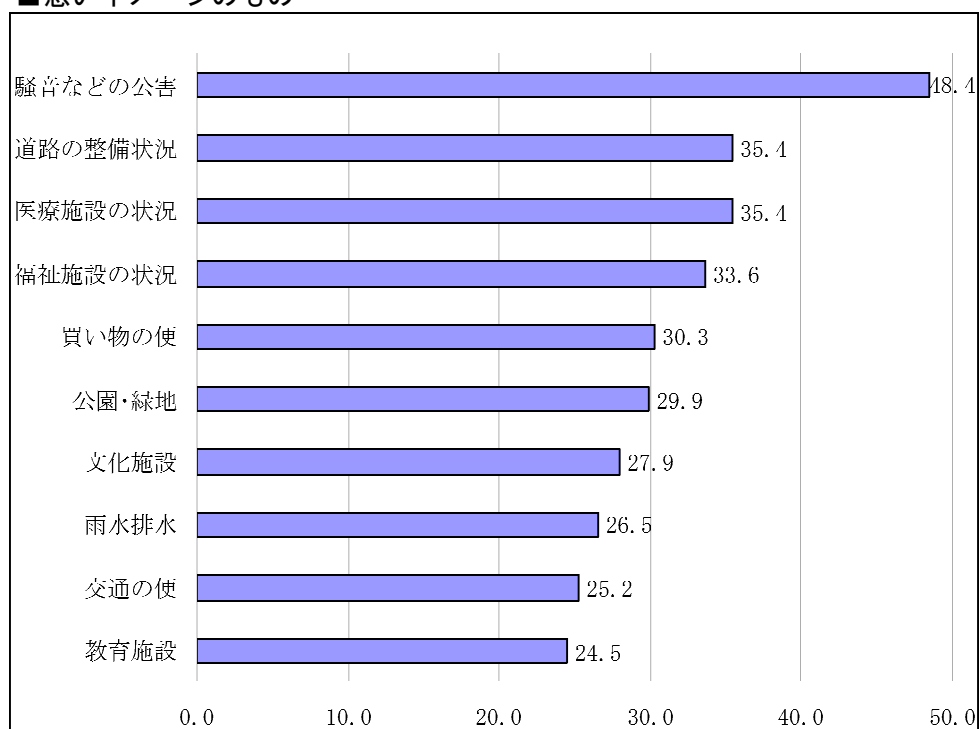
(4) 生活環境

日常生活における満足度としては、交通の便が最も高い評価を得ており、次いで、風通し・日当たりのよさ、通勤・通学、買い物の便、公園・緑地、自然環境などが高い評価を得ているのに対し、騒音などの公害は非常に厳しい評価となっています。次いで、医療・福祉施設等の施設整備、道路の整備状況の充実が望まれています。

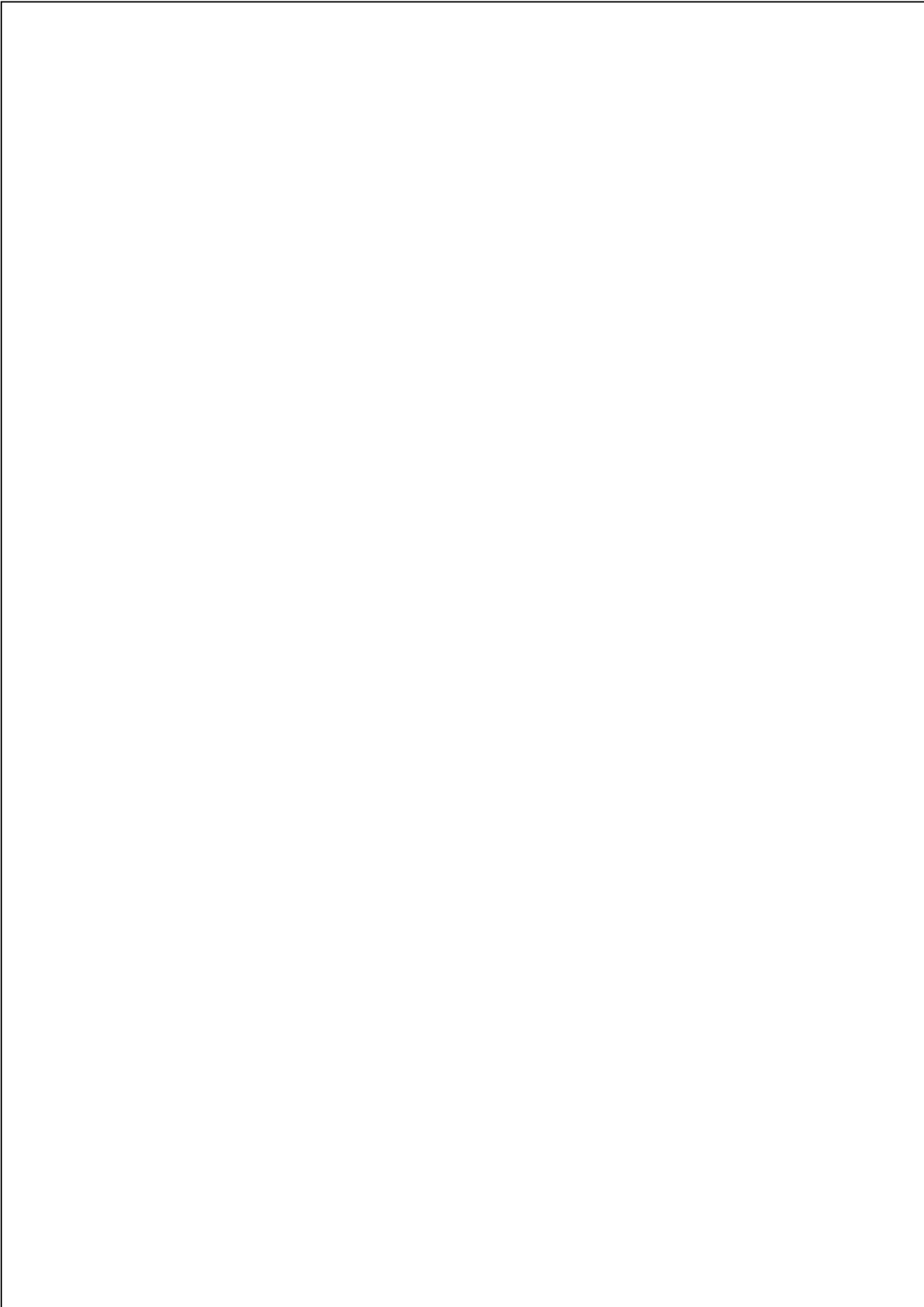
■ 良いイメージのもの



■ 悪いイメージのもの



(新)



2-4 和光市の現況のまとめ

(1) 現況調査のまとめ

- ①人 口 ・ 漸増傾向を維持 平成 13 年 1 月 1 日現在 68,095 人
- ②位 置 ・ 東京都心から北西約 19km の位置にあり、利便性がよい。
- ③産 業 ・ 農 業 耕地・就業者数は減少。台地部は良好な野菜産地。
・ 工 業 自動車関連の大企業が主体。中小企業は減少。
・ 商 業 停滞傾向。小売店の集積少なく、大型店のシェア多い。
- ④交 通 ・ 道 路 広域幹線整備済み・交通量多い。市道は狭あい路線多い。
・ 鉄 道 東武東上線・営団有楽町線により都心と直結
- ⑤市街地整備 ・ 鉄道北側丘陵部での整備が十分でない。
- ⑥公園・緑地 ・ 都市公園の整備水準低い（県平均値に比べ）。
・ 農地、斜面緑地、屋敷林等（武蔵野らしさ）減少。
・ 荒川沿いに広大なオープンスペースが展開。

- ・ 東京都心部への恵まれた交通条件を背景とする住宅都市。
- ・ 人口は漸増傾向を示し、堅実な都市ポテンシャル^(※1)を維持している。
- ・ 荒川ほか農地・屋敷林等の環境に恵まれるが、緑は減少傾向にあり、「武蔵野」の面影は失われつつある。
- ・ 道路・公園等、都市基盤の整備が十分といえない状況にある。

(2) 住民意向調査のまとめ

- ①市のイメージ ・ 東京近郊の緑豊かな住宅都市
- ②都市の魅力 ・ 利便（通勤・通学、買い物）な立地、水と緑
- ③市に望む姿 ・ 静かな環境の整った住宅都市
- ④生活環境 ・ 良いところ：交通の便、環境（通風・日当たり・緑）
・ 悪いところ：騒音公害、道路基盤、医療・福祉施設

- ・ 利便性・環境条件に優れた住宅都市として認識されている。
- ・ 騒音公害、道路基盤、福祉・文化施設等が悪いところとして指摘され、住宅都市としての環境の一層の向上が望まれている。

(※1) ポテンシャル：潜在力。人口の堅実な増加動向を踏まえると、和光市が住宅都市として成長の可能性を維持しているものと考えられる。

2-4 まちづくりの課題

現況調査、市民意向調査及び事業の実施状況から、和光市のまちづくり課題は、以下のように整理されます。

① 住宅都市としての質の向上

本市の人口は堅調な増加傾向を示しており、住宅都市としてのポテンシャル（潜在力）を有しています。市民意向調査で表れているように、本市の住宅都市としての存立を支える一番の要因は都心と近接した利便な立地条件にあります。本市の活力を維持していくためには、都心への近接性を生かした和光市ならではの魅力づくりに加え、多世代が生涯住み続けたいと思う環境づくりが必要です。

② 失われつつある良好な自然環境の保全・活用

都心至近の立地にありながら荒川沿いの農地や丘陵部に残る斜面林や屋敷林、湧水地など、武蔵野の面影を残す良好な自然は、本市の優れた特性となっています。市街化の進展に伴い、緑は徐々に失われつつあります。都心近郊の他都市に対して本市の魅力をアピールする上で、これら緑は、非常に有力な資産といえ、また、ゆとりや豊かさへの志向に応える良好な住環境の形成に向けて、自然の積極的な保全・活用を図ったまちづくりや緑豊かな街並みの形成が必要です。

③ 良好な都市基盤の整備

東武東上線以北における面的な基盤整備の遅れ、既成市街地における密集住宅や住工混在など、本市にはまだ道路や公園などの都市基盤整備を要する地区が多数存在しています。都市としての安全性を確保するため、また、土地の有効かつ適正な利用を促進するため、計画的かつ着実な基盤整備の推進が必要です。

特に、生活道路や歩道における安全性確保、子どもの通学時の交通安全については、ソフト的な対応が必要になっています。

また、近年の東日本大震災や台風等の自然災害の増加を契機に、災害に強い都市基盤整備が必要になっています。

④ 生活サービス機能の充実

本市の商業地は店舗集積が乏しいほか、回遊性やまちなみ演出など商業環境としての魅力づくりに欠け、十分にぎわいを形成するに至っていません。本市の顔となり市民生活の利便性を支える中心市街地として、魅力ある商業環境の形成、活性化の推進が必要です。

また、市民意向調査においてコミュニティ施設やバス路線の充実が求められています。住宅都市として、一層の生活サービス機能の充実が必要です。

2-5 都市の問題・課題

現況調査及び住民意向調査より把握される本市の都市としての問題・課題は、以下のように整理されます。これらを総括的にまとめると、「**住宅都市としての質の向上・成熟化**」が、今後、本市が取り組んでいかなければならないまちづくりの基本的なテーマといえます。

①住宅都市としてのポテンシャルの維持

本市の人口は堅調な増加傾向を示しており、本市は、住宅都市として堅実なポテンシャルを有しています。住民意向調査で表れているように、本市の住宅都市としての存立を支える一番の要因は都心と近接した利便な立地条件にあります。地価が大幅に下落し、都心居住への回帰傾向がみられる中、本市の活力を維持していくためには、単に交通条件が優れるのみでなく、都心への近接性を生かした和光市ならではの魅力づくりに取り組んでいく必要があります。

②失われつつある良好な自然環境の保全・活用

荒川沿いの田園や丘陵部に残る斜面林や屋敷林、湧水地など、都心至近の立地にあって武蔵野の面影を残す良好な自然は、本市の優れた特性となっていますが、市街化の進展に伴い、緑は徐々に失われつつあります。都心近郊の他都市に対して本市の魅力をアピールする上で、これら緑は、非常に有力な資産といえ、また、ゆとりや豊かさへの志向に応える良好な住環境の形成の観点より、自然の積極的な保全・活用を図ったまちづくりが望まれます。

③良好な都市基盤の整備

東武東上線以北における面的な基盤整備の遅れ、既成市街地における密集住宅や住工混在の未解消など、本市にはまだ道路や公園などの都市基盤整備を要する地区が多数存在しています。都市としての安全性を確保するため、また、土地の有効かつ適正な利用を促進するため、計画的かつ着実な基盤整備の推進が求められます。

④生活サービス機能の充実

本市の商業地は店舗集積が乏しいほか、回遊性やまちなみ演出など商業環境としての魅力づくりに欠け、十分にぎわいを形成するに至っていません。本市の顔となり市民生活の利便性を支える中心市街地として、魅力ある商業環境の形成、活性化の推進が望まれます。

また、住民意向調査においてコミュニティ施設やバス路線の不足が指摘されています。住宅都市として、一層の生活サービス機能の充実が求められます。

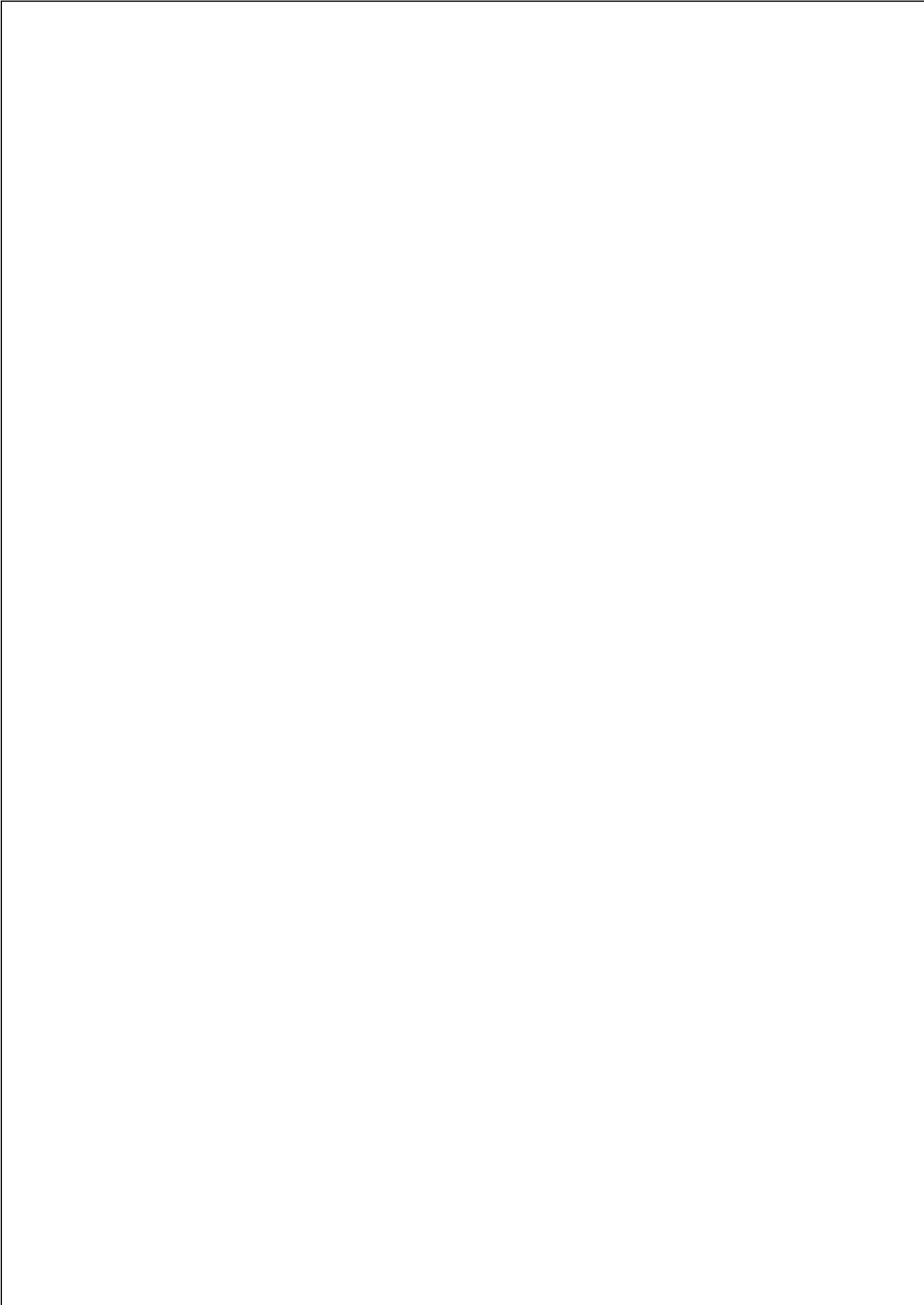
(新)

⑤ 厳しくなる財政状況への対応

本市はこれまで、十分な財政を背景にした行政サービスを展開してきました。しかしながら、経済情勢の悪化に伴う市税の減少など本市の財政状況は厳しくなっています。

このため財政状況を十分に踏まえ、既存ストックの有効活用や優先度の高い事業への投資の重点化など、より効率的かつ効果的な公共事業の推進、市民と行政の協働による取組が必要になります。

(旧)



3 都市像の確立

3-1 基本理念

「住宅都市としての質の向上・成熟化」を目指す上でのまちづくり概念として、次の基本理念を掲げます。

■基本理念

**より安心、より快適なまちづくり
— みどり豊かな和光らしさを求めて**

《基本理念の視点》

「安心」「快適」をまちづくりのキーワードとして捉え、住宅都市としての成熟化を目指します。

① 「より安心」なまちづくり

「安心（＝安全性）」は、都市を形成する上で最も基礎的な指標目標であり、住宅都市として成熟化を目指すべき本市において、まず何より優先しなければならないまちづくりの課題といえます。

災害等に対する安全性はもとより、今日においては、生命の健全性を維持する^上での自然環境との共生をするなかで、すべての市民が安全かつ利便な生活が送れる都市づくりを図っていく必要があります。

② 「より快適」なまちづくり

社会の成熟化が進むにつれ、人々の価値観は、「物」から「心」へと移行しつつあり、都市は人々にただ住まいの場を提供するだけでなく、より充実した生活が享受できる場として様々な機能や魅力を備えていく必要があります。

その基本的な目標は「快適性（快適な生活）」の実現にあるといえ、うるおいのある都市環境の形成、余暇時間の多様な活動に応えるレクリエーションや文化施設^{など}の充実、利便性の高い生活を支える商業や公益施設の充実を図っていく必要があります。

3. 都市像の確立

3-1 基本理念

「住宅都市としての質の向上・成熟化」を目指す上でのまちづくり概念として、次の基本理念を掲げます。

■基本理念

より安心、より快適なまちづくり
—— みどり豊かな和光らしさを求めて

【基本理念の視点】

「安心」「快適」をまちづくりのキーワードとして据え、住宅都市としての成熟化を目指します。

①「より安心」なまちづくり

「安心（＝安全性）」は、都市を形成する上での最も基礎的な指標目標であり、住宅都市として成熟化を目指すべき本市において、まず何より優先しなければならないまちづくりの課題といえます。

災害等に対する安全性はもとより、今日においては、生命の健全性を維持する上での自然環境との共生をするなかで、すべての市民が安全かつ利便な生活が送れる都市づくりを図っていく必要があります。

②「より快適」なまちづくり

社会の成熟化が進むにつれ、人々の価値観は、「物」から「心」へと移行しつつあり、都市は人々にただ住まいの場を提供するだけでなく、より充実した生活が享受できる場として様々な機能や魅力を備えていく必要があります。

その基本的な目標は「快適性（快適な生活）」の実現にあるといえ、うるおいのある都市環境の形成、余暇時間の多様な活動に応えるレクリエーションや文化施設などの充実、利便性の高い生活を支える商業や公益施設の充実を図っていく必要があります。

(新)

3-2 将来像都市

和光市の特性である都心との近接性を生かし、「安心」「快適」を追求したまちづくりを進める上での目標として、次の将来都市像を掲げます。

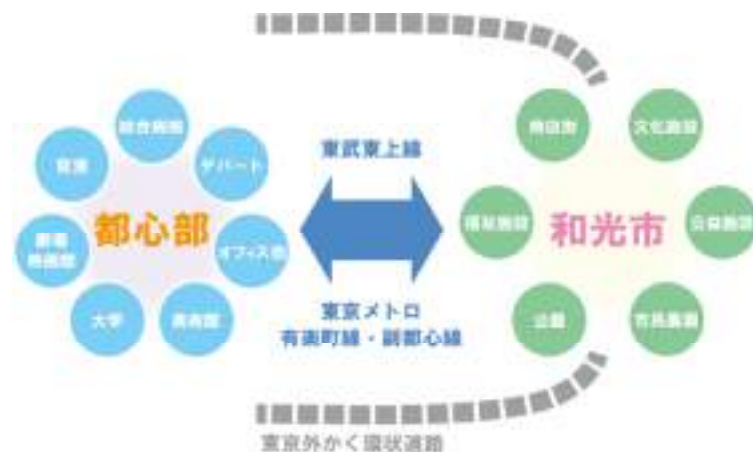
■将来都市像

心和み、光輝くまち

ホームタウン 和光

■ホームタウンの概念

ベッドタウンを超えて、市民の生活全体を包み込む“ホームタウン”として「より安心・より快適なまち」を実現するまちとして、次のような和光市の将来イメージを表しています。



■基本要件

●「より安心」なまちづくり

- 防 災 : 災害に強い都市基盤の形成
- 環 境 : 環境負荷の少ないまちづくりの推進
- 福 祉 : だれにもやさしいまちづくりの推進

●「より快適」なまちづくり

- 都市基盤 : 良好な生活環境を支える都市基盤の整備
- 水と緑のネットワーク : 緑の拠点やネットワーク化による、うるおいある都市環境の形成
- 景観形成 : 地域性を活かした個性ある都市景観の形成
- 都市機能 : 活力ある暮らしを創出する都市機能の充実

3-2 将来都市像

和光市の特性である都心との近接性を生かし、「安心」「快適」を追求したまちづくりを進める上での目標として、次の将来都市像を掲げます。

■将来都市像

心和み、光輝くまち

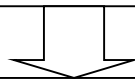
ホームタウン 和光

ベッドタウンを超えて、市民の生活全体を包み込む“ホームタウン”として「より安心・より快適なまち」を実現するまちとして、次のような和光市の将来イメージを表しています。

＝ベッドタウンからホームタウンへ＝

●ベッドタウン

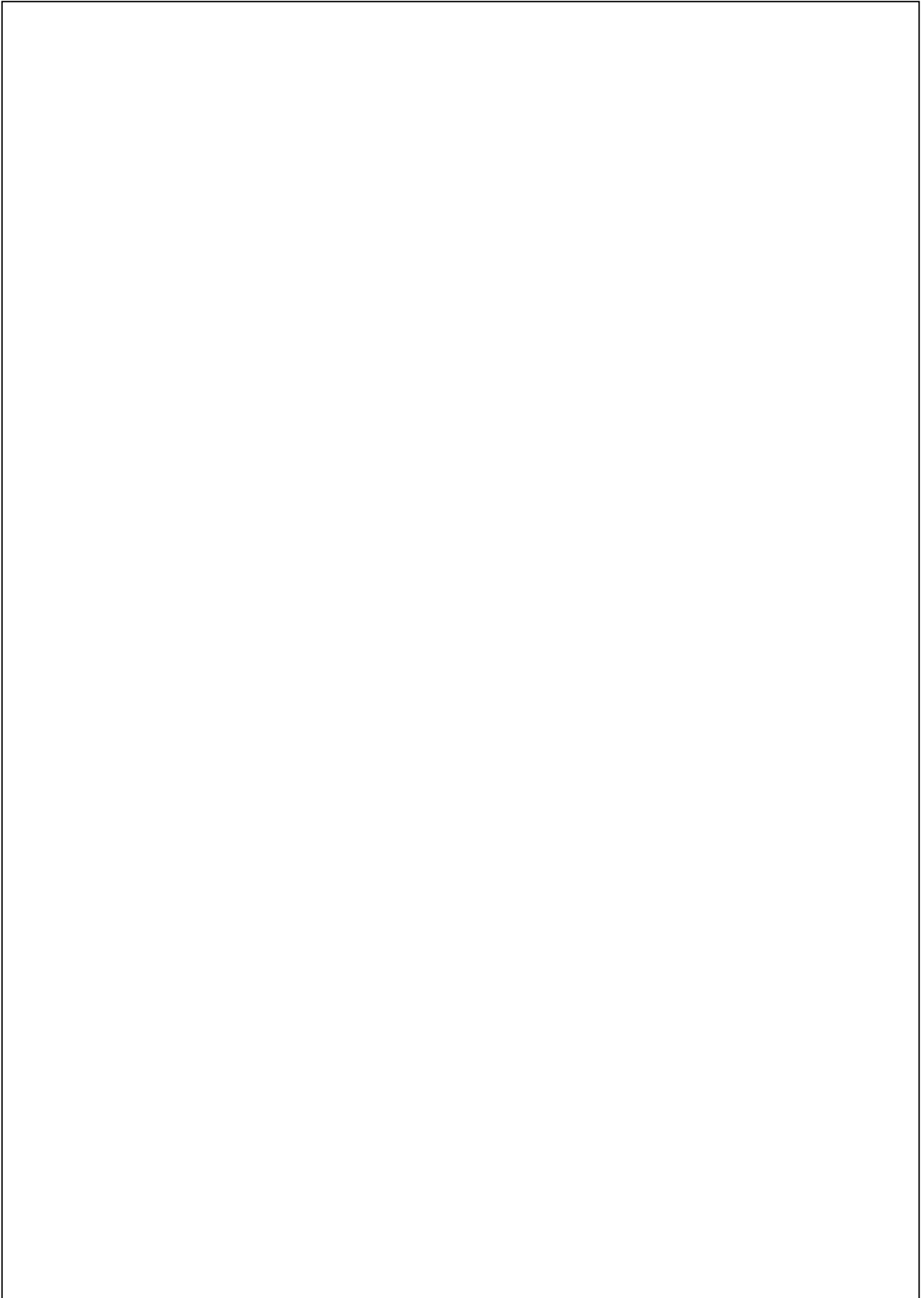
- ・都市部への人口集中を背景に、住宅の大量供給を目的として郊外に形成された住宅都市。
- －都市機能の多くは都心部に依存し、生活の質的な充実や暮らしを彩る文化的機能に欠ける都市。



●ホームタウン

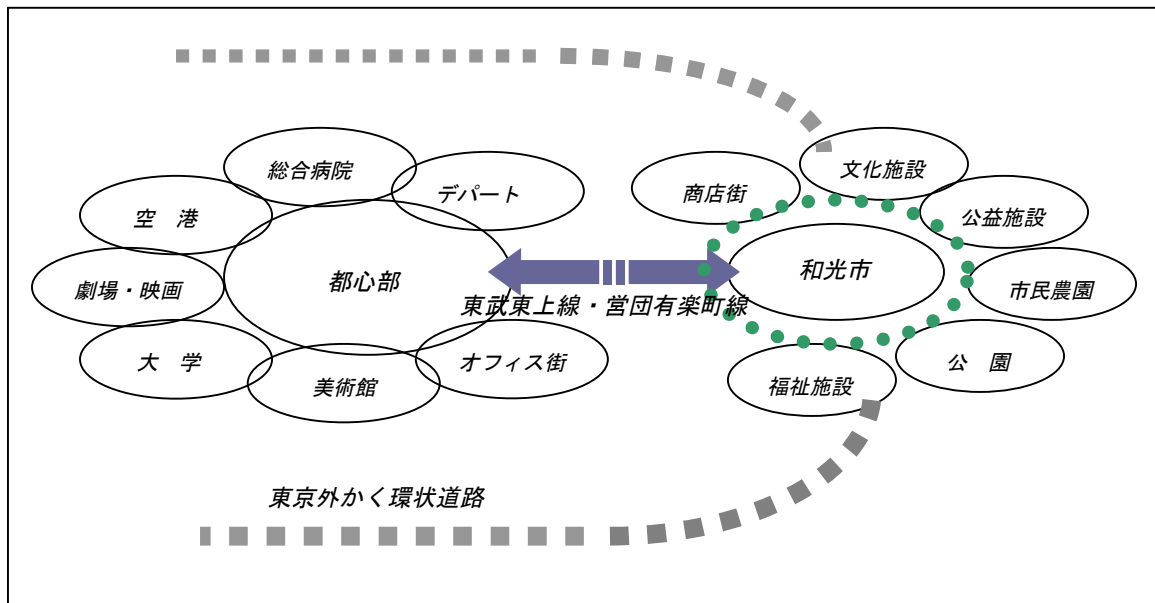
- ・“暮らしのよりどころ”として、人々の生活を支え、だれもがいきいきとした暮らしを営める住宅都市。
- －都心部との相互補完的な機能分担のもと、身近な文化施設やレクリエーション施設等が整備された都市。
- －人々の生活に活力と交流を育み、だれにも優しく、安全性の高い生活基盤の整備された都市。
- －“都心に近いふるさと”として、緑・水辺に恵まれ、自然とのふれあいの場が身近にある都市。

(新)



(旧)

■構成概念



■基本要件

●「より安心」なまちづくり

- 防 災 : 災害に強い都市基盤の形成。
- 環 境 : 環境負荷の少ないまちづくりの推進。
- 福 祉 : だれにもやさしいまちづくりの推進。

●「より快適」なまちづくり

- 都市基盤 : 良好な生活環境を支える都市基盤の整備。
- 水と緑のネットワーク : 緑の拠点やネットワーク化による、うるおいある都市環境の形成。
- 景観形成 : 地域性を活かした個性ある都市景観の形成。
- 都市機能 : 活力ある暮らしを創出する都市機能の充実。

(新)

3-3 都市の基本構造

「安心」「快適」な暮らしを支えるものとして、次の基本的な都市構造により、まちを構成します。

(1) 基本的なゾーンの構成

中心ゾーン	和光市駅周辺の商業地を核として、生活の拠点となる多様な機能が集積し、都市的な魅力を備えたまちの中心ゾーンを形成
住宅ゾーン	中心ゾーンを取り囲むように、各地区の特性に配慮した良好な環境の住宅地を配置し、利便かつ快適な暮らしの場を形成
荒川・農地ゾーン	荒川沿いの農地は、都市の中のオープンスペースとして積極的に保全し、都市農業の展開により市民農園や農業体験などを通じた市民の憩いの場として活用

(2) 基幹的な軸の構成

シンボル軸	中心ゾーンを貫く駅前通りは、まちの顔となる景観を展開し、まちの中核的施設を結ぶシンボル軸を形成
生活軸	住宅地を連携し、主な生活利便施設を結ぶ生活道路のネットワークを形成し、市民生活を支える安全で快適な暮らしの軸を展開

3-3 都市の基本構造

「安心」「快適」な暮らしを支えるものとして、次の基本的な都市構造により、まちを構成します。

(1) 基本的なゾーンの構成

●中心ゾーン

- ・和光市駅周辺の商業地を核として、生活の拠点となる、都市的な魅力を備えたまちの中心ゾーンを形成します。

●住宅ゾーン

- ・中心ゾーンを取り囲むように、良好な環境の住宅地を配置し、利便かつ快適な暮らしの場を形成します。

●荒川・農地ゾーン

- ・荒川及び川沿いの農地は、都市の安全かつ快適な環境を支えるオープンスペースとして積極的に保全し、自然や土に親しむことのできる、市民の憩いの場として活用します。

(2) 基幹的な軸の構成

●シンボル軸

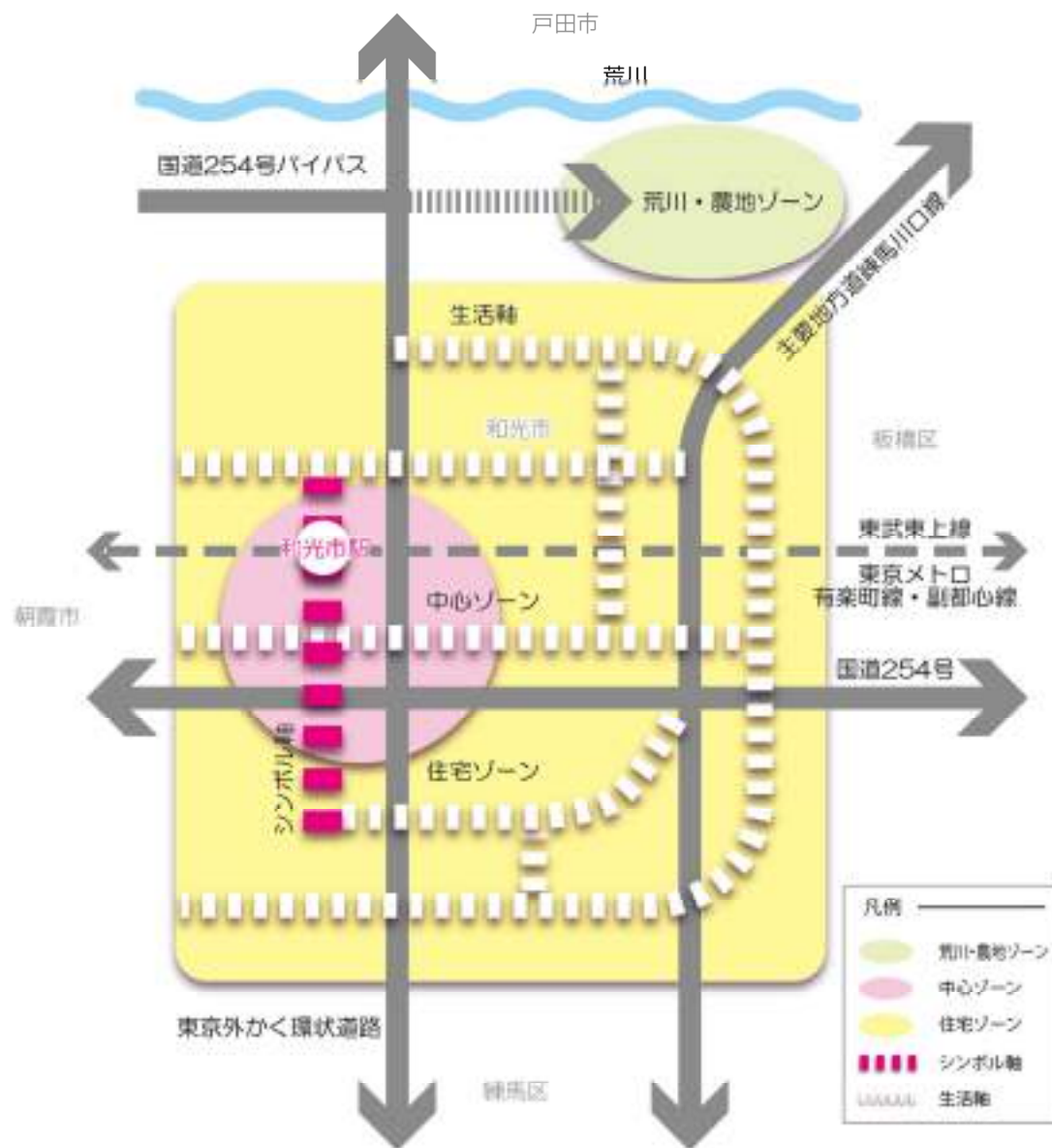
- ・中心ゾーンを貫く駅前通りは、まちの顔となる景観を展開し、まちの中核的施設を結ぶシンボル軸を形成します。

●生活軸

- ・住宅地を連携し、主な生活利便施設を結ぶ歩行者・自転車系のネットワークを形成し、安全で快適な暮らしの軸を展開します。

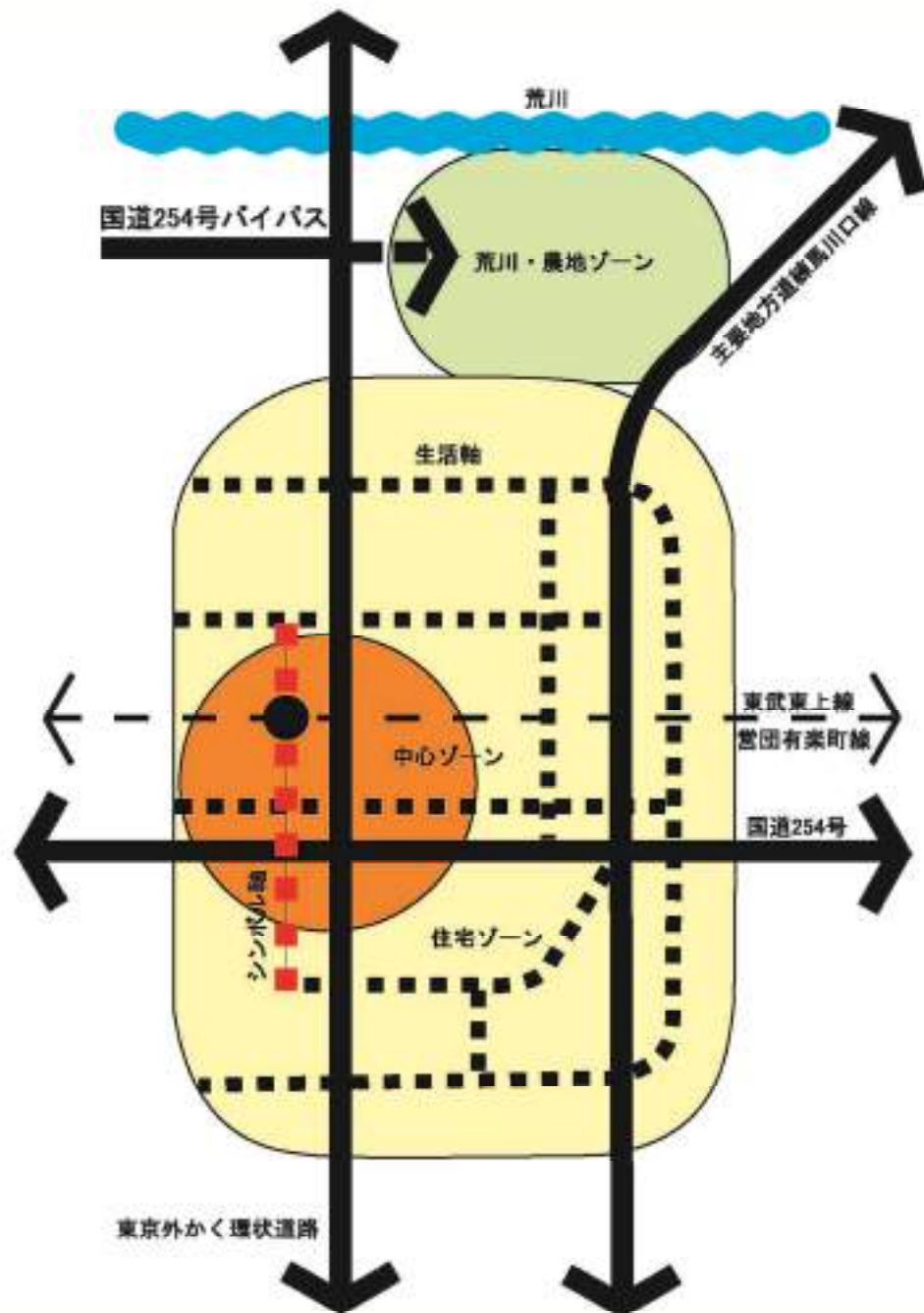
(新)

都市基本構造図



(旧)

都市基本構造図



(新)

3-4 都市フレームの設定

(1) 将来人口フレーム

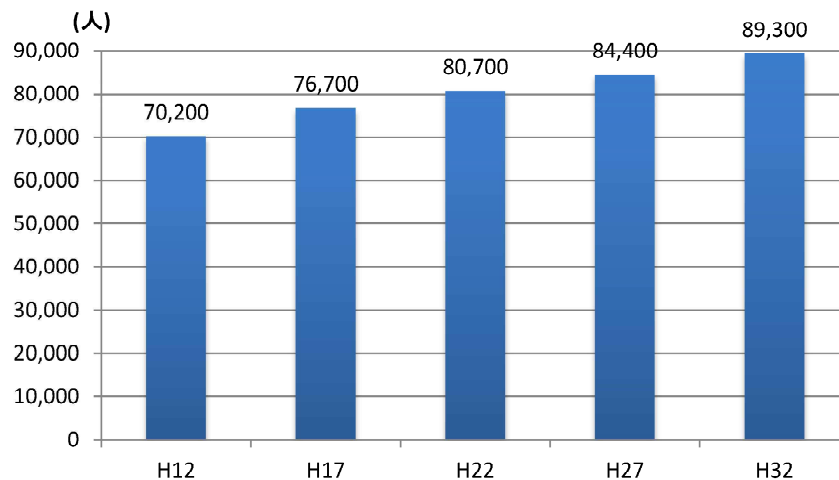
本市の人口の推移は、過去の急増期に比べると増加傾向にかげりがみえますが、依然、増加傾向を維持しており、自然動態、社会動態とも増加傾向にあります。

コーホート要因法^(※1)に基づく本市の将来人口の予測値は次のとおりであり、同予測値を本計画における計画フレームとします。

将来人口フレームの推計値は、第四次和光市総合振興計画（平成23年3月策定）に準じています。

■将来人口フレーム

年 度	平成 12 年 (実績値)	平成 17 年 (実績値)	平成 22 年 (実績値)	平成 27 年 (推計値)	平成 32 年 (推計値)
人 口 (人)	70,200	76,700	80,700	84,400	89,300



注) 将来人口フレームは、和光市総合振興計画の数値と同一としています。

(※1)コーホート要因法：現在、最も一般的に用いられる将来人口の推計方法。年齢階層別の人口に、社会移動率、出生率、生残率を設定し、将来人口の増減を推計する。厚生労働省の都道府県別人口推計等に用いられている。

3-4 都市フレームの設定

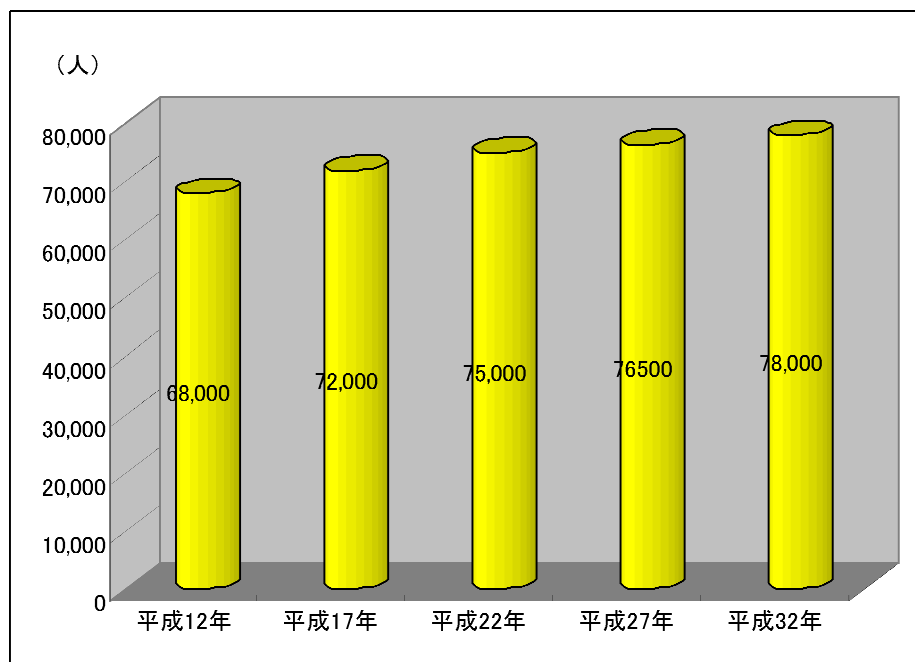
将来人口フレーム

本市の人口の推移は、過去の急増期に比べると増加傾向にかげりがみえますが、依然、増加傾向を維持しており、自然動態、社会動態とも増加傾向にあります。

コーホート要因法^(※2)に基づく本市の将来人口の予測値は次のとおりであり、同予測値を本計画における計画フレームとします。

■将来人口フレーム

年 度	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
人 口 (人)	68,000	72,000	75,000	76,500	78,000



注：将来人口フレームは、和光市総合振興計画の数値と同一としています。

平成 12 年の数値は、和光市総合振興計画における推計値であり、5 頁の数値とは一致していません。

(※2) コーホート要因法：現在、最も一般的に用いられる将来人口の推計方法。年齢階層別の人口に、社会(*移動率、出生率、生残率を設定し、将来人口の増減を推計する。厚生労働省の都道府県別人口推計等に用いられている。

4 将来の全体都市構想

4-1 全体都市構成

(1) ゾーン構成

丘陵部の住宅地を主体とする都市的土地利用と、荒川沿い低地部の自然的土地利用を**生か**し、豊かなオープンスペースを**有する**まとまりのよい市街地の形成を図ります。

●商業・業務ゾーン

市の玄関口として、魅力ある中心市街地にふさわしい商業・業務地の形成を図ります。

●複合住宅ゾーン

タウンコア及びシビックコアの周辺部は、商業・業務等の様々な都市機能が複合する利便性の高い**中高層住宅地**の形成を図ります。

●一般住宅ゾーン

商業・業務ゾーン、複合住宅ゾーンの**外側**の住宅地は、緑豊かな環境を基調として、各々の立地特性を活かした**特色ある戸建住宅地**や**中低層住宅地**の形成を図ります。

●農業ゾーン

多くの優良農地が含まれる荒川沿いの**一帯**は、農地の**保全**や**利用集積**を図るとともに、市民農園として活用する等、本市ならではの都市型農業の展開を図ります。

●リフレッシュゾーン

荒川及び河川敷は水辺の自然を活かし、レクリエーションや野外活動の場として活用を図ります。

●新産業系ゾーン

和光北インターチェンジ周辺部は、広域的な交通条件を生かし、**隣接する住宅地**や**自然**と調和する**新産業・物流業務**の立地用地として活用を図ります。

(2) 拠点構成

まちの中枢的都市機能を担う核的な拠点と地区レベルにおいて生活を支援する身近なコミュニティ拠点をバランスよく配置し、きめ細かな生活支援機能を展開します

●タウンコア（商業・業務拠点）

和光市駅の**周辺部**は、市民生活を**支えるとともに市民にとって魅力ある**市の中心市街地として、**商業・業務等の多様な機能を集積し、土地の高度利用**を図ります。

●シビックコア（行政・文化拠点）

市役所周辺部は、核的な公益施設が集積する市のコミュニティの拠点として、各施設が**一体的に構成する豊かな空間・景観**を形成します。

●リフレッシュコア

拠点的な公園である和光樹林公園は、まちの中において**自然とふれあうことができる**、市民の憩いの場として、今後とも機能の維持・充足を図ります。また、荒川河川敷運動公園及びアーバンアクア**公園**は市民の憩いの場を形成します。

4. 将来の全体都市構想

4-1 全体都市構成

(1) ゾーン構成

丘陵部の住宅地を主体とする都市的土地利用と、荒川沿い低地部の自然的土地利用を踏襲し、豊かなオープンスペースを控えた、まとまりのよい市街地の形成を図ります。

●複合住宅ゾーン

和光市駅の周辺部は、商業・業務等の様々な都市機能が複合する利便性の高い住宅地を形成します。

●一般住宅ゾーン

住宅地は、緑豊かな環境を基調として、各々の立地特性を活かした特色ある住宅地の形成を図ります。

●農業ゾーン

優良農地と集落からなる荒川沿いの田園地帯は、基本的に農地を保全し、また、市民農園として活用する等、本市ならではの都市型農業の展開を図ります。

●リフレッシュゾーン

荒川及び河川敷は水辺の自然を活かし、レクリエーションや野外活動の場として活用を図ります。

●新産業系ゾーン

和光北インターチェンジ周辺部は、広域的な交通条件を生かし、住宅地環境と調和する先端産業等の立地用地として、活用を図ります。

(2) 拠点構成

まちの中核的都市機能を担う核的な拠点と地区レベルにおいて生活を支援する身近なコミュニティ拠点をバランスよく配置し、きめ細かな生活支援機能を展開します。

●タウンコア（商業・業務拠点）

和光市駅周辺の商業地は、市民生活を支える市の中心市街地として、魅力ある商業環境の形成を図り、商業地としての機能の充実・活性化を図ります。

●シビックコア（行政・文化拠点）

市庁舎周辺部は、核的な公益施設が集積する市のコミュニティの拠点として、各施設が一体的に構成する豊かな空間・景観を形成します。

●コミュニティコア（地区交流拠点）

各地区において地区レベルの生活サービス機能を担う身近なコミュニティの拠点を形成します。各コアごとに特色ある拠点的機能（図書館、郷土資料館等）を導入し、コミュニティのシンボルとなる特色を持った施設の整備、または、サブ的なコミュニティ施設を配置します。

●リフレッシュコア

拠点的な公園である和光樹林公園は、まちの中において自然とふれあうことができる、市民の憩いの場として、今後とも機能の維持・充足を図ります。また、荒川河川敷運動公園及び彩の国アーバンアクア広場（荒川右岸流域下水道新河岸川処理センター）は水辺を生かした市民の憩いの場を形成します。

(3) 軸構成

交通の機能に応じた道路網を構成し、住宅地内への不要な自動車交通を排除するとともに、住宅地内を結ぶ歩行者系のネットワークを形成し、安全で快適な生活空間を確保します。

① 自動車系交通軸

●都市骨格軸

都市骨格軸は、十分な幅員を持つ、車道と歩道の分離された安全な道路として整備し、南北・東西の骨格的な交通網の形成と広域的交通や周辺都市間の交通の集約を図ります。

●地区幹線軸

地区幹線軸は、都市骨格軸から住宅地への自動車交通を集約的に処理する、歩道の整備された幹線道路として整備し、住宅地内道路への通過交通の流入がないよう、適切な道路機能の確保を図ります。

② 歩行者系交通軸

●シンボル軸

シンボル軸は、和光市駅前商業・業務地（タウンコア）、市役所周辺（シビックコア）、和光樹林公園を結ぶ、歩道と車道が分離した安全で快適に歩ける道路として整備し、市のメインストリートとしてふさわしい景観の形成を図ります。

●生活軸

生活軸は、各地区ごと住宅地内の主要な生活道路となる軸を歩行者・自転車の安全性に配慮した道路として整備し、生活利便施設や公園などを安全かつ快適に結びます。特に、子どもの通学時の安全を確保します。

●主要緑軸

主要緑軸は、市街地と市の基幹的なオープンスペースである荒川及び荒川沿いの農地ゾーンとを結ぶ緑の軸として整備し、東京外かく環状道路、白子川、谷中川、越戸川の街路樹の整備された歩道等の緑化を図ります。

(3) 軸構成

交通の機能に応じた道路網を構成し、住宅地内への不要な自動車交通を排除するとともに、住宅地内を結ぶ歩行者・自転車系のネットワークを形成し、安全で快適な生活空間を確保します。

①自動車系交通軸

●都市骨格軸

都市骨格軸は、十分な幅員を持つ、車道と歩道の分離された安全な道路として整備し、南北・東西の骨格的な交通網の形成と広域的交通や周辺都市間の交通を集約を図ります。

●地区幹線軸

地区幹線軸は、都市骨格軸から住宅地への自動車交通を集約的に処理する、歩道の整備された幹線道路として整備し、住宅地内道路への通過交通の流入がないよう、適切な道路機能の確保を図ります。

②歩行者・自転車系交通軸

●シンボル軸

シンボル軸は、和光市駅前商業地（タウンコア）、市役所周辺（シビックコア）、和光樹林公園を結ぶ、歩道と車道が分離した安全で快適に歩ける道路として整備し、市のメインストリートとしてふさわしい景観の形成を図ります。

●生活軸

生活軸は、各地区ごと住宅地内の主要な生活道路となる軸を歩行者・自転車を優先した道路として整備し、生活利便施設や公園などを安全かつ快適な道で結びます。

●主要緑軸

主要緑軸は、市街地と市の基幹的なオープンスペースである荒川及び荒川沿いの農地ゾーンとを結ぶ緑の軸として整備し、東京外かく環状道路、白子川、谷中川、越戸川の街路樹の整備された歩道等の緑化を図ります。

(新)



■全体都市構成図 凡例

- | | | | |
|-------|-------|-----------|----------|
| 都市骨格軸 | シンボル軸 | リフレッシュゾーン | リフレッシュコア |
| 地区幹線軸 | 生活軸 | 農業ゾーン | タウンコア |
| | 主要線軸 | 一般住宅ゾーン | シビックコア |
| | | 複合住宅ゾーン | |
| | | 商業・業務ゾーン | |
| | | 新産業系ゾーン | |

(旧)



4-2 土地利用方針

(1) 住宅地区

本市の資産である緑豊かな環境を基調に、各地区の自然や歴史的特性を生かし、地区ごとの個性を反映した、特色ある住宅地を形成します。

●複合住宅地区

(和光市駅周辺)

駅周辺の住環境との調和に配慮した良好な中高層住宅の立地を誘導し、住宅及び商業・業務等の都市機能が複合した利便性のある都市型住宅地を形成します。

(市役所周辺)

大規模な公的機関と一体的に、ゆったりとしたオープンスペースの中に住宅・生活支援機能等の導入を行い、未来に続く住宅地を形成します。

●一般住宅地区

(和光市駅北側)

起伏の激しい複雑な地形や屋敷林・生産緑地などの武蔵野の面影が残る恵まれた環境を生かし、地区計画等の都市計画制度を活用して戸建住宅や中低層住宅を中心とした緑豊かな住宅地を形成します。

(和光市域南側)

市域南部の住宅地は、農地と住宅地が調和する良好な住環境を形成します。

(白子川沿い)

斜面緑地や湧水地の保全を図りながら、また白子宿の歴史的雰囲気を生かし、戸建住宅や中低層住宅を中心とした川沿いの水辺と緑に恵まれたうるおいある住宅地を形成します。

(2) 商業業務地区

駅前や幹線道路沿いの立地を生かした商業業務地の形成に向けて道路等の基盤を整備するとともに、公共空間を活用したにぎわい創出を図り、まちの活性化、商業機能の立地誘導を図ります。

●駅南口商業業務地区

和光市駅南口の商業業務地は、土地の高度利用を推進し、商業・業務施設の集積を図るとともに、魅力的な商業環境を形成し、にぎわい・活気に富むまちの商業核として活性化を図ります。

●駅北口商業業務地区

和光市北側の玄関口として、商業・業務施設を中心に土地の高度利用を推進するとともに、地区の生活利便性の向上を図りつつ、隣接する住環境が損なわれることのないような、落ち着いたまちなみの商業地を形成します。

●沿道商業業務地区

市の骨格的な道路網を構成する国道 254 号及び主要地方道練馬川口線沿いは、沿道商業・業務施設等の利便を増進し、交通条件を生かした都市機能の導入を図るとともに、後背する住宅地環境を保全する緩衝帯の形成を図ります。

4－2 土地利用方針

(1) 住宅地区

本市の資産である緑豊かな環境を基調に、各地区の自然や歴史的特性を生かし、地区ごとの個性を反映した、特色ある住宅地を形成します。

●複合住宅地区

和光市駅周辺のゾーンは、都市型集合住宅などの立地を誘導し、住宅及び商業・業務等の都市機能が複合し、利便性のある都市型住宅地を形成します。

●一般住宅地区

(和光市駅北側)

起伏の激しい複雑な地形や屋敷林・生産緑地などの恵まれた環境を生かし、武蔵野の面影が残る、緑豊かな住宅地を形成します。

(和光市駅南側)

大規模な公的機関と一体的に、ゆったりとした公園のようなオープンスペースの中に展開する、緑濃い住宅地の形成を図ります。

(白子川沿い)

斜面緑地や湧水地の保全を図りながら、また白子宿の歴史的雰囲気を生かし、川沿いの水辺と緑に恵まれたうるおいある住宅地を形成します。

(2) 商業業務地区

駅前や幹線道路沿いの立地を生かした活気ある商業業務地を形成し、まちの活性化、生活利便性の向上を図ります。

●駅前商業業務地区

和光市駅前の商業業務地は、商業施設の集積を図るとともに、魅力的な商業環境を形成し、にぎわい・活気に富むまちの商業核として活性化を図ります。

●沿道商業業務地区

市の骨格的な道路網を構成する国道 254 号及び主要地方道練馬川口線沿いは、沿道商業・業務施設等の立地を誘導し、交通条件を生かした都市機能の導入を図るとともに、後背する住宅地環境を保全する緩衝帯の形成を図ります。

(新)

(3) 公益・文教系施設地区

大規模な公的機関・研究所・学校等がまとまって立地する国道 254 号南側の地区は、ゆとりある敷地規模を生かした豊かな面的な植栽を誘導し、市街地の環境の向上を図ります。

(4) 工業・物流業務地区

既存の大規模工場と住環境との調和・共存を図り、また、東京外かく環状道路の交通条件を生かした新たな工業・物流業務地区を形成し、本市の産業的活力を維持・増進します。

(本町産業地区)

和光市駅の西側においてまとまった工業・物流ゾーンを形成する大規模な工場・車両基地は、周辺市街地と調和する環境の整備を進めます。

(和光北インター地区)

東京外かく環状道路和光北インターチェンジの優れた立地を生かし、主に環境・情報分野等の新産業の工場等及び流通センター等の物流関連施設等の立地誘導を図ります。

(5) 農業地区

荒川沿いの低地部に展開する優良な農地は、農業地としての保全や利用集積を図るとともに、市民農園等として活用し、荒川沿いの農地を背景とした憩いの場の形成を図ります。また、国道 254 号バイパス延伸に合わせて農地の保全に配慮しながら良好な沿道利用を図ります。

(3) 公益・文教系施設地区

大規模な公的機関・研究所・学校等がまとまって立地する国道 254 号南側の地区は、ゆとりある敷地規模を生かした豊かな面的な植栽を誘導し、市街地の環境の向上を図ります。

(4) 工業・流通業務地区

既存の大規模工場と住環境との調和・共存を図り、また、東京外かく環状道路の交通条件を生かした新たな産業地区を形成し、本市の産業的活力を維持・増進します。

(本町産業地区)

和光市駅の西側においてまとまった工業・流通ゾーンを形成する大規模な工場・車両基地は、周辺市街地と調和する環境の整備を進めます。

(和光北インターチェンジ周辺産業地区)

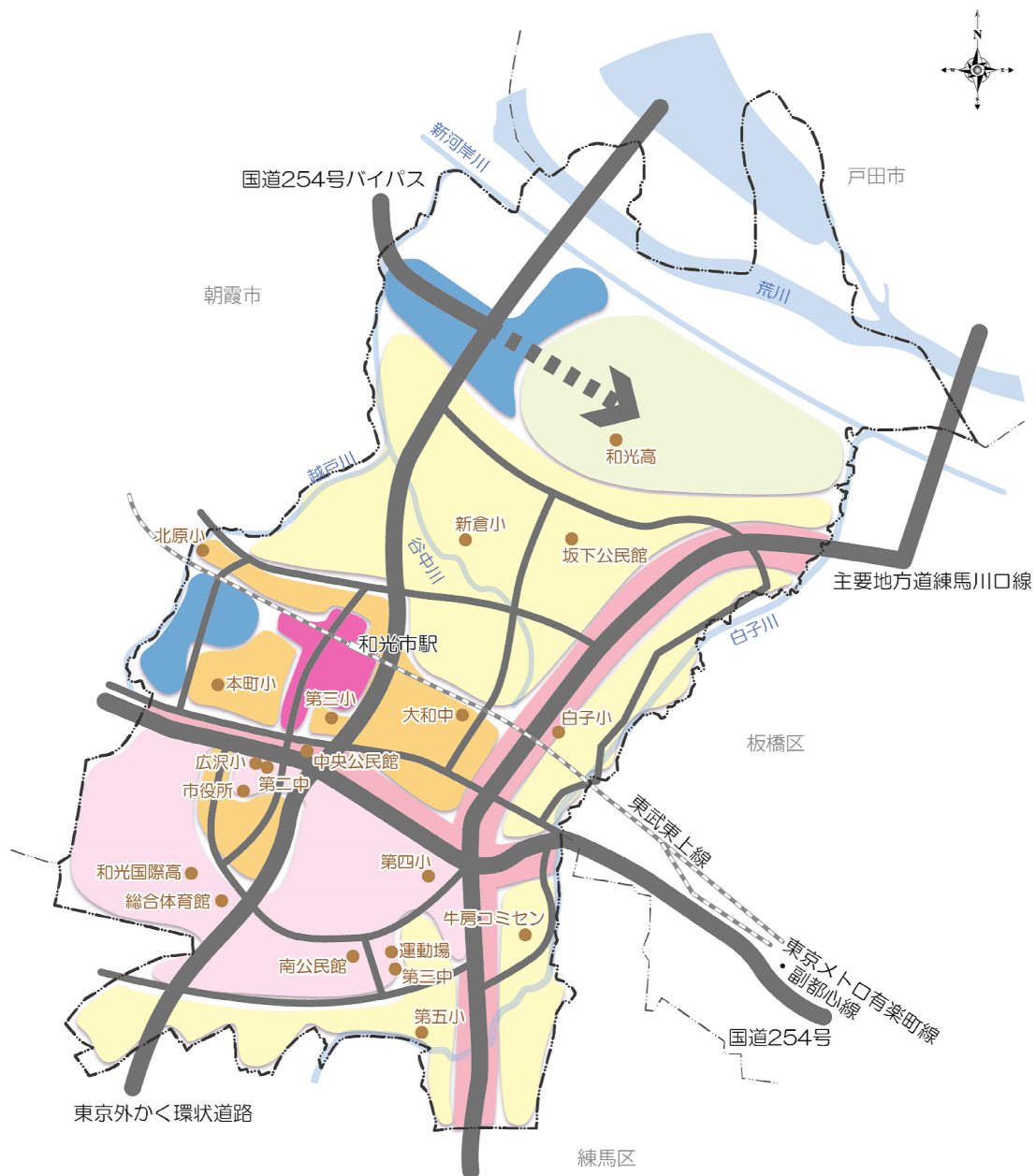
東京外かく環状道路和光北インターチェンジの立地を生かした新たな産業地区の形成を図り、広域的な交通条件を生かした新産業施設の立地誘導を図ります。

(5) 農業地区

荒川沿いの低地部に展開する良好な農地は、農業地としての保全を図るとともに、市民農園等として活用し、荒川沿いの田園環境を背景とした憩いの場の形成を図ります。

(新)

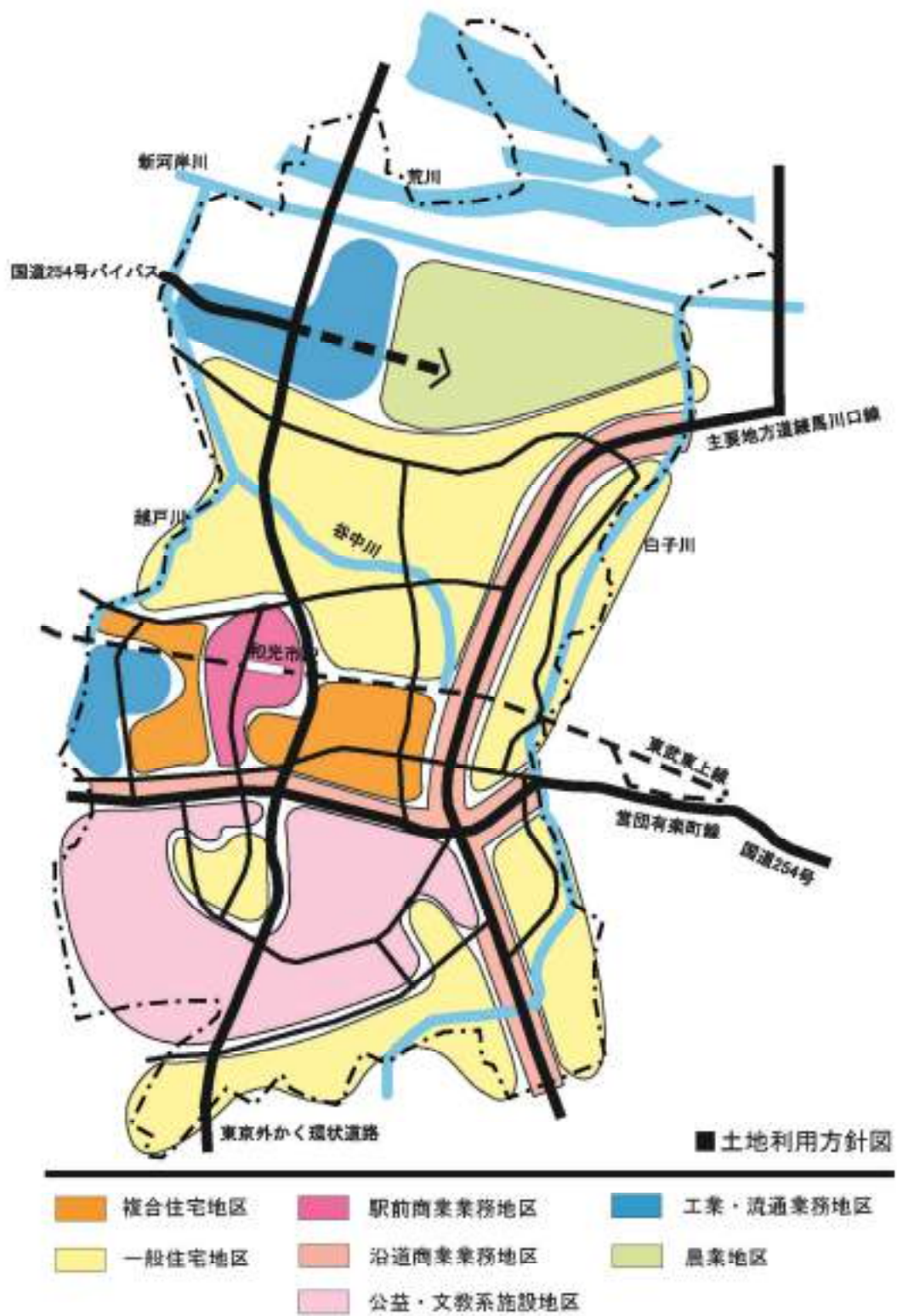
■土地利用方針図



■土地利用方針図 凡例

- | | | |
|--|--|--|
|  複合住宅地区 |  駅前商業業務地区 |  工業・流通業務地区 |
|  一般住宅地区 |  沿道商業業務地区 |  農業地区 |
| |  公益・文教系施設地区 | |

(旧)



4-3 都市施設整備方針

(1) 交通施設

広域的な交通需要に対応できるよう都市計画道路の整備を推進し、本市の骨格的な道路網の早期完成に努め、交通の円滑化とともに、市民の足となる公共交通の利便性の向上を図ります。

また、まちのシンボルロードの景観整備を図るほか、住宅地内においては、主な生活施設等を結ぶ歩行者・自転車**の安全に配慮した道路**ネットワークを整備し、住宅地内の安全・快適な生活軸を形成します。

これら道路の整備にあたっては、**高齢者や障がい者にもやさしい歩道幅員**の確保やバリアフリー化を積極的に推進します。

また、まちや住宅地において骨格的な機能を担う道路は、街路植栽を導入するなど、豊かな街路景観の形成に努めます。

なお、施設整備にあたっては、**土地区画整理事業、道路整備実施計画に基づき事業を実施します。**

●広域幹線道路

広域幹線道路としては**主に**東京外かく環状道路が機能を担います。当路線は広幅員の道路空間を利用して**整備された緑の軸**として活用するとともに、沿道環境の保全を図ります。

●都市幹線道路

都市の骨格を構成する道路としては、国道 254 号、主要地方道練馬川口線**及び**国道 254 号バイパス（都市計画道路志木和光線）が機能を担います。周辺都市と本市を結ぶ主要道路として、円滑な交通処理機能を確保します。また、国道 254 号バイパスの延伸について、関係機関との協議を進め、**早期整備の実現**に努めます。

●地区幹線道路

広域幹線・都市幹線道路から住宅地への自動車アクセスを担う主要道路としては、都市計画道路宮本清水線・**広沢原清水線・諏訪越四ツ木線・吹上赤池線**、県道**和光志木線・新座和光線、市道 408 号線**が機能を担います。また、住宅地への主要アプローチ道路として良好な景観を形成するとともに、歩行者・**自転車の安全性の確保**を図ります。

●シンボル軸

市の中心的施設（和光市駅・駅前商業地・市役所・和光樹林公園）を結ぶ道路をまちの顔となるシンボルロードとして整備します。街路植栽、舗装デザイン、**電線地中化等により**道路空間の修景を図るとともに、良好な沿道のまちなみを誘導します。

4－3 都市施設整備方針

(1) 交通施設

都市計画道路の整備を推進し、本市の骨格的な道路網の早期完成に努め、交通の円滑かつ適正な処理システムを確立します。

また、まちのシンボルロードの景観整備を図るほか、住宅地内においては、主な生活施設等を結ぶ歩行者・自転車系のネットワークを整備し、住宅地内の安全・快適な生活軸を形成します。

これら道路の整備にあたっては、十分な歩道幅員の確保やバリアフリー化を徹底した道づくりを積極的に推進します。

また、まちや住宅地において骨格的な機能を担う道路は、街路植栽を導入するなど、豊かな街路景観の形成に努めます。

●広域幹線道路

広域幹線道路としては東京外かく環状道路が機能を担います。当路線は広幅員の道路空間を利用した豊かな街路植栽を施し、緑の軸として活用するとともに、沿道環境の保全を図ります。

●都市幹線道路

都市の骨格を構成する道路としては、国道 254 号及び主要地方道練馬川口線、国道 254 号バイパス（都市計画道路志木和光線）が機能を担います。周辺都市と本市を結ぶ主要道路として、円滑な交通処理機能を確保します。また、国道 254 号バイパスの延伸について、関係機関との協議を進め、実現に努めます。

●地区幹線道路

広域幹線・都市幹線道路から住宅地への自動車アクセスを担う主要道路としては、都市計画道路宮本清水線、県道和光志木線が機能を担います。住宅地への主要アプローチ道路として良好な景観を形成するとともに、歩行者空間の充実化を図ります。

●シンボル軸

市の中心的施設（和光市駅・駅前商業地・市役所・和光樹林公園）を結ぶ道路をまちの顔となるシンボルロードとして整備します。街路植栽や舗装デザイン等、道路空間の修景を図るとともに、良好な沿道のまちなみを誘導します。

●生活軸

生活軸となる道路は、公園やコミュニティ施設などを結ぶ**歩行者・自転車の安全に配慮した**道路であるとともに、住宅地内の車による移動も考慮した身近な道路として整備します。また、道路構造に応じ、並木道やコミュニティ道路として整備を進め、人も車も安全で快適な生活軸の形成を図ります。**特に、子どもの通学時の安全が確保できるよう、歩道の確保や歩車道区分の明確化をします。**

(2) 公園・緑地

荒川沿いの水辺や田園、丘陵部の樹林等、豊かな自然を生かした拠点的な公園の整備を図り、特色あるレクリエーション・憩いの場を提供します。

市街地においては身近な公園の**充実を図る**とともに、社寺林、斜面林等の緑を保全し、武蔵野の面影の残る緑豊かな住環境の基盤を形成します。また河川や街路による緑の軸を形成し、荒川の自然と市街地の緑とのネットワーク化を図ります。

●拠点的な公園・緑地

拠点的な公園としては、和光樹林公園等の**維持管理のほか**アーバンアクア公園を整備し、市民に憩いの場を提供します。

拠点的な緑地としては、**特別緑地保全地区、市民緑地、緑地保全地域等を活用しながら**、斜面林、社寺林、屋敷林等の保全を図り、また、公園に取り入れるなど、武蔵野の面影を生かした住宅地の緑づくりを図ります。

また、住宅地内の身近な公園を充実するものとして、街区公園等の適切な配置を図っていきます。

●緑のネットワーク

東京外かく環状道路は、和光樹林公園からアーバンアクア公園・荒川へ至る緑の南北軸として**維持管理を図ります**。

また、白子川・谷中川・越戸川の**多自然化^(※2)**・散策路化を図り、荒川と市街地をつなぐ水辺のネットワークとして活用します。

シンボルロード及び生活軸は、まち中の主要な緑のネットワークとして、緑豊かな街路空間、歩行者・自転車空間の**安全に配慮した道路**の整備を図ります。

(※2)多自然化：瀬や淵、河畔の植生など川が持つ本来の環境に基づいた河道や護岸の整備を図り、生態系を再生する川づくりの試み。

●生活軸

生活軸となる道路は、公園やコミュニティ施設などを結ぶ自転車歩行者道路であるとともに、住宅地内の車による移動も考慮した身近な道路として整備します。また、道路構造に応じ、並木道やコミュニティ道路として整備を進め、人も車も安全で快適な生活軸の形成を図ります。

(2) 公園・緑地

荒川沿いの水辺や田園、丘陵部の樹林等、豊かな自然を生かした拠点的な公園の整備を図り、特色あるレクリエーション・憩いの場を提供します。

市街地においては身近な公園を充実するとともに、社寺林、斜面林等の緑を保全し、武蔵野の面影の残る緑豊かな住環境の基盤を形成します。また河川や街路による緑の軸を形成し、荒川の自然と市街地の緑とのネットワーク化を図ります。

●拠点的な公園・緑地

拠点的な公園・緑地としては、和光樹林公園、荒川河川敷運動公園の整備拡充を図り、また、荒川右岸流域下水道新河岸川処理センターの上部空間を利用した親水広場（彩の国アーバンアクア広場）を整備し、市民に憩いの場を提供します。また、荒川沿いの農地を活用し、市民農園（アグリパーク）の整備を図ります。

拠点的な緑地としては、ふるさとの森の保全を図るとともに、斜面林、社寺林、屋敷林等の保全を推進し、また、公園に取り入れるなど、武蔵野の面影を生かした住宅地の緑づくりを図ります。

また、住宅地内の身近な公園を充実するものとして、街区公園等の適切な配置を図っていきます。

●緑のネットワーク

東京外かく環状道路は、和光樹林公園から彩の国アーバンアクア広場・荒川へ至る緑の南北軸として整備します。

また、白子川・谷中川・越戸川の多自然型河川化^(※3)・散策路化を図り、荒川と市街地をつなぐ水辺のネットワークとして活用します。

シンボルロード及び生活軸は、まち中の主要な緑のネットワークとして、緑豊かな街路空間、歩行者・自転車空間の整備を図ります。

(※3)多自然型河川化：瀬や淵、河畔の植生など川が持つ本来の環境に基づいた河道や護岸の整備を図り、生態系を再生する川づくりの試み。

(新)

(3) 公共下水道

公共下水道は、河川等の水質を保全し、また、市街地等の降雨による浸水を防止するなど、都市における良好な生活環境を保つ上で、不可欠となる施設です。既成市街地における未整備区域の早期整備に努めるとともに、市街化の進展や新規開発などの動向に適切に対応し、**土地区画整理事業、まちづくり条例等に基づき計画的に整備を進めていきます。**

また、老朽化した施設について、重要度などを勘案して計画的な改築更新を実施するとともに、震災等災害時でも汚水処理に支障をきたさないように、既存の重要な管路施設の耐震化など、管渠及びマンホールの災害対策を推進します。

●雨 水

都市化の進展にともない雨水の流出量が増大することから、市街地の安全性を高めるため、河川改修の進捗や市街化の進展を踏まえながら、新河岸川総合治水対策に基づく計画的な雨水排水施設の整備を進めていきます。雨水排水施設の未整備の地区においては、面的な開発に際し、**まちづくり条例に基づいて雨水貯留施設や浸透性の排水施設の設置を指導するなど、流出の抑制策を講じ、集中豪雨などによる浸水対策にも対応できるよう適切な雨水処理に対処していきます。**

●汚 水

土地区画整理事業等、市街化の進捗にあわせ汚水排水施設の整備を進め、生活排水等の適切な処理を図っていきます。

(4) 河 川

市街化の進捗等にあわせ、雨水流出量にみあった適切な流下能力の確保や雨水貯留施設の設置を図るなど、総合的な治水対策を進め、水害に強い安全な都市基盤を形成します。

また、河川は都市に残された貴重な自然空間として、生態系の保全や都市にうるおいをもたらす良好な水辺景観を演出するなど、緑・自然を生かした多自然型河川として整備を進めます。

(3) 公共下水道

公共下水道は、河川等の水質を保全し、また、市街地等の降雨による浸水を防止するなど、都市における良好な生活環境を保つ上で、不可欠となる施設です。既成市街地における未整備区域の早期整備に努めるとともに、市街化の進展や新規開発などの動向に適切に対処し、計画的な整備を進めていきます。

●雨 水

都市化の進展にともない雨水の流出量が増大することから、市街地の安全性を高めるため、河川改修の進捗や市街化の進展を踏まえながら、新河岸川総合治水対策に基づく計画的な雨水排水施設の整備を進めていきます。雨水排水施設の未整備の地区においては、面的な開発に際し、雨水貯留施設の設置を指導するなど、流出の抑制策を講じ、適切な雨水処理に対処していくものとします。

また、浸透性の排水施設の普及を図るなど、地下への雨水の環流を促し、雨水流出の抑制化を図るとともに、湧水地水源の保全に努めます。

●汚 水

土地区画整理事業等、市街化の進捗にあわせ污水排水施設の整備を進め、生活排水等の適切な処理を図っていきます。

(4) 河 川

市街化の進捗等にあわせ、雨水流出量にみあった適切な流下能力の確保や雨水貯留施設の設置を図るなど、総合的な治水対策を進め、水害に強い安全な都市基盤を形成します。

また、河川は都市に残された貴重な自然空間として、生態系の保全や都市にうるおいをもたらす良好な水辺景観を演出するなど、緑・自然を生かした多自然型河川として整備を進めます。

(新)

(5) 生活関連施設

まちの拠点となる各コアを中心として、生活利便性の向上や文化・コミュニティ活動等を支える生活関連施設の充実を図り、余暇活動や生涯学習に対する多様なニーズに対応します。

また、小・中学校の**学校施設開放**を推進し、コミュニティの拠点として活用します。

●生活支援施設

文化活動、コミュニティ活動や行政サービス等市民生活を支援する公益的な施設については、市民のニーズに応じて機能の適切な配置を図るとともに、**施設の維持管理に努めます。**

公益的な生活支援施設の整備にあたっては、施設の集約的な配置による施設相互間の利便性を確保するとともに、コミュニティや通勤・通学、買い物等日常生活に際しての市民利用の利便性に配慮する等市全体における機能分担を踏まえ、地域性を活かした機能の導入に努めます。

また、地区における身近な生活機能を支援する公益的な施設の充実に努め、地区住民の交流の拠点として**の活用**を図ります。

●小・中学校

児童・生徒の動向に対応した学校施設の整備を進め、教育環境の充実に努めるとともに、**地域の児童・生徒数のバランスを図りながら、施設の適正な配置に努めます。**

また、避難所・防災拠点としての機能を強化するとともに、**校庭や体育館等の学校施設開放を推進し、地域の拠点となる施設として積極的に活用します。**

(5) 生活関連施設

まちの拠点となる各コアを中心として、生活利便性の向上や文化・コミュニティ活動等を支える生活関連施設の充実を図り、余暇活動や生涯学習に対する多様なニーズに対応します。

また、小・中学校の地域開放化を推進し、コミュニティの拠点として活用します。

●生活支援施設

文化活動、コミュニティ活動や行政サービス等市民生活を支援する公益的な施設については、市民のニーズに応じて機能の適切な配置を図り、整備を推進します。

公益的な生活支援施設の整備にあたっては、施設の集約的な配置による施設相互間の利便性を確保するとともに、コミュニティや通勤・通学、買い物等日常生活に際しての市民利用の利便性に配慮する等市全体における機能分担を踏まえ、地域性を活かした機能の導入に努めます。

また、地区における身近な生活機能を支援する公益的な施設の充実に努め、地区住民の交流の拠点として整備を図ります。

●小・中学校

児童・生徒の動向に対応した学校施設の整備を進め、教育環境の充実に努めます。

また、少子化の進行に伴い、地域における拠点的な公益施設として、有効な利用を進めます。避難所・防災拠点としての機能を強化するとともに、グラウンドや体育館の開放化を進め、地域利用施設として積極的に活用を図ります。

(新)

■都市施設（道路）整備方針図



■都市施設（道路）整備方針図 凡例

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| ● 広域幹線道路(供用済) | ● 地区幹線道路(供用済) | ■ シンボル軸(供用済) |
| ● 都市幹線道路(供用済) | ● 地区幹線道路(計画) | ■ シンボル軸(計画) |
| ■ 都市幹線道路(構想) | | ● 生活軸(歩道等の充実) |

(旧)



4-4 都市環境形成方針

本市は、都心近郊にあって河川や樹林地・農地などに自然環境に恵まれる都市となっていますが、都市化の進展に伴い自然は徐々に失われつつあります。都市環境の形成にあたっては、**環境基本計画、緑地保全計画等に基づき**、これら自然の保全を積極的かつ計画的に推進し、**市民との協働により**都市環境の向上を図り、地域の風土・生態系の維持・再生に努めます。また、市街地の整備にあたっては環境負荷の少ないまちづくりを推進し、省エネルギー・循環型の都市づくりに取り組みます。

(1) 自然環境・農地の保全

① 樹林地・湧水地の保全

丘陵部に残る斜面樹林、屋敷林、社寺林は、武蔵野の面影を留める**原風景**の緑として保全地区の指定、保存樹木の指定、市民緑地制度の活用等により、**保全・育成**します。また樹林下にしみ出る湧水地は**市民との協働により**積極的に保全し、地域の豊かな環境を象徴するシンボリックな自然として公園等に取り込むなどまちづくりの資源とします。

- **特別緑地保全地区指定・市民緑地制度の活用・緑地保全地域指定、保存樹林指定**

② 農地の保全

荒川沿いの農地部は、農地と自然とが調和した**環境**を形成し、昆虫や小動物等の多様な生息環境の保全・再生に**寄与しています**。市民農園などを核として、市民の憩いの場を形成するとともに、ビオトープ^(※3)を整備するなど、**畑**や自然とのふれあいの場として活用します。

- **農業基盤の保全、有機・循環型農業の推進等**

③ 河川・水辺の保全

荒川・新河岸川は、大河を軸とする首都圏レベルの環境軸を形成するものとして、川沿いの農地とあわせた広がりあるオープンスペースを確保するとともに、多自然化を推進します。

(※3)ビオトープ：単に植物があるだけの「緑」ではなく、特定の生物群落が生存できるような、特定の生態的な環境条件を備えた良好な自然空間。一般的には小動物・昆虫等が生態系を形成する湿地や水辺のある緑地をいうことが多い。

4-4 都市環境形成方針

本市は、都心近郊にあって河川や樹林地・農地などに自然環境に恵まれる都市となっていますが、都市化の進展に伴い自然は徐々に失われつつあります。都市環境の形成にあたっては、これら自然の保全を積極的かつ計画的に推進し、都市環境の向上を図るとともに、地域の風土・生態系の維持・再生に努めます。また、市街地の整備にあたっては環境負荷の少ないまちづくりを推進し、省エネルギー・循環型の都市づくりに取り組みます。

(1) 自然環境・農地の保全

①河川・水辺の保全

荒川・新河岸川は、大河を軸とする首都圏レベルの環境軸を形成するものとして、川沿いの農地とあわせた広がりあるオープンスペースを確保するとともに、多自然型河川化を推進します。

：多自然型護岸、彩湖のビオトープ^(※4)化等

市内を流れる、白子川、谷中川、越戸川は、都市内に残された貴重な水辺空間として多自然河川化を推進し、生物の生息環境等を確保するとともに、住宅地にうるおいを持ち込む身近な自然空間として活用を図ります。

：多自然型護岸、瀬・淵の再生、散策路・並木の整備等

②田園環境の保全

荒川沿いの農地部は、農地と自然とが調和した優良な田園環境を形成し、昆虫や小動物等の多様な生息環境の保全・再生を図ります。市民農園などを核として、市民の憩いの場を形成するとともに、ビオトープを整備するなど、田園や自然とのふれあいの場として活用します。

：農業基盤の保全・再整備、有機・循環（家庭ゴミの堆肥化）型農業の推進、用水路の多自然型河川化、ビオトープを含む農業公園の整備等

③樹林地・湧水地の保全

丘陵部に残る斜面樹林、屋敷林、社寺林は、武蔵野の面影を留める風土の緑として保全地区の指定、保存樹木の指定、市民緑地制度の活用等により、極力保全します。また樹林下にしみ出る湧水地は積極的に保全し、地域の豊かな環境を象徴するシンボリックな自然として公園等に取り込むなどまちづくりの資源とします。

：保全地区指定、保存樹林指定、市民緑地制度の活用

(※4)ビオトープ：単に植物があるだけの「緑」ではなく、特定の生物群落が生存できるような、特定の生態的な環境条件を備えた良好な自然空間。一般的には小動物・昆虫等が生態系を形成する湿地や水辺のある緑地をいうことが多い。

➤ 多自然型護岸等

市内を流れる、白子川、谷中川、越戸川は、都市内に残された貴重な水辺空間として多自然化を推進し、生物の生息環境等を確保するとともに、住宅地にうるおいを **もたらす** 身近な自然空間として活用を図ります。

➤ 多自然型護岸、瀬・淵の再生、散策路・並木の整備等

(2) 環境負荷の少ないまちづくり

市街地の形成にあたっては、水循環や緑豊かなまちづくり等を推進し、ヒートアイランド現象^(※4)などの都市気象を緩和する、自然にやさしいまちづくりを推進します。

① 緑豊かなまちづくり

土地区画整理事業などに際し、緑豊かな公園の整備を図るとともに、街路樹等による道路緑化を積極的に推進し、都市空間の豊かな緑を創出します。

公的機関や団地など規模の大きな施設・住宅が立地する国道 254 号南側のエリアでは、ゆとりある宅地外部空間を利用した、一体的かつ面的な植栽を誘導し、新しい武蔵野の森の形成を図ります。

一定規模以上の開発による戸建住宅地においては、まちづくり条例に基づいて、緑豊かなまちづくりを促進します。

- 公園の緑化・街路樹等による道路緑化の推進
- 公共施設の緑化推進
- **緑化協定等による民間施設の緑化促進**

② 水循環の推進

土地区画整理事業等に際し、雨水浸透型の排水・貯水施設や透水性舗装により雨水の地下浸透を推進するとともに、既存住宅等に対しても雨水貯留槽の設置を促進することにより雨水流出を抑制し、植物の生育環境や地下水の保全を図ります。

- 雨水浸透型の排水・貯水施設の設置
- **雨水貯留槽の設置助成**や透水性舗装の推進
- **地下水の保全**

(※4)ヒートアイランド現象：都市化により、地盤のコンクリート化、緑地の減少、エネルギー消費の増大が進み、都心部で平均気温が上昇する現象。等温線を描くと都心部が島のような形になることから、「ヒートアイランド」と呼ばれている。

(2) 環境負荷の少ないまちづくり

市街地の形成にあたっては、水循環や緑豊かなまちづくり等を推進し、ヒートアイランド現象^(※5)などの都市気象を緩和する、自然にやさしいまちづくりを推進します。

①水循環の推進

雨水浸透型の排水・貯水施設や透水性舗装の利用等により雨水の地下浸透を推進し、雨水流出を抑制するとともに、植物の生育環境や湧水地の水源を保全します。

：雨水浸透型の排水・貯水施設の設置や透水性舗装の推進、湧水地の水源確保

②緑豊かなまちづくり

土地区画整理事業などに際し、緑豊かな公園の整備を図るとともに、街路樹等による道路緑化を積極的に推進し、都市空間の豊かな緑を創出します。

公的機関や団地など規模の大きな施設・住宅が立地する国道 254 号南側のエリアでは、ゆとりある宅地外部空間を利用した、一体的かつ面的な植栽を誘導し、新しい武蔵野の森の形成を図ります。

戸建住宅地においても生け垣の助成等により、緑豊かなまちづくりを促進します。

：公園の緑化・街路樹等による道路緑化の推進、公共施設の緑化推進、民間施設の緑化促進

(※5) ヒートアイランド現象：都市化により、地盤のコンクリート化、緑地の減少、エネルギー消費の増大が進み、都心部で平均気温が上昇する現象。等温線を描くと都心部が島のようになるところから、「ヒートアイランド」と呼ばれている。

4－5 都市景観形成方針

荒川沿いの低地部に突き出した台地の突端部に位置する本市は、複雑な地形を構成し、自然環境や土地利用の形態等により個性的な表情を持ついくつかの景観ゾーンに区分されます。

都市景観の形成に当たっては、これら景観ゾーンの特色を生かした多様な表情のまちなみを形成し、和光らしさのある個性的な都市景観の創出を図ります。

また、本市の良好なまちなみをアピールする場として、まちや住宅地における骨格的な景観軸を設定し、まちのイメージを高める魅力的な景観の展開を図ります。

なお、景観行政団体となり平成 22 年に策定した景観条例、景観計画に基づき都市と自然が調和した景観形成に努めます。

(1) 景観軸の形成

まちのイメージを高め、豊かなまちなみを印象づけるシンボリックな景観形成の場として、次の骨格的な景観軸の整備を図ります。

① シンボル景観軸

和光市駅前の商業業務地から和光樹林公園に至る道路をまちのシンボルロードとして位置づけ、沿道のまちなみと一体的にまちの顔となる軸景観の形成を図ります。

② 住宅地景観軸

住宅地内の歩行者・自転車の安全性に配慮した生活軸及び地区幹線道路は、日々の暮らしの中で身近に接し、まちへの愛着を育む住宅地内の景観軸として、豊かな緑を基調に、きめ細やかで表情の豊かな住宅地・街路景観を展開します。

③ 河川景観軸

荒川、新河岸川、白子川、越戸川及び谷中川の周辺では、潤いのある水辺空間と調和した景観を形成します。

④ 眺望景観軸

台地端斜面とこれに伴う斜面林により縁取られる“眺望景観軸”は、低地部を望む見晴らしを楽しむことができるよう、また、周辺からそれを見通すことができるよう眺望を確保します。

4－5 都市景観形成方針

荒川沿いの低地部に突き出した台地の突端部に位置する本市は、複雑な地形を構成し、自然環境や土地利用の形態等により個性的な表情を持ついくつかの景観ゾーンに区分されます。

都市景観の形成に当たっては、これら景観ゾーンの特色を生かした多様な表情のまちなみを形成し、和光らしさのある個性的な都市景観の創出を図ります。

また、本市の良好なまちなみをアピールする場として、まちや住宅地における骨格的な景観軸を設定し、まちのイメージを高める魅力的な景観の展開を図ります。

(1) 景観軸の形成

まちのイメージを高め、豊かなまちなみを印象づけるシンボリックな景観形成の場として、次の骨格的な景観軸の整備を図ります。

①シンボル景観軸

和光市駅前の商業業務地から和光樹林公園に至る道路をまちのシンボルロードとして位置づけ、沿道のまちなみと一体的にまちの顔となる軸景観の形成を図ります。

②住宅地景観軸

住宅地内の主要な歩行者・自転車道となる生活軸は、日々の暮らしの中で身近に接し、まちへの愛着を育む住宅地内の景観軸として、豊かな緑を基調に、きめ細やかで表情の豊かな住宅地・街路景観を展開します。

(新)

(2) 景観拠点の形成

① 中心市街地景観の拠点

和光市駅周辺は、市民生活を支える中心市街地として、魅力ある商業地と発展しつつあることから、本市への玄関口及び本市全体の市街地構造の要となる中心市街地景観を形成します。

② 緑の拠点

和光樹林公園などの公園・緑地は、周辺との調和や公園内外からの眺望に配慮します。

また、低地と台地の境にある斜面林、点在する社寺林や屋敷林などのまとまった緑は、それぞれに期待される機能に応じて、保全・維持していくことを目指します。特に、湧水については、樹林と一体として保全します。

③ 歴史・文化の拠点

旧川越街道や白子宿などの宿場町の面影、社寺や古い民家などの建物は、歴史や文化を感じさせる地域資源として保存・継承するとともに、周辺の街路空間や住宅、緑などとの調和を図ります。

また、伝統芸能や和光市ゆかりの文化人の足跡を継承するような、テーマ性を持った景観を保全・創出します。

(3) ゾーン景観の形成

本市の景観は、おおむね次のような5つのゾーンとして区分され、各ゾーンの特色を生かした景観形成を図ることとします。

① 北側低地ゾーン

堤防や河川を背景とした「農地と共存する景観」を形成します。

- ・ 農地や樹林の保全
- ・ 新河岸川・荒川沿いの川辺の緑・自然の回復
- ・ 農地になじむ施設等の緑化・修景
- ・ 緑道や並木等による台地と川を結ぶ緑のネットワーク化

(2) ゾーン景観の形成

本市の景観は、おおむね次のようなゾーンとして区分され、各ゾーンごとの特色を生かした景観形成を図ることとします。

- ・北側低地ゾーン：荒川沿いの伸びやかな田園ゾーン
- ・北側台地ゾーン：谷戸^(※6)が入り組み、武蔵野の風情が残る田園的住宅地ゾーン
- ・鉄道沿南台地ゾーン：和光市駅前の中心市街地を核とする既成市街地ゾーン
- ・南側台地ゾーン：公的機関・団地等の緑豊かな景観が展開する計画的市街地ゾーン
- ・白子川沿い低地ゾーン：白子川沿いの斜面に宿場の面影を残す歴史的住宅地ゾーン

①北側低地ゾーン

堤防や河川を背景とした「田園と共存する景観」を形成します。

- ・農地や樹林の保全
- ・新河岸川・荒川沿いの川辺の緑・自然の回復
- ・田園になじむ施設等緑化・修景
- ・緑道や並木等による台地と川を結ぶ緑のネットワーク化

(※6)谷戸：台地部などに入り込んだ谷状の地形。北側台地ゾーンは、台地縁辺部や谷中川から分岐する小さな谷戸が台地部に進入し、複雑な微地形を構成する。

② 北側台地ゾーン

地形を生かしながら多様な樹林を背景に、「歴史的な環境と調和する住宅地景観」を形成します。

- ・微地形（起伏）や斜面樹林・社寺林、農地（生産緑地）の保全
- ・坂道、小路などの演出
- ・緑豊かな住宅地景観の誘導
- ・谷中川沿いの水辺景観の形成

③ 鉄道沿南台地ゾーン

新旧の施設を背景に、新しい中心的な施設・空間が展開する「にぎわいのある市街地景観」を形成します。

- ・まちのイメージを高める駅前広場・シンボルロードの整備
- ・個性ある商店街のまちなみの形成
- ・まちなみを彩る特色ある通り・街角広場等の整備
- ・店舗併設型の集合住宅、業務ビルの立地促進

④ 南側台地ゾーン

まとまりのある樹林の中に、様々な施設や住宅地が融け込み、まちなみを形成する「緑と調和した市街地景観」を形成します。

- ・街路の緑と施設・団地内の緑による一体的な樹林の形成
- ・まちなみと一体となる敷地境界の緑化誘導
- ・建物や庭先空間を活用した演出

⑤ 白子川沿い低地ゾーン

白子川沿いの斜面と樹林を背景とし、宿場町の面影を継承する「歴史的雰囲気具备了市街地景観」を形成します。

- ・坂道や橋の修景、斜面樹林の保全
- ・歴史的雰囲気を演出する辻空間（交差点・橋詰め^(※5)等）の演出
- ・街道をイメージしたデザインの路・まちなみの誘導
- ・白子川の修景・散策路化

(※5)橋詰め：橋の渡り口となる橋のたもとの空間。小広場を設けることにより、親水性・眺望に優れた憩いの場が形成され、また橋を特徴づける景観的な要素として重要な役割を担う。

②北側台地ゾーン

地形を生かしながら多様な樹林を背景に、「歴史的な環境と調和する住宅地景観」を形成します。

- ・微地形（起伏）や斜面樹林・社寺林、農地（生産緑地）の保全
- ・坂道、小路などの演出
- ・緑豊かな住宅地景観の誘導（生け垣・石垣・庭）
- ・谷中川沿いの水辺景観の形成

③鉄道沿南台地ゾーン

新旧の施設を背景に、新しい中心的な施設・空間が展開する「にぎわいのある市街地景観」を形成します。

- ・まちのイメージを高める駅前広場・シンボルロードの整備
- ・個性ある商店街のまちなみの形成
- ・まちなみを彩る特色ある通り・街角広場等の整備
- ・店舗併設型の集合住宅、業務ビルの立地促進

④南側台地ゾーン

まとまりのある樹林の中に、様々な施設や住宅地が融け込み、まちなみを形成する「緑と調和した市街地景観」を形成します。

- ・街路の緑と施設・団地内の緑による一体的な樹林の形成
- ・敷地内の豊かな緑がまちなみ参加する広がりのある敷地境界の演出
- ・建物や庭先空間を活用した演出

⑤白子川沿い低地ゾーン

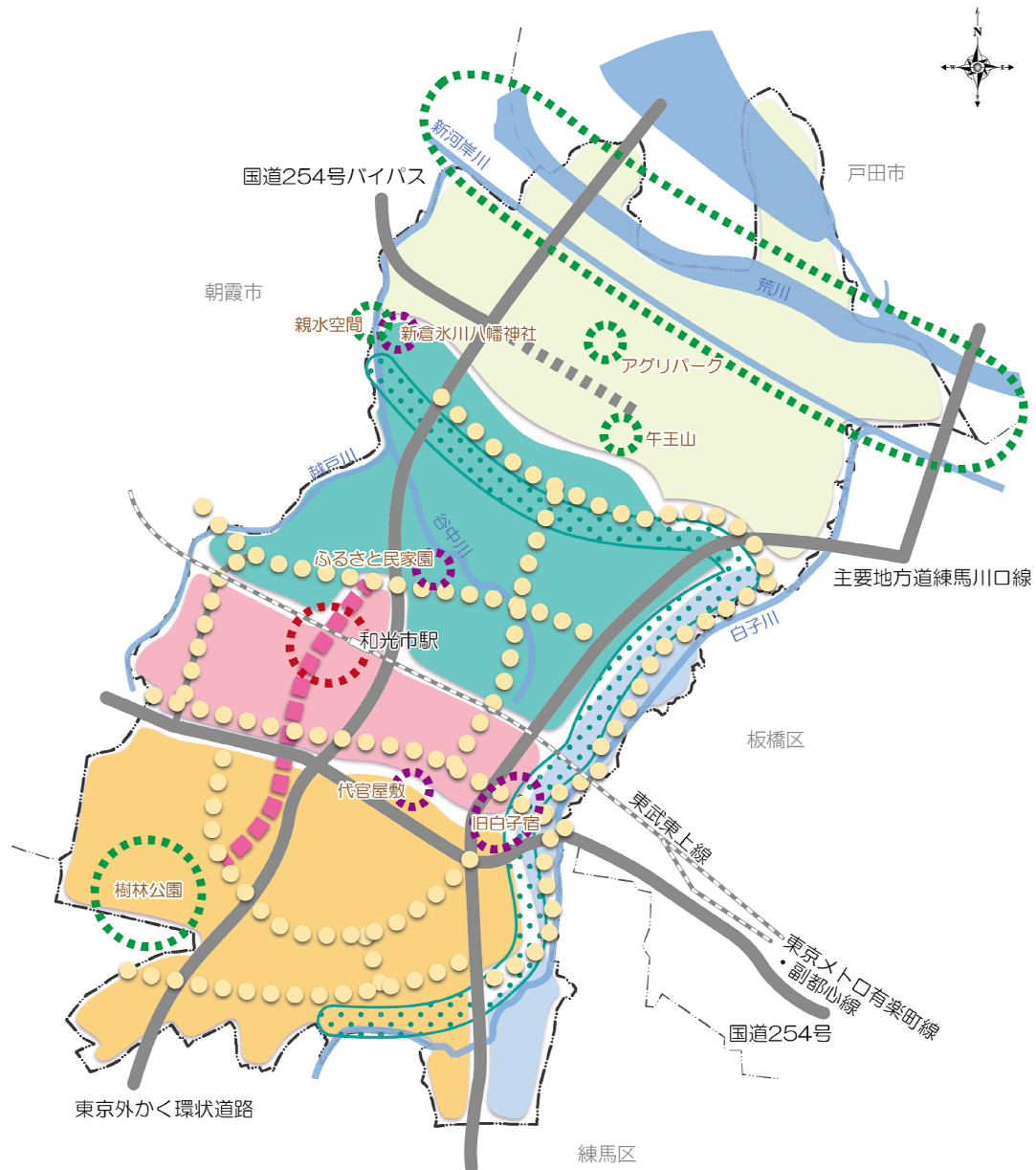
白子川沿いの斜面と樹林を背景とし、宿場町の面影を継承する「歴史的雰囲気備えた市街地景観」を形成します。

- ・坂道や橋の修景、斜面樹林の保全
- ・歴史的雰囲気を演出する辻空間（交差点・橋詰め^(※7)等）の演出
- ・街道をイメージしたデザインの路・まちなみの誘導
- ・白子川の修景・散策路化

(※7)橋詰め：橋の渡口となる橋のたもとの空間。小広場を設けることにより、親水性・眺望に優れた憩いの場が形成され、また橋を特徴づける景観的な要素として重要な役割を担う。

(新)

■都市景観形成方針図



■都市景観形成方針図 凡例

【景観軸】

- シンボル景観軸
- 住宅地景観軸
- 河川景観軸
- 眺望景観軸

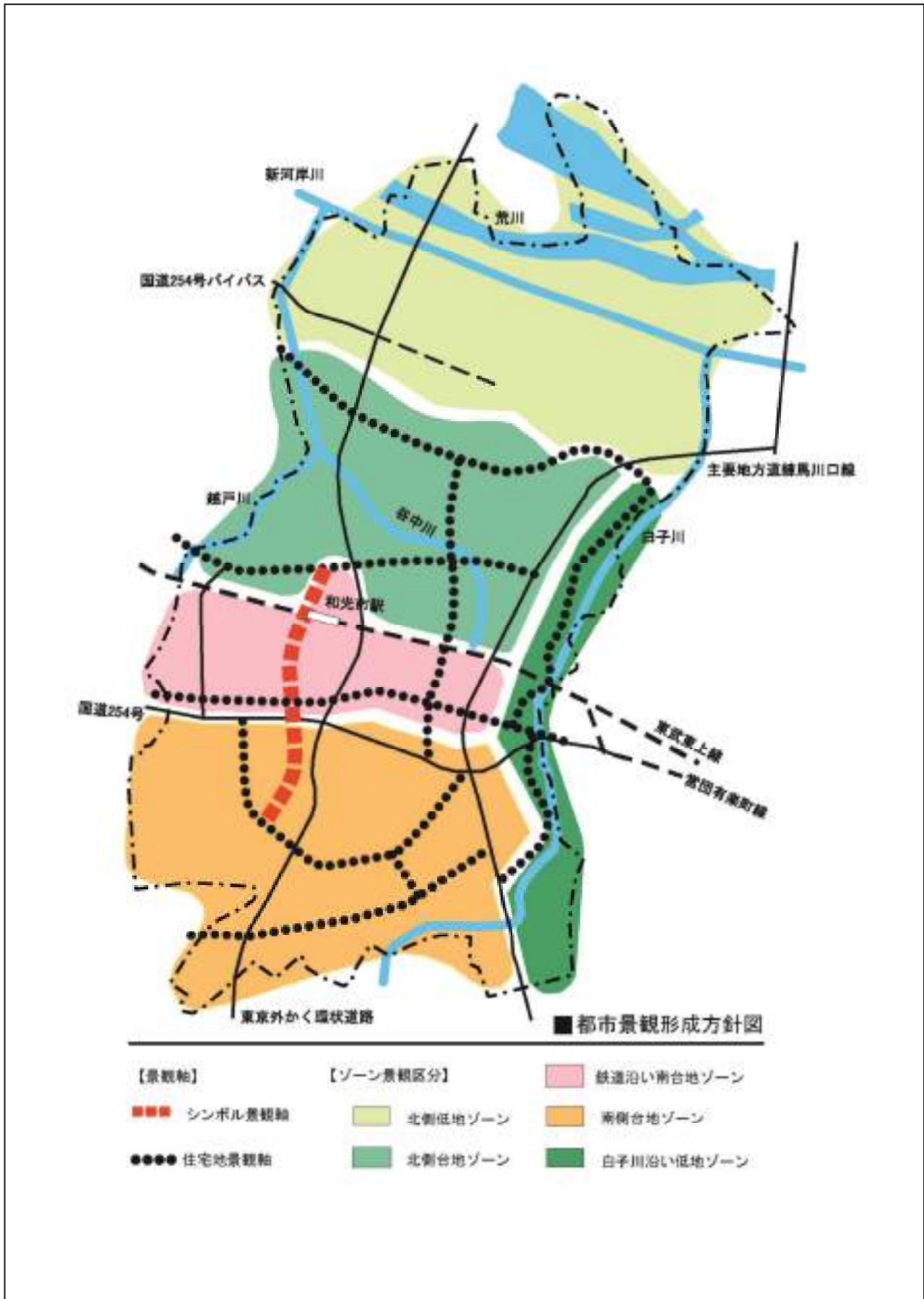
【景観拠点】

- 中心市街地景観の拠点
- 緑の拠点
- 歴史・文化の拠点

【ゾーン景観区分】

- 地北側低地ゾーン
- 北側台地ゾーン
- 鉄道沿い南台地ゾーン
- 南側台地ゾーン
- 白子川沿い低地ゾーン

(旧)



4-6 都市防災化方針

災害発生時の安全な避難活動が図れるよう、適切な避難路及び避難場所の整備を推進します。また、災害に対し安全性の高い都市構造を形成するものとして、住宅密集地の改善や急傾斜地の安全対策を推進するとともに、防災空間となる公園の整備や農地・緑地等の保全を図ります。また、地域防災計画における避難路・避難場所の指定、隣接区との災害協定等に基づき都市防災の強化を図ります。

(1) 避難路・避難場所の整備

市街地火災等に対し、安全な避難が可能となるよう、適切な避難場所を確保するとともに、それらをネットワークする避難路の整備を進めます。また、隣接する練馬区及び板橋区との調整により、避難施設の相互利用等を図るなど、災害時の連携体制を構築し、一層の安全性向上に努めます。

① 避難路の整備

都市計画道路等の整備を推進し、市内を網の目状に覆う避難路（幅員 12m 以上）を確立し、各地点からの 2 方向避難が可能な避難路の整備を図ります。

避難路となる道路は沿道建物の耐震化の促進を図ります。

② 避難場所の整備

市街地火災等に際し市民の安全を確保する避難場所としては、広域避難場所である和光樹林公園の活用を図ります。また、隣接する練馬区及び板橋区と災害時応援協定を締結したことから、広域避難場所との相互利用化を進めるなど、広域的な視点により、道路や地形などの条件を踏まえた適切な避難体制の構築に努めていきます。

生産緑地については、非常時の避難場所としての指定を推進するなど、市街地内の避難体制の充実に、積極的に活用します。

避難所として小・中学校、公民館及びコミュニティセンター等を活用し、耐震・耐火構造により防災性を強化するとともに、防災倉庫等の整備を進め、防災拠点としての機能の充実に努めます。

(2) 市街地の防災性の向上

災害の恐れのある危険個所について改善策を進めるとともに、防災空間の充実化を図ります。

① 住宅密集地域の再整備

老朽化した住宅の質の向上、住環境の改善、防災上の安全を図るため、市街地再開発事業等を推進し、集合住宅化や道路・公園の整備を図ります。

4－6 都市防災化方針

災害発生時の安全な避難活動が図れるよう、適切な避難路及び避難場所の整備を推進します。また、災害に対し安全性の高い都市構造を形成するものとして、住宅密集地の改善や急傾斜地の安全対策を推進するとともに、防災空間となる公園の整備や農地・緑地等の保全を図ります。

(1) 避難路・避難場所の整備

市街地火災等に対し、安全な避難が可能となるよう、適切な避難場所を確保するとともに、それらをネットワークする避難路の整備を進めます。また、隣接する東京都との調整により、避難施設の相互利用等を図るなど、災害時の連携体制を構築し、一層の安全性向上に努めます。

①避難路の整備

都市計画道路等の整備を推進し、市内を網の目状に覆う避難路網（幅員 12m以上）を確立し、各地点からの2方向避難が可能な避難体制の整備を図ります。

避難路となる道路は街路植栽を施す等、安全性の向上を図ります。

②避難場所の整備

市街地火災等に際し市民の安全を確保する避難場所としては、広域避難場所である和光樹林公園の活用を図ります。また、隣接する東京都の広域避難場所との相互利用化を進めるなど、広域的な視点により、道路や地形などの条件を踏まえた適切な避難体制の構築に努めていきます。

生産緑地については、非常時の避難場所としての指定を推進するなど、市街地内の避難体制の充実に、積極的に活用します。

一時避難場所として公民館やコミュニティセンター等、収容避難所として小中学校を活用し、耐震・耐火構造を確保するなど防災性を強化するとともに、防災倉庫等の整備を進め、防災拠点としての機能の充実に図ります。

(2) 市街地の防災性の向上

災害の恐れのある危険個所について改善策を進めるとともに、防災空間の充実化を図ります。

①住宅密集地域の再整備

老朽化した住宅の質の向上、住環境の改善、防災上の安全を図るため、市街地再開発事業等を推進し、集合住宅化や道路・公園の整備を図ります。

(新)

② 急傾斜地安全対策

土砂災害による崩壊の危険性のある急傾斜地については、埼玉県等と調整を図り崩壊防止対策を推進し、防災性の向上を図ります。

③ オープンスペースの確保

街区・近隣公園の適正な配置に努めるとともに、既設公園を整備し、防災空間としての機能向上を図ります。

④ 延焼遮断帯の整備・保全

市街地火災での延焼の拡大を防止する、市街地の安全性を高めるうえで効果的な機能を担う農地、斜面緑地等を保全します。

また、市内を区画する主要道路について、延焼遮断帯として沿道整備、建築物の不燃化等を計画的に推進していきます。

(3) 水害予防施設の充実

① 河川施設、内水予防施設の整備

河川施設として排水機場、排水ポンプ場、内水予防施設としての調整池、雨水貯留・浸透施設の整備を進めます。

② 保水機能の保全

集中豪雨や台風などによる被害を最小限に抑えるために、遊水池・調整池の整備や公共下水道における雨水対策(「4-3 都市施設整備方針 (3) 公共下水道」参照)を進め、雨水を一度に河川へ流出させないようにします。

(旧)

②急傾斜地安全対策

土砂災害による崩壊の危険性のある急傾斜地については、崩壊防止対策を推進し、防災性の向上を図ります。

③オープンスペースの確保

街区・近隣公園の適正な配置に努めるとともに、既設公園を整備し、防災空間としての機能向上を図ります。

④延焼遮断帯の整備・保全

市街地火災での延焼の拡大を防止する、市街地の安全性を高めるうえで効果的な機能を担う農地、斜面緑地等を保全します。

また、市内を区画する主要道路について、延焼遮断帯として沿道整備、建築物の不燃化等を計画的に推進していきます。

(3) 水害予防施設の充実

①河川施設、内水予防施設の整備

河川施設として排水機場、排水ポンプ場、内水予防施設としての調整池、雨水貯留・浸透施設の整備を進めます。

②保水機能の保全

保水機能の保全として、遊水池や調整池の整備を進め、雨水をできるかぎり流域内に保水・遊水させて、一度に河川へ流出させないように図ります。

(新)

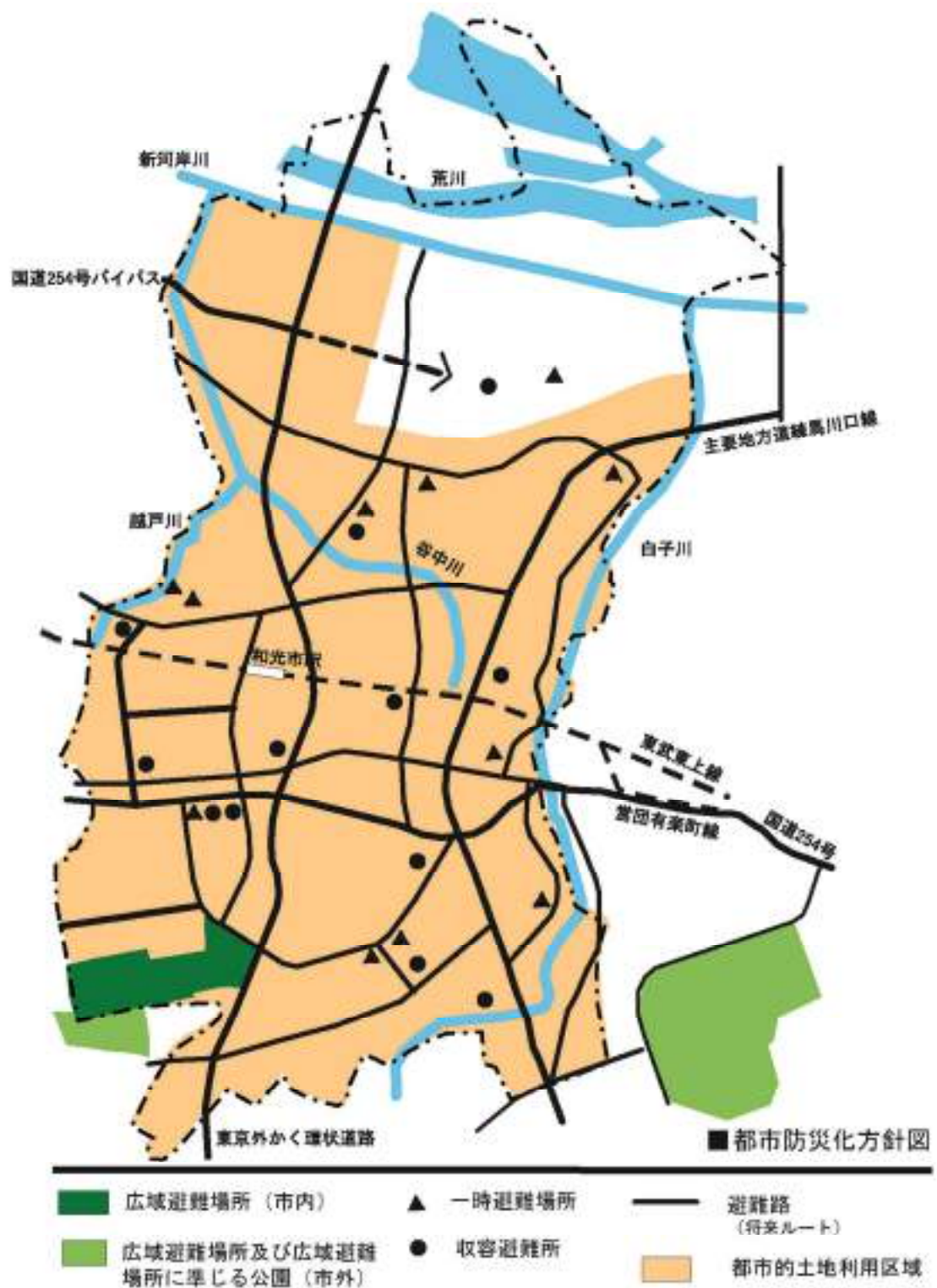
■都市防災化方針図



■都市防災化方針図 凡例

- | | | | | | |
|---|--------------------------|---|-------|--|------------|
|  | 広域避難場所(市内) |  | 避難所 |  | 避難路(将来ルート) |
|  | 広域避難場所及び広域避難場所に準じる公園(市外) |  | 予備避難所 |  | 都市的土地利用区域 |

(旧)



5 地区別構想

地区別構想は、全体都市構造を踏まえた上で、地区ごとの個別的な課題に対応するとともに地区の特性を生かした魅力的なまちづくりを図るため、地区ごとのまちづくりの指針を定めるものです。

現況調査により把握された地区特性及び課題に基づき、また、地区住民との懇談会での意見・提言を踏まえ、地区が目指すべき将来像を明らかにし、その実現のための主な施策について、まちづくり方針として整理しています。

まちづくりの基本的な単位となる地区の区分は、鉄道及び主要な道路で区分される下記の5地区としました。

地区区分図

